

官報号外

平成十九年三月十六日

○第百六十六回 衆議院会議録 第十四号

平成十九年三月十六日(金曜日)

議事日程 第九号

平成十九年三月十六日
午後一時開議

第一 特殊土じ、よう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

第二 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

○本日の会議に付した案件

議員辞職の件

日程第一 特殊土じ、よう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(内閣提出)

(内閣提出) 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

執行官法の一部を改正する法律案(内閣提出)
都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案
(内閣提出)

平成十九年三月十六日 衆議院会議録第十四号

議員辞職の件

特殊土じ、よう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

午後一時二分開議

議員辞職の件

○議長(河野洋平君) 議員荒井聰君から辞表が提出されています。これにつきお諮りいたしたいと思います。

まず、その辞表を朗読させます。

〔参事朗読〕

今般 一身上の都合により衆議院議員を辞職いたたく御許可願います。

平成十九年三月十五日

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員 荒井 聰

衆議院議員 荒井 聰

○議長(河野洋平君) 採決いたします。
荒井聰君の辞職を許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、辞職を許可することに決りました。

○議長(河野洋平君) 日程第一は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

日程第一 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件
構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(内閣提出)
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)
執行官法の一部を改正する法律案(内閣提出)
都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案
(内閣提出)

帶災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。農林水産委員長西川公也君。

特種土じ、よう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〔西川公也君登壇〕

○西川公也君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申上げます。

特種土じ、よう地帯災害防除及び振興臨時措置法は、特殊土じ、よう地帯の保全と農業生産力の向上を図ることを目的として、昭和二十七年四月、議員立法により五年間の时限法として制定され、以後十度にわたり期限延長のための改正が行われました。

今日までの半世紀以上にわたる特殊土じ、よう地帯の事業の実施により、災害防除と農業振興の両面において改善がなされてきたところであります。が、その現状は必ずしも満足すべき状態にあるとは言えず、引き続きこれらの事業を推進していく必要があります。

こうした観点から、本年三月三十一日をもつて期限切れとなる現行法の有効期限をさらに五年間延長するとともに、法律の題名の一部を漢字表記に改めようとするものであります。本案は、昨十五日農林水産委員会において、全会一致をもつて委員会提出の法律案とすることに決したものであります。何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

日程第二 放送法第三十七条第一項の規定に基づき、承認を求めるの件

○議長(河野洋平君) 日程第一、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件を議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務委員長佐藤勉君。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔佐藤勉君登壇〕

○佐藤勉君 ただいま議題となりました放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、日本放送協会の平成十九年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものであります。

収支予算は、一般勘定において、事業収入は六千三百四十八億円、事業支出は六千三百七十七億円となつておなり、その差額である事業収支差金四十一億円は全額を債務償還に使用することになつております。

事業計画は、コンプライアンスの徹底とガバナンスの強化を図るとともに、放送サービスの質を

向上させつつ、業務・要員体制を徹底的に見直し、効果的、効率的な業務運営を行うこととしております。

なお、本件には、「やむを得ない内容と認める」等の総務大臣の意見が付されております。

本件は、去る三月九日本委員会に付託され、十日菅総務大臣から提案理由の説明を、日本放送協会会長から補足説明をそれぞれ聴取した後、質疑に入り、昨十五日質疑を終局し、討論、採決の結果、本件は全会一致をもつて承認すべきものと決しました。

なお、本件に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔本号末尾に掲載〕

〔佐藤勉君登壇〕

○佐藤勉君 ただいま議題となりました放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、日本放送協会の平成十九年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものであります。

収支予算は、一般勘定において、事業収入は六千三百四十八億円、事業支出は六千三百七十七億円となつておなり、その差額である事業収支差金四十一億円は全額を債務償還に使用することになつております。

事業計画は、コンプライアンスの徹底とガバナンスの強化を図るとともに、放送サービスの質を

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

○議長(河野洋平君) 地域再生法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 地域再生法の一部を改正する法律案、構造改革特別区域法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長河本三郎君。

地域再生法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔本号末尾に掲載〕

〔河本三郎君登壇〕

○河本三郎君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、両法律案の概要について申し上げます。

地域再生法の一部を改正する法律案は、地域の活力の再生をさらに推進するため、所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は、

内閣提出、地域再生法の一部を改正する法律案、構造改革特別区域法の一部を改正する法律案、右両案を一括議題とし、委員長の報告を求める、その審議を進められることを望みます。

○議長(河野洋平君) 加藤勝信君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

記載された、若者の採用機会の拡大等に取り組む企業等に対しても助成を行う事業を実施する指定法人に対し、個人または法人が寄附または贈与をしたときは、課税の特例の適用があるものとしております。

次に、構造改革特別区域法の一部を改正する法律案は、地域の特性に応じた規制の特例を導入することにより、経済社会の活性化を図るために、所要の措置を講ずるものであります。

第三に、地方公共団体は、地域再生計画等の作成及び実施に関し必要な事項等について協議するため、地域再生協議会を組織できることとしております。

次に、構造改革特別区域法の一部を改正する法律案は、地域の特性に応じた規制の特例を導入することにより、経済社会の活性化を図るために、所要の措置を講ずるものであります。

第一に、内閣総理大臣は、定期的に、新たな規制の特例措置の整備等に係る提案を募集することを法律に位置づけることとしております。

第二に、構造改革特別区域計画の認定申請期限を平成二十四年三月三十一日まで延長することとしております。

第三に、地方自治法の特例及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の特例について規定することとしております。

両法案は、去る三月九日本委員会に付託され、同日渡辺国務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、本日質疑を終局いたしました。

質疑終局後、討論を行い、採決いたしましたところ、両案は賛成多数をもつていずれも原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、構造改革特別区域法の一部を改正する法律案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

第二に、本法律案に基づく認定地域再生計画に

認めたときには、課税の特例の適用があるものとし

○議長(河野洋平君) これより採決に入ります。
まず、地域再生法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、構造改革特別区域法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、構造改革特別区域法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(七条明君登壇)

○七条明君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

本案は、下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を四十人、判事補の員数を三十五人、それぞれ増加しようとするものであります。

次に、執行官法の一部を改正する法律案について申し上げます。

○加藤勝信君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案、執行官法の一部を改正する法律案、右両案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(河野洋平君) 加藤勝信君の動議に御異議ありませんか。

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加されました。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(七条明君登壇)

○七条明君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、同報告書(本号末尾に掲載)を提出いたします。

○議長(河野洋平君) 同報告書を提出いたしました。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

(塩谷立君登壇)

○塩谷立君 ただいま議題となりました両法律案につきまして申し上げます。

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案及び同報告書

○議長(河野洋平君) 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案、国际観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部を改正する法律案

○議長(河野洋平君) 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案、国际観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部を改正する法律案

○議長(河野洋平君) 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案とともに、国土交通委員長提出、国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部を改正する法律案は委員会の審査する法律案とともに、国土交通委員長提出、国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

まず、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案について、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案件は、都市機能の高度化及び都市居住環境向上を図るため、民間都市再生事業計画の認定申請期限等を延長すること、防災街区整備地区計画の区域内において容積を配分できる制度を創設すること、市町村が国道や都道府県道の歩道等の管

理を代行できる特例制度を創設することなど、所要の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る三月九日本委員会に付託され、十

三日冬柴国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、十四日質疑に入り、本日質疑を終了いたしました。質疑終了後、討論を行い、採決いたしました結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

次に、国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部を改正する法律案について、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律は、国際観光文化都市にふさわしい良好な都市環境の形成を図り、あわせて国際文化の交流に寄与することを目的として、昭和五十年六月、十年間の时限法として制定され、これまで二回の期限延長が行われて現在に至っているところであります。

法律制定以来、約三十年にわたって事業が実施されてきたことにより、都市公園、下水道、道路等の整備水準は着実に向上了まいりましたが、二十一世紀の我が国経済社会の発展のために観光立国を実現することが極めて重要であることにかんがみ、引き続き施設整備を中心とした施策を強力に実施することが必要であります。

以上の観点から、本案は、現行法の有効期限をさらに十年間延長して、平成二十九年三月三十一日までとするものであります。

本案は、本日の国土交通委員会におきまして、全会一致をもつて委員会提出法律案として提出することに決したものであります。

なお、国際観光文化都市の整備等に関する件を本委員会の決議として議決したこと申し込み添えます。何とぞ速やかに御可決くださいますようお願い申しあげます。（拍手）

○議長（河野洋平君） これより採決に入れます。まず、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長（河野洋平君） 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（河野洋平君） 御異議なしと認めます。

○議長（河野洋平君） 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加されました。

○議長（河野洋平君） 御異議なしと認めます。委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（河野洋平君） 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長（河野洋平君） 御異議なしと認めます。

○議長（河野洋平君） 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長（河野洋平君） 国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）
○議長（河野洋平君） 国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長今井宏君。

産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出）、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律案（内閣提出）及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律案（内閣提出）の趣旨説明

○議長（河野洋平君） この際、内閣提出、産業活

力再生特別措置法等の一部を改正する法律案、中

小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律案及び企業立地の促進等による

地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律案について、趣旨の説明を求めます。経済産業大臣甘利明君。

○今井宏君 ただいま議題となりました法律案につきまして、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における公務員給与の改定、物価

変動及び地方公共団体における選挙執行の状況等にかかるが、国会議員の選挙等の執行について国

が負担する経費で地方公共団体に交付するものの

基準を改定しようとするものであります。

本案は、去る三月九日本委員会に付託され、十

四日菅総務大臣から提案理由の説明を聴取し、本

日質疑を行い、採決の結果、全会一致をもつて原

案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告を申し上げます。（拍手）

○議長（河野洋平君） 加藤勝信君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤勝信君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、国会議員の選挙等の執行経費の基準

に関する法律の一部を改正する法律案を議題と

し、委員長の報告を求め、その審議を進められる

ことを望みます。

○議長（河野洋平君） 加藤勝信君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔國務大臣甘利明君登壇〕

○國務大臣（甘利明君） 初めに、産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

我が国経済は、足元の景気は回復基調であるも

の、人口減少社会の到来、国際競争の激化等、成長の制約因子を抱えております。こうした制約

を克服するため、経済成長戦略大綱では、イノ

ベーシヨンによる生産性向上や地域経済の活性化等により、年率二・二%以上の実質経済成長を目指しております。

経済成長戦略大綱を実現し、我が国経済が持続的に発展していくためには、中長期的な生産性の向上を図ることとともに、産業技術力の強化のための再生を図るとともに、産業技術力の強化のための措置を講ずる必要があります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、事業者の取り組みへの支援です。サービス産業は、雇用やGDPの七割を占め、地域経済の中核であり、その担い手の大半は中小企業であります。そのため、その生産性は低いのが現状です。このため、事業分野別の指針を新たに策定することもに、会社法特例や税制等により、生産性向上を促します。また、技術革新や異分野連携を行う企業を支援対象に加えます。

第二に、包括的ライセンス契約により許諾された特許権等の通常実施権を契約単位で一括して登録できる制度の創設です。通常実施権の登録がなされれば、特許権等の保有者が変わった場合でも通常実施権者の地位が保護されるため、通常実施権の登録方法の選択肢がふえ、特許権等の活用がふえることが期待されています。

第三に、地域の中小企業等の事業再生の円滑化です。地域の金融機関の不良債権比率はまだ高く、また小規模倒産がふえつつあります。このため、事業再生の期間中のつなぎ融資資金に対する債務保証制度等を創設し、地域の事業再生の円滑化を図ります。

第四に、イノベーションを支える産業技術力の強化です。研究開発を経営戦略の一環として位置

づける技術経営力の強化に関し、産業技術力強化法の基本理念等に規定を置くとともに、独立行政法人産業技術総合研究所及び独立行政法人新エネギー・産業技術総合開発機構の業務に関連業務を追加するなどの措置を講じます。

続きまして、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

中小企業の景気回復はおくれており、また地域

によって回復の足取りに差が生じております。このため、景気回復の流れをより確かなものとし、地域経済の自律的な活性化を図るために、地域の特色ある農林水産物、产地の技術、観光資源といった地域産業資源を活用した中小企業による事業活動を支援するための措置を講ずることにより、地域経済の主な担い手である中小企業の事業活動を促進することが必要となります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、主務大臣が、地域産業資源を活用した事業の促進により、地域経済の活性化を図るためにの方針を策定いたします。

第二に、この方針に基づいて、都道府県知事が、地域産業資源の具体的な内容等を示した構想を作成し、主務大臣がこれを認定いたします。

第三に、都道府県知事の構想において指定された地域産業資源を活用して商品の開発等を行う中

場立地法に係る規制権限の市町村への移譲や農地転用手続の迅速化等の措置を講じます。

第四に、広域的な物流網等の基盤整備、地域の雇用対策、産学連携の推進等の関係省庁が行う施策との連携を図り、効果的に企業立地等を促進することとしております。

以上が、これら法律案の趣旨でございます。

最後に、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

(拍手)

地域によって景気回復に差が生じていることに加え、経済社会の構造的な変化が進む中、地域経済の活性化を図るために、安易な財政支出に依存せず、地域が自律的、持続的に成長できるよう基盤を確立することが喫緊の課題となつております。

自律的な発展基盤を強化するためには、地域がみずから強みを生かして、関係者の力を結集しつつ、新たな企業立地等を通じた産業集積の促進を図り、地域に所得と雇用を生み出すことが極めて重要です。

このため、その特色を踏まえ、産業集積の形成等に主体的かつ計画的に取り組む地域に対し、国としても総合的な支援を行うことが必要です。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、都道府県及び市町村が、地域の関係者と組織する地域産業活性化協議会において、産業集積の形成等に関する基本計画を作成することといたします。そして、国の同意を得た基本計画にいたします。そこで、国が同意を得た基本計画に資減税や貸し工場の整備等の支援措置を講じます。

第二に、國の同意を得た基本計画に基づき、工場立地法に係る規制権限の市町村への移譲や農地転用手続の迅速化等の措置を講じます。

第三に、広域的な物流網等の基盤整備、地域の雇用対策、産学連携の推進等の関係省庁が行う施策との連携を図り、効果的に企業立地等を促進することとしております。

以上が、これら法律案の趣旨でございます。

法律案(内閣提出)、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律案(内閣提出)及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○近藤洋介君 私は、民主党・無所属クラブを代表して質疑の通告があります。順次これを許します。近藤洋介君。

〔近藤洋介君登壇〕

○近藤洋介君 私は、民主党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました経済成長戦略関連三法案について質問いたします。(拍手)

なお、答弁によつては、質問の時間の範囲内で再質問させていただきます。

本法案は、安倍総理が施政方針演説で示されたイノベーション戦略、上げ潮・成長路線の看板法案として提出されております。

安倍総理が好んで使われるイノベーションという言葉、この言葉の生みの親である理論経済学者シュンペーター博士は、その著書で、新商品の開発、技術革新、生産手段の向上などの新しい結合を意味するイノベーションを実現するためには、銀行家、金融の役割が決定的に重要なと指摘しております。

本法案にもさまざまな金融施策が盛り込まれておりますが、この政策を実行する政府、政権の信頼性、透明性を図る上で極めて重要な案件について、最初に伺います。

それは、政権与党、自由民主党本部に対するりそな銀行による融資急増問題であります。

りそな銀行には約一兆円を超える公的資金が注

入され、現在も株式の約半数を政府が保有しています。自民党本部は、りそな銀行に公的資金が注入された二〇〇三年、同行から約二十億円を借り入れております。その後、他の大手銀行が融資残高を減らす中で、なぜか、りそな銀行による融資はふえ続け、二〇〇五年末時点の融資残高は約五十四億円と、三年間で十一倍に膨らんでおります。収支報告書に記載されている自民党本部の総資産を大きく上回る融資であります。

一方で、りそな銀行は、この間、中小企業向け融資を六兆円も減らしております。中小企業が貸し済り、貸しはがしに苦しみ、倒産が相次ぐ中で、政権与党の自民党が事実上の国営銀行を自分で財布がわりに使っていた、まさに悪徳大名のような資金調達と疑われるかねない事案であります。経済産業大臣、中小企業政策の公正性、信頼を確保する観点から、政権与党による巨額借り入れは極めて不透明だと考えますが、経済産業大臣はどのようにお考えですか。また、全国四百三十万の中小企業に対し、この融資をどのように説明するのでしょうか。もし残高が今も残っているのであれば、即刻、返済するように自由民主党總裁である安倍首相に求めるべきと考えますが、いかがですか。以上三点、明確にお答えください。

(拍手)
自民党はりそな銀行から、二〇〇三年から、選挙のたびに二十億円から三十億円の融資を受けております。こうした融資案件については、通常、金融庁は内容を検査しております。
金融担当大臣、この取引に際して、銀行内部で適切な審査が行われていたのかどうか、手続が踏まれていたのかどうか、お答えください。また、金融庁の検査内容の公表に向け、金融担当大臣は

努力されますか。山本大臣は前自民党經理局長であり、大臣はすべて御存じのはずです。お答えください。

官房長官にお伺いします。

この融資は、自民党が、公的資金注入銀行に対して、政権与党である優越的な地位を使って巨額な融資を引き出した可能性があり、独占禁止法で禁じている優越的地位の濫用、不公正な取引との

見方もできますが、公正取引委員会を所管する大臣としての見解を伺います。

また、独占禁止法には、優越的地位の濫用、不当な値引き要求など、不公正な取引について課徴金を課すなどといった直接の罰則がありません。

下請いじめが後を絶たない現状を受け、独禁法を改正し、罰則を入れるべきと考えますが、いかがですか。お答えください。

現在の日本経済の最大の課題は、国内総生産が伸びても、その成長の果実が個人の所得に回らない、地方に行き渡らない社会の仕組みを正すこと

にあります。

松下電器産業の創業者である松下幸之助翁は、かつて、貧困は罪悪であると述べられておりま

す。今の日本はこの罪悪が広がっています。その証拠に、小泉政権の五年間だけでも、日本の産業、社会の土台である中小企業が、自主廃業や倒

産により約三十七万社も減つております。

経済産業大臣、政治は結果責任を問われます。

本法案の提出に当たり、少なくとも前政権の中小企業政策は失敗したという御認識をお持ちですか。お答えください。

過去の景気回復の局面では、地域の格差は縮小してきたのに、今回は格差が広がっています。代

表的な指數である鉱工業生産指数で見ても、私の場合、高市大臣はどのように責任を負うのです

地元である東北を初め、北海道、四国といった地方は今も厳しい状況が続いている。

本法案では、全国各地で今後五年間に千の新事業を創出する目標が掲げられています。そこ

で、経済産業大臣、今回の新事業創出により、どの程度こうした格差拡大に歯止めがかかるのか、どのような効果を見込んでいるのか、お答えください。

また、本法案には、地域の工場立地の促進策が盛り込まれております。そこで、経済産業大臣、今回の改正により、地域の格差是正にどの程度寄与すると見込んでいるのか、具体的な効果について、それを示す数値目標があるのかないのか、お答えください。

また、本法案には、技術を経営に生かす技術経営力の強化がうたわれています。言うまでもなく、これまで我が国産業界は、全体として、研究開発費に多くの人材、資金を投入し、経営に生かしてきました。歴史的に見ても、ホンダ、トヨタ、ソニー、松下といった企業の創業者は皆すぐれた技術者であり、すぐれた経営者でもあります。また、外國人労働者もふえ、立地する自治体にとつて新たな行政課題も生じております。製造業における派遣、請負の拡大は、働いている方々だけではなく、今や生産現場の技術の伝承にも障害を生み、産業の競争力にも影を落としています。

工場立地が進んでいる地域でも、多くの社員が派遣社員、請負社員の方々であり、そしてその方々は立地をしている地域以外に住む方々であります。また、外國人労働者もふえ、立地する自治体にとつて新たな行政課題も生じております。製造業における派遣、請負の拡大は、働いている方々だけではなく、今や生産現場の技術の伝承にも障害を生み、産業の競争力にも影を落としています。

甘利大臣、かつて労働大臣として派遣法の改正にもかかわった閣僚として、その後に進んだ製造業における派遣拡大は誤りであつたと総括されませんか。また、外国人労働者問題について、政府として考え方を改めて整理し、対策を講じるべきだと思いますが、いかがですか。お答えください。

経済政策の目的は、人の暮らし、生活を豊かにすることにあります。経済を国民の手に取り戻すため、まずは政治と行政のイノベーション、すな

官 報 (号 外)

わち政治の刷新、政権交代が必要不可欠であることを申し上げ、私の質問をいたします。(拍手)
〔国務大臣甘利明君登壇〕
○国務大臣(甘利明君) まず、りそな銀行の自民党に対する融資に関してのお尋ねがありました。
個別金融機関の個別の融資につきましては、各行の経営判断で行われるものでありまして、コメントは差し控えさせていただきたいと思います。

次に、中小企業政策についてのお尋ねであります。過去の政策は失敗ではないかというお尋ねがありました。

活力に満ちた日本経済には、全国四百三十万社の中堅企業の元気が不可欠であります。このため、これまで、中小企業への円滑な資金供給を中心として、新事業への挑戦支援やものづくり中小企業の強化など、さまざまな対策を実行して、一定の成果を上げてまいりました。さらに、地域資源を活用した新事業への展開を支援しまして、再チャレンジする起業家の資金調達、そして不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資を推進することなどを通じて、中小企業への振興策を充実させてまいります。

次に、地域資源法案などの新事業創出によって、地域の格差是正にかかる効果がどれくらい上がるかというお尋ねであります。

中小企業地域資源法案によりまして、地域資源を活用した商品開発等、サービスもありますけれども、この開発に取り組む中小企業、これらを支援しまして、地域に新たな雇用とそれから所得を生み出すことによって、地域の経済の活性化それから自立化が図られると期待をいたしております。具体的には、五年間で千件の新事業の創出を見込んでおりまして、それらによる効果を期待し

ているところであります。

続きまして、企業立地促進法案が地域の格差是正にどの程度寄与するのか、数値目標があるのかと/oお尋ねであります。

本法案は、従来のような、国が主導で地域が目指すべき産業集積に誘導するというものではなくて、あくまで地域がみずから強みを生かして個性豊かな産業集積を目指す取り組みを支援することであります。このために、具体的な目標については、基本計画を策定する地域がそれぞれの実情や取り組み内容に応じて設定をする仕組みといたしております。具体的には、域内総生産増加額、製造品出荷額、新規企業立地件数等の目標が盛り込まれるものと想定をいたしております。こうした地域の目標が達成されるよう、全力で支援をしてまいりたいと思います。

サービス産業の生産性についてのお尋ねであります。

我が国サービス産業の生産性の伸びを、OECDのデータベースを用いて各国と比較をしますと、より低い水準にとどまっているわけであります。また、国民経済計算によりますと、我が国製造業と比較をしても、サービス産業の生産性の伸びは低い水準にあると認識をしております。

次に、サービス産業の実態調査についてのお尋ねであります。

年から〇三年の伸びでいいますと、製造業が四・一%であります。サービス産業は〇・八%でございます。

次に、サービス産業の実態調査についてのお尋ねであります。

経済産業省では、特定サービス産業実態調査などにおいて、個別のサービス業に関する事業所

いたしております。今後は、対象業種の拡充であるとか、あるいは母集団名簿の整備など、サービスに関する統計の拡充を行うことといたしております。

製造業における派遣拡大についてのお尋ねであります。拡大は誤りではなかったのかというお尋ねがありました。

平成十五年の労働者派遣法改正におきまして、経済産業構造の転換や国際化が進展する中で、日々変動する業務量に応じて労働力需要に迅速的に対応するというニーズにこたえるために解禁をしたものであります。

企業が非正規雇用を活用する背景には、生産のフレキシビリティの確保等があるものと承知をいたしておりますが、それによって製造現場の技術、技能の伝承が困難になり、技術力や製品の安心性が低下することがあつてはならないと考えております。偽装請負等の法令違反に関しましては厳正に対処するのは当然でありますが、あわせて、製造現場における技能、技術の向上を図ることにより、製造業の競争力を維持していくことが重要であると考えております。

外国人労働者問題についてお尋ねがあります。

外国人労働者の受け入れにつきましては、専門的、技術的分野の労働者の受け入れは積極的に対応する一方で、単純労働者については慎重に対応するというのが政府の基本の方針でございます。

一部の地域では、産業の担い手確保や国際競争力の強化のため、外国人の活用が進んでおります。しかしながら、外国人の受け入れ拡大には、国内労働市場への影響であるとか社会的コストの増加を懸念する声があるのも事実であります。

このために、当省といたしましては、産業界のニーズも踏まえながら、IT人材の受け入れ基準

の緩和など、随時関係省庁と連携をし、専門的、技術的分野の範囲、要件の見直しをいたしております。

今後とも、関係省庁と連携をして、我が国にとって望ましい外国人労働者の受け入れの方について検討をしてまいります。

以上です。(拍手)
〔国務大臣山本有二君登壇〕
○国務大臣(山本有二君) 近藤議員にお答えいたします。

りそな銀行の自民党本部への融資についてのお尋ねがありました。

個別金融機関の個別の融資につきましては、各行の経営判断で行われるものであります。コメントは差し控えさせていただきます。

次に、検査内容の公表についての御質問がありました。

金融検査におきましては、金融機関の貸出金に係る自己査定の正確性を検証しておるところでござりますが、貸出先の具体的な検査内容について言及することは、従来より差し控えさせていただ

いております。これは、検査内容を開示することによりまして、金融機関や取引先の権利その他正当な利益を害するおそれがあること、金融機関や取引先を風評リスクにさらすおそれがあること、これらを理由とするところでございます。(拍手)

〔国務大臣高市早苗君登壇〕

○国務大臣(高市早苗君) 近藤議員から私は、

政府研究開発投資についての御質問がございました。

我が国の政府研究開発投資の対国内総生産比

は、平成十七年度において〇・八%でございました。これは、米国に比べては低い水準にありますけれども、欧州の主要国とはほぼ遜色のない水準にございます。しかし、我が国におきましては、民間部門の研究開発活動が諸外国と比較しても対的に活発でございますので、研究費総額における政府の負担割合は低くなっています。

そこで、近藤議員から御指摘がありました通り、昨年三月に閣議決定をされました第三期の科学技術基本計画では、一定の前提のもと、平成十八年度からの五年間、つまり平成二十二年度までの計画期間中の政府研究開発投資の総額を約二兆五兆円と掲げております。

この二十五兆円でございますが、これは、計画期間中に政府研究開発投資の対GDP比一%を目指すということを目標といたしまして、かつ、名目成長率三・一%という前提のもとに算出されたものでございます。現在、非常に厳しい財政事情におきましても、科学技術の振興が資源の乏しい我が国にとって極めて重要であるという認識のもと、科学技術の振興費は毎年度増額されておりま

ります。

今後とも、私は、重複や無駄を排除すること、それから、選択と集中によって重点化すること、ここを徹底しながら、政府研究開発投資の対GDP比一%という目標、本質的な目標でございまます、この達成を目指して、しっかりと頑張ってまいりたいと思います。

それから、もし目標が達成されなかつた場合の高市大臣の責任はという御質問でございました。平成二十二年度、つまり目標期間、この平成二十二年度の時点でおかず、私自身が閣僚として活躍させていただけておりました

ら、責任をとらせていただけますので、ぜひとも、与党、野党とも、皆様、安倍政権への御指導、御協力をよろしくお願ひいたします。

それから、目標の達成に向けてもしも状況が厳しいのであれば、この戦略そのもの、つまり第三期科学技術基本計画をつくり直すべきではないかというお話をございました。

目標の数値、これも、研究開発投資の対GDP比一%、これが本質でございますので、私は、達成できる、達成してみせるという思いでおります。

確かに、金額そのものを見ますと、第一期の科学技術基本計画、これは平成八年から平成十二年です。目標は十七兆円でした。実際はどうだったかというと十七・六兆円。そして第二期、平成十三年度から平成十七年度、目標は二十四兆円だったんですが、実際には二十一・一兆円と目標を達成できておりません。それで、平成十八年度、去年から第三期がスタートしたということでございま

す。

確かに、名目成長率が当時の予想よりも低うございますので、非常に厳しい状況になつております。前提そのものが変わっておりますので非常に厳しい状況になつておりますが、安倍内閣が進めます成長力の底上げ戦略も含めて、しっかりと景気対策も打つていきながら、この目標が達成できるよう全力を尽くしてまいりたいと思っております。(拍手)

〔國務大臣塙崎恭久君登壇〕

○國務大臣(塙崎恭久君) 近藤議員から一問ちょ

うだいをいたしました。

一つ目は、りそな銀行による自由民主党に対する融資が独禁法で禁じている優越的地位の濫用で

はないか、こういう御質問でございました。

これにつきましては、個別事案であり、また、事実関係も承知をしていないので、個別事案に関する法適用についての答弁は差し控えたいと思つております。

二番目の質問でございますが、これは、優越的地位の濫用や不当廃止など、いわゆる不公正な取引に対して独禁法上罰則がないのではないか、改正をして導入する考えはないかという御質問であつたかと思うわけでございます。

この点に関しては、平成十七年の独禁法改正の際に、衆議院経済産業委員会における附帯決議がございました。この中で、中小企業等に不当な不利益を与える不当廃止、優越的地位の濫用等の不公正な取引方法に対する措置のあり方について政府において検討をするように、こういう附帯決議がございました。

これを受けまして、平成十七年七月より、内閣府において、独占禁止法基本問題懇談会におきまして、附帯決議がございました。

これを受けまして、平成十七年七月より、内閣府において、独占禁止法基本問題懇談会におきまして、附帯決議がございました。

官房長官、官房長官は事実関係を御存じないとおっしゃいましたが、知らないのであれば、ぜひ盟友の安倍総理に聞かれて調査をされるべきだと思いますが、いかがでしようか。

また、経済産業大臣、私が伺いたかつたのは、中小企業に貸し済り、貸しはがしがどんどん起きている、今も小企業がどんどん資金調達で苦労しているんです。月末になれば、どうやって手形を落とすか苦労されている中小企業の方がたくさんいる。こういう状況の中で、中小企業担当大臣として、この融資についてきちんと説明する必要があるのではないか、どのような言葉で説明するのか、政策の透明性を確保するためにも説明責任があるのではないかと述べているので、ぜひお答えいただきたいと思います。

○議長(河野洋平君) 近藤洋介君から再質疑の申し出がありますから、これを許します。近藤洋介君。

〔國務大臣塙崎恭久君登壇〕

○議長(河野洋平君) 近藤洋介君から再質疑の申し出がありますから、これを許します。近藤洋介君。

官報(号外)

国が保有している国営銀行の融資であります。事実上の国営銀行の融資に対して、株主としての責任もあると思いますが、もう一度、検査結果の公表について、山本金融担当大臣、努力するお考えがあるのかないのか、きちんとお答えいただきたい、明確にお答えいただきたいと思います。

最後に、高市科学技術担当大臣、先ほど科学技術基本計画の責任について、平成二十二年まで閣僚として残つていたら責任をとるとの旨の御発言がありました。だとすれば、今は無責任に仕事をされているのですか。まさに、やり逃げ、逃げているのですか。それとも、二十二年の時点で実現できなければ、大臣は議員を辞職する、それぐらいの覚悟で仕事をされているのですか。改めて明確にお答えいただきたい。

閣僚の皆様におかれましては、ぜひ、本会議が政治家同士の真剣勝負の場である、国民を代表する国会の場である、このことを認識して御答弁いただきますよう、切にお願いを申し上げます。

(拍手)

〔國務大臣甘利明君登壇〕

○國務大臣(甘利明君) りそな銀行の自民党に対する融資の件について、再度お尋ねがあります。

以上であります。(拍手)

もう一度お答えいたしましたが、コメントは差し控えさせていただきます。

なお、中小企業政策、なんばんずく中小企業金融につきましては、個人保証や不動産担保に過度に依存しない融資等、今後も各般の努力を行つてまいります。(拍手)

○國務大臣(山本有二君) 再質問にお答えいたしました。

りそな銀行から自民党本部への融資について、

その内容を開示すべきという点、再度のお尋ねでございます。

○國務大臣(高市早苗君) 近藤議員にお答えいた

個別金融機関の個別融資の内容をお示しすることとは、当該金融機関の競争上の地位やノウハウ、債務者の信用力等を明らかにすることになります。

また、このような内容を金融監督当局より明らかにした場合には、金融機関との円滑な意見交換

が将来にわたって妨げられ、我が国の金融機能の安定を確保し、金融の円滑を図るとの金融庁の任務の遂行に支障を生ずるおそれがございます。

こうした点は、公的資本の増強行であると否とを問わず、また、借り手のいかんを問わず、懸念される事柄であり、御指摘の点につきまして金融庁より明らかにすることは困難であることを御理解いただきたいと存じます。

また、検査結果の内容の開示の努力をするか否かという御質問でございますが、個別債務者に係る検査内容を開示することは、結果として金融機関や取引先の権利を害するおそれがあります。ゆえに、これについては、従来より、何どきでも控えさせていただいているところでございます。

以上でございます。(拍手)

〔國務大臣塙崎恭久君登壇〕

○國務大臣(塙崎恭久君) 近藤議員にお答えいたしたいと思います。

記期間中におけるGDPの名目成長率が平均三・

一%を前提としているものである。」ということです。

○議長(河野洋平君) 塙崎国務大臣から、答弁を補足したいとのことであります。これを許します。國務大臣塙崎恭久君。

〔國務大臣塙崎恭久君登壇〕

○國務大臣(塙崎恭久君) 先ほど、いきなり私の方に振られたものですから、質問の意味がいま一つよくわかりませんでしたが、私が総理に対しても

この点についてわからなかつたことは申しわけないと思いますが、一方で、幹事長の時代に融資を受けた、こういうことになりますから、内閣官房長官として私が総理に聞く話ではないと私は思つております。

これが仮にりそな銀行の自由民主党に対する融資を指すということであるならば、これは、金

融担当大臣からお答えしたとおりでありますので、あの答えで終わつておると思つております。

(拍手)

いたしておりますので、これは景気の動向によつて多少変化、達成の違いというのは出てくるかも知れませんが、私は、この基本理念が正しいことを信じながら、在任中、全て、金融機関及び債務者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがございます。

また、この内容を金融監督当局より明らかにした場合には、金融機関との円滑な意見交換

いたしておりますので、これは景気の動向によつて多少変化、達成の違いというのは出てくるかも知れませんが、私は、この基本理念が正しいことを、施策が正しいことを信しながら、在任中、全

力を尽くしてまいりますし、これは五年間の計画ですから、とにかく継続的に取り組まなきやいけないんです。途中で政権がかわつてしまつたりしたら、なかなかこの継続性がなくなる。ですか

から、数値目標達成云々の話でございます。けれども、平成十八年の三月二十八日に閣議決定をされました、この基本計画の文言でございます、「平成十八年度より二十二年度までの政府研究開発投資の総額の規模を約二十五兆円とするこ

とが必要である。」「上記は、第三期基本計画期間中に政府研究開発投資の対GDP比率が一%、上

記期間中におけるGDPの名目成長率が平均三・一%を前提としているものである。」ということです。

○議長(河野洋平君) 塙崎国務大臣から、答弁を補足したいとのことであります。これを許します。國務大臣塙崎恭久君。

〔國務大臣塙崎恭久君登壇〕

○國務大臣(塙崎恭久君) 先ほど申し上げましたとおり、第二期の場合も残念ながら目標には届かなかつた、それでも、やはりこの第三期の科学技術基本計画に示されている基本理念というのは、私は日本の国家にとって非常に重要な正しい理念だと思つております。

掲げられている政策も、これは正しい方向性だと思つております。世界最高水準の科学技術立国を本氣でつくつていこう、いい人材を育てていこう、そして、世界に誇れる貢献を技術力をもつてなしていこうと思うと、この戦略の内容、施策と

いうのは私は正しいと思つております。その中で、大きな数値目標を掲げる、目標として掲げた

ということは、私は非常に志の高いことだと思つております。

以上です。(拍手)

○議長(河野洋平君) 伊藤涉君。

[伊藤涉君登壇]

○伊藤涉君 公明党の伊藤涉です。

自由民主党並びに公明党を代表し、今国会に提出をされた産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案、中小企業による地域産業資源

を活用した事業活動の促進に関する法律案及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律案について質問をいたします。(拍手)

二〇〇二年以降、構造改革努力の結果もあり、我が国の経済は回復基調を持続しております。今後とも、さらなる経済成長を実現するために、構造改革を継続することが政府の方針であり、この方向性は正しいものであると認識をしておりま

す。しかしながら、景気回復の果実がすべての国民の手に渡っているかといえば、必ずしもそうではありません。所得が伸び悩む多くの家計は、必ずしも景気回復を実感できておりません。また、景況調査では、大企業の景況は十分回復ってきておりますが、中小企業についてはまだ厳しい状況を抜け出せておりません。特に、中小企業が多い小売業、サービス業などの状況は極めて厳しいものとなつております。

政府として、大企業と中小企業の格差、輸出産業のように好調な業種とそうでない業種の格差、都市と地方の格差は正に取り組んでいくことが重要であります。こうした取り組みについての甘利経済産業大臣の基本的な認識と御決意をお伺いいたします。

こうした格差の問題を取り組む上でも、まず安定的な経済成長を持続させることによって経済全体の富をふやした上で、それを経済社会の各層に広く行き渡らせることが重要です。地域の中小企

業の経営者の方々からは、新たな投資に取り組んでいくためにも、政府に今後経済が成長していくという確固たる道筋を示してほしい、そうでなければ人件費の増大など固定費の増額になかなか踏み込む決断ができないという要望の声を多く聞きます。

成長力を強化するために、企業においてイノベーション、技術革新を通じた中長期的な生産性向上を実現していくことが必要だと考えます。産業活力再生特別措置法等の改正法案において、イノベーションによる生産性向上をどのように促進していくのか、甘利経済産業大臣にお伺いをいた

します。また、この産業活力再生特別措置法の改正では、地域の中小企業等の再生推進について触れられています。これまで、中小企業再生支援協議会は一万社以上の中小企業の相談に乗つておられると思いますが、全国約四百三十万の中小企業の数からすると、まだまだ数的には少ないとの印象があります。全国の企業倒産件数が五年ぶりに増加に転じ、中でも小規模倒産が増加をしている現状をかんがみて、今後、中小企業再生支援協議会

をさらに活用し、地域の事業再生を積極的に支援していく必要があると考えますが、甘利経済産業大臣のお考えをお伺いいたします。

政府はこれまで、中小企業再生支援協議会の整備に加え、累次の倒産法の改正、産業再生機構の設立や整理回収機構、RCCの機能強化など、金融と産業の一体的の再生を目指すためにさまざま取り組みを実施してきました。

このうち、株式会社産業再生機構については、設立の当初は、事業再生という前例のない

分野で、その成功を危ぶむ声もあつたようです。

これまでの産業再生機構の活動を振り返つての評価について、渡辺内閣府特命担当大臣の見解をお伺いいたします。

全国の約四百三十万の企業のうち、九九%が中小企業であり、従業者数の七割以上が中小企業で働いておられます。中小企業が明るい展望を持ち、元気に事業を開拓していくこそ、景気回復を実現していくことが必要だと考えます。

小企業であり、従業者数の七割以上が中小企業で働いておられます。中小企業が明るい展望を持ち、元気に事業を開拓していくこそ、景気回復、経済成長の成果が国民全体に広く行き渡ります。

しかししながら、全国の中小企業は、いまだ景気回復を実感するにはほど遠く、極めて厳しい状況にあります。例えば、地元の愛知でも、下請企業の厳しい状況を目の当たりにしております。

今回策定された中小企業底上げ戦略の中小企業における生産性向上プロジェクトでは、下請取引のガイドラインを策定する予定と聞いております。今後の展開に期待いたしますが、このように、景気回復の効果を地域や中小企業に広く及ぼしていくよう対策にしっかりと取り組んでいく必要があります。

甘利経済産業大臣は、中小企業担当大臣として、必要な予算の確保を初め、法律、税制、財政投融資等、あらゆる政策手段を総動員して中小企業対策を行つていくべきと考えますが、大臣の中小企業対策にかける決意をお伺いいたします。

また、地域の中小企業の中には、技術力はあるものの、マーケティングやブランド化のノウハウを持たない企業が多数存在をいたします。このような地域の中小企業が地域資源を活用したビジネスを開拓への支援にとどまらず、ビジネスプランの策定や販路開拓などを含めた事業化まで継続的に支援をしていくことが重要であると考えますが、今回の支援の考え方について、甘利経済産業大臣に

お伺いをいたします。

これらの成功事例を踏まえれば、政府は、商品開発への支援にとどまらず、ビジネスプランの策定や販路開拓などを含めた事業化まで継続的に支援をしていくことが重要であると考えますが、今回支援の考え方について、甘利経済産業大臣に

お伺いをいたします。

また、地域の中小企業の中には、技術力はあるものの、マーケティングやブランド化のノウハウを持たない企業が多数存在をいたします。このような地域の中小企業が地域資源を活用したビジネスを開拓する際には、それらを補う人材の確保と人的ネットワークの構築が必要と考えますが、具体的にどのような施策を開拓していく考え方か、甘利経済産業大臣にお伺いをいたします。

最後に、地域産業の活性化について指摘をさせていただきたいと思います。

地域経済の活性化のためには、産業構造や自然条件など一様でない地域が、みずから強みを生かした創意と工夫に基づく企業立地促進などのさ

まざまな取り組みが必要ですが、政府としてもこうした取り組みを支援し、地域経済の明るさを取り戻すことが必要です。

ここで、企業立地の取り組みについて、中部の新商品を開発、販売できるよう支援を行つていく例を紹介させていただきます。皆様もよく御存じ

のとおり、三重県亀山市には、液晶テレビをつくるシャープの亀山工場があります。工場誘致に当たっては、補助金だけでなく、県がワンストップサービスを提供する専門の室をつくるなどして、立地に当たつて必要となる諸手続を極めて迅速に行いました。現在では、関連企業が約七十社集まるとともに、約七千人の新規雇用が創出をされ、県、市の税収増につながっております。

このように、地域における企業立地を促進することによって、その地域に新たな雇用と所得を生み出すことが可能となります。また、企業立地の促進を通じて個性豊かな産業集積の活性化を図ることにより、地域経済全体の活性化にも貢献をします。こうした観点から、今回、企業立地促進を支援する法案を提出されておりますが、その支援の方策について、甘利経済産業大臣にお伺いをいたします。

また、企業立地の促進に当たつては、例えイントラと住環境などの生活基盤の強化を総合的に進めることが大事であります。地域によつては依然、道路、港湾などのインフラがまだまだ十分ではありません。

企業立地の促進に当たつては、さまざまな施策を総合的に推進していくことが不可欠であります。今こそ、甘利経済産業大臣がリーダーシップを發揮して、関係各省との連携体制のもとで、企業立地促進を通じた地域産業の活性化に強力に取り組むべきと考えます。

現在、企業立地促進の抜本的強化に向けて、関係各省との連携体制を構築中と承知をしておりましたが、最後にこの点について甘利経済産業大臣の方針と御決意をお伺いいたしまして、私の質問を終わりります。

ありがとうございました。（拍手）

（国務大臣甘利明君登壇） ○国務大臣（甘利明君） 公明党、伊藤先生にお答えをいたします。

まず、企業や業種、地域の間での格差についてお尋ねがありました。

我が国経済は、民間主導の息の長い景気回復を続けています一方で、企業規模や業種、そして地域によってばらつきが存在をし、回復の実感が得られないことが課題となつております。このために、成長力を強化し、経済のパイを大きくし、さらにその成長の果实を中小企業や地域にも波及させていくことが重要であります。

私といたしましては、提出をいたしましたこの三法案によりまして、成長力を強化し、その成果を広く行き渡らせるこにより、こうした格差の是正に全力で取り組んでいきたいと考えております。

また、企業立地の促進に当たつては、例えイントラと住環境などの生活基盤の強化を総合的に進めることが大事であります。地域によつては依然、道路、港湾などのインフラがまだまだ十分ではありません。

企業立地の促進に当たつては、さまざまの施策を総合的に推進していくことが不可欠であります。今こそ、甘利経済産業大臣がリーダーシップを発揮して、関係各省との連携体制のもとで、企業立地促進を通じた地域産業の活性化に強力に取り組むべきと考えます。

現在、企業立地促進の抜本的強化に向けて、関係各省との連携体制を構築中と承知をしておりましたが、最後にこの点について甘利経済産業大臣の方針と御決意をお伺いいたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

（国務大臣甘利明君登壇） ○国務大臣（甘利明君） 産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案外二案の趣旨説明に対する伊藤涉君の質疑

業の再生において中核的な役割を果たしております。今後、地域の中小企業の再生が本格化する中で、こうした中小企業再生支援協議会の機能強化を図りつつ、地域の中小企業再生に全力で取り組んでまいります。

次に、中小企業対策にかける決意についてのお尋ねであります。

全国四百三十万社の中小企業の知恵とやる気を生かして、その活力を高めることこそが、我が国経済の活性化を図る重要なカギであります。このため、あらゆる政策手段を用いまして、地域資源を活用した新事業展開を総合的に支援していくとともに、中小企業への円滑な資金供給、さらには下請取引の適正化を初めとする中小企業の底上げ支援に万全を期してまいります。

次に、今回の法改正におけるイノベーションによる生産性向上についてのお尋ねがありました。

産業活力再生特別措置法の改正では、まず一に、サービス産業の生産性向上のための指針の策定、そして二に、技術革新や異分野連携の支援対象への追加、三といたしまして、包括的ライセンス契約を保護する登録制度の創設などの措置を講じております。また、あわせて、産業技術力強化法等を改正し、研究開発成果を効果的に市場につなげる取り組みを支援します。これらの措置により、イノベーションによる生産性向上を促進してまいります。

三点目として、地域の中小企業の事業再生についてお尋ねがありました。

全国各地の中小企業再生支援協議会は、これまで一万社以上の相談に応じまして、千二百社以上で再生計画の策定を支援しており、地域の中小企業の再生計画の策定を支援しております。

（国務大臣渡辺喜美君登壇） ○国務大臣（渡辺喜美君） 産業再生機構について

地域の中小企業に対し、マーケティングやブランド戦略等のきめ細かなアドバイスを行うため、全国十カ所に専門家を配置した支援拠点を設けることといたしております。また、地域中小企業サポート一百三十八名を委嘱いたしまして、人材のネットワークを活用した応援体制を整備いたしました。

機構は、平成十五年五月の業務開始以来、四十一件の事業再生を手がけ、昨日解散をいたしました。その活動は大成功であったと考えております。

（国務大臣渡辺喜美君登壇） ○国務大臣（渡辺喜美君） 産業再生機構について

お尋ねがございました。

機構は、平成十五年五月の業務開始以来、四十一件の事業再生を手がけ、昨日解散をいたしました。その活動は大成功であったと考えております。

その理由は、第一に、最終収支における剩余金の見込みが三百億円台後半となり、国民負担の発生を回避できる見通しであること。第二に、地場産業から大企業に至るまで幅広い企業を対象として、平均一年半弱という短期間で再生を実現したこと。第三に、例えば平成十六年度の全国銀行の不良債権減少額の約三割が機構の支援によるなど、不良債権処理及び我が国の事業再生市場の発展に大きく貢献したことあります。

今後、機構が示した事業再生の知見、ノウハウが生かされ、産業サイドの過剰債務処理とビジネスモデル転換を伴った事業再生が目的に広がり、真の産業再生が実現することを期待いたしております。(拍手)

○議長(河野洋平君) 塩川鉄也君。

(号外)

○塩川鉄也君

[塩川鉄也君登壇]

日本共産党を代表して、関係大臣

に質問します。(拍手)

冒頭、昨日発覚した北陸電力志賀原発一号機における言語道断の臨界事故隠しについて、国に報告がなされたのはなぜか、こうした事態を国が把握できなかつたのはなぜか、安全システムそのものに重大な問題があるのではありませんか。政府は、直ちに全容を解明し、その責任を明らかにすべきであります。

さて、今日、日本経済に問われているのは、多国籍化した大企業が軒並み未曾有の利益を上げてゐる一方で、労働者・国民の雇用不安は一向に改善されず、貧困と格差が拡大しているという問題です。それは、この数年来、政府が構造改革の名のもとに、設備、債務、雇用の三つの過剰を解消するとして、企業部門のリストラ再編と雇用流动化を促す労働法の規制緩和を車の両輪として推進

してきた結果であります。

にもかかわらず、安倍内閣は、経済成長戦略大綱において、構造改革によって景気回復を実現したといい、一層の雇用の流動化とリストラを推進するために、産業活力再生法の改正などを行おうとしています。

そこで、まず、九九年制定の産活法が日本経済に何をもたらしたのかであります。

産活法は、企業の事業再構築、リストラ計画を政府が認定してお墨つきを与え、減税などで支援する、世界にまれな制度です。この間、大企業の主要な事業再編のほとんどに関与し、登録免許税だけで一千億円の減税、その結果としておよそ十万人のリストラ人減らしを後押ししてきました。

このリストラ支援策によつて、九九年度比で大企業の経常利益、役員報酬は二倍、株主配当は三倍以上の一方に、労働者給与はマイナスという社会の二極化が進み、ワーキングプアに象徴される貧困と格差の拡大をもたらしました。甘利大臣は、政府の政策がもたらした事態をどう受けとめていますか、答弁を求めます。(拍手)

以下、本法案が、労働者と国民生活、中小企業、地域経済に何をもたらすか、具体的に質問します。

第一に、労働者、国民生活にとってどうか。今回の産活法改正案は、リストラ再編政策を継続し拡充することを柱としています。例えば、先ごろ、五千人の新たなリストラ計画を発表した松下電器産業は、この間、産活法を活用し、グループ企業で累計二万七千人に及ぶ大リストラを強行してきました。その計画の中核は、偽装請負が社会問題となつた松下プラスマディスプレイ社への再編でした。この最新鋭工場では、派遣請負の労働者が多数を占めています。偽装請負を告

発した請負の青年労働者は、その結果、解雇されました。働く人を物扱いにするリストラ推進を継続・拡充することは許されません。

法案は、新たにサービス産業の生産性を向上することを掲げ、重点サービス六分野の一つとして、人材サービス業・派遣・請負業の育成を挙げています。派遣・請負をめぐる違法行為が蔓延しているにもかかわらず、その育成を掲げていることは極めて重大です。

日本経団連会長でキヤノン会長の御手洗氏は、自社の派遣法違反を労働局から七回も指導されながら、法律の方が悪いとして、派遣・請負法制の見直しを主張しています。無法を合法化せよといふ理不尽な要求を受け入れるつもりですか。

キヤノンユニオン・宇都宮支部長の大野秀之さんは、予算委員会の公聴会で、キヤノンという会社が好き、働き続けたい、でも、派遣期間制限の撤廃を要求する御手洗会長の発言には、奴隸のように働けと言つていて聞くこと訴えました。柳澤大臣、この声にどう答えますか。

そもそも、派遣・請負などの間接雇用は、職安法四十四条で禁じられている労働者供給事業に該当するものであり、労働者派遣法は直接雇用の原則の例外として制定されたものです。当初、政府は、派遣労働はあくまで臨時の、一時的なものであつて、常用雇用に置きかえないと言明してきました。ところが、現実には、常用雇用が派遣など非正規雇用に置きかえられています。制定時の立法趣旨と大きく異なつてゐるのではないか。少なくとも、今日さまざまなお題を引き起こしている製造業への派遣は、直ちに禁止すべきではありませんか。

第二に、中小企業について伺います。政府は、アメリカと比べて日本のサービス産業の生産性が低い要因として、ホテル、外食産業、卸売、小売業など、生産性の低い小規模事業者が多数を占めることを挙げています。産活法改正案は、特定の企業に対する生産性向上支援策であり、結局、多数の小規模零細業者を淘汰することになるのではないか。

政府の底上げ戦略でも、下請中小企業の生産性向上を強調しています。しかし、今問われるべきは、大企業の下請中小企業に対する不当なコストダウンの押しつけです。

例えば、石川島播磨重工業は、下請企業に代金を示さずに発注し、納品後に金額を決める違法行為を繰り返し、公取から警告を受けました。石播のある下請中小企業は、二十年間で三億一千万円

サービス産業生産性協議会を設立するとしています。その設立準備のため経産省に置かれたサービス産業研究会座長の牛尾治朗氏は、日本のサービス業の五〇%は政府の規制下にあり、それがサービス業の生産性の低さにつながつてゐると述べています。

公的分野の一層の規制緩和と民間開放を主張しています。派遣・請負業の育成を挙げています。派遣・請負をめぐる違法行為が蔓延しているにもかかわらず、その育成を掲げていることは極めて重大です。

サービス産業と位置づけ、効率とコスト優先にゆだねることは、労働者の労働条件を切り下げ、国民の安心、安全を掘り崩すことになるのではありませんか。

経産省は、新経済成長戦略で、サービス産業の生産性向上につながるビジネスモデルの革新として、残業代不払い制度であるホワイトカラーエグゼンプションの実現を要求しています。成長戦略の上でホワイトカラーエグゼンプションが必要だといふのですか。甘利大臣、お答えください。

第二に、中小企業について伺います。政府は、アメリカと比べて日本のサービス産業の生産性が低い要因として、ホテル、外食産業、卸売、小売業など、生産性の低い小規模事業者が多数を占めることを挙げています。産活法改正案は、特定の企業に対する生産性向上支援策であり、結局、多数の小規模零細業者を淘汰することになるのではないか。

政府の底上げ戦略でも、下請中小企業の生産性向上を強調しています。しかし、今問われるべきは、大企業の下請中小企業に対する不当なコストダウンの押しつけです。

例えば、石川島播磨重工業は、下請企業に代金を示さずに発注し、納品後に金額を決める違法行為を繰り返し、公取から警告を受けました。石播ある下請中小企業は、二十年間で三億一千万円

を買いたたかれ、倒産に追い込まれています。トヨタの場合は、下請に対しパソコンオンラインで単価を指し値で提示するなど、下請に価格決定権はゼロというのが実態です。

下請振興法は、下請単価について、下請の適正な利益と労働条件の改善が可能となるよう求めていましたが、実際には最低賃金も下回っているのが実情です。こうした現状についての認識をお聞きします。

また、甘利大臣は日本経団連に下請取引の法令遵守をお願いに行つたそうですが、大臣が直ちにやるべきは、下請二法の厳正な運用と専任検査官の抜本的な大幅増員を図り、大企業による無法の一掃、不当なコストダウン押しつけの根絶に踏み出すことではありませんか。

第三に、地域経済についてです。

法案は迅速な企業立地の支援といいます、三重県では、シャープ亀山工場の誘致に当たつて、知事が議会にも詰らざる独断で補助金の約束をしたことになりました。迅速な支援といつて、大企業誘致のために住民の合意や民主的手段を軽視したり方が、果たして本当に地域の活性化につながるでしょうか。

甘利大臣は、自治体の企業立地支援策を評価するらしい回しランディングを示し、おくれている自治体にはハッパをかけると言いますが、それは地方自治、地方行政に対する介入ではありませんか。

加えて、政府は、頑張る地方応援プログラムで、地方の頑張りを国が成果指標で評価し地方交付税を配分すると言います。これは、地方の自主財源である交付税を国の政策誘導に利用することになり、地方の自主性を損なうものではありませんか。昔大臣、お答えください。

また、企業立地迅速化のため、工場立地法の規制緩和とともに、農地転用の迅速化を図るとしています。この問題で、甘利大臣は直接松岡農水大臣に要請したと報じられていますが、それはいつ、どのような内容の要請ですか。また、松岡大臣はその要請を全面的には受け入れず、法案は配慮義務との表現になつたと言われています。一体両大臣の間でどのような協議が行われたのか、その経過と理由を明らかにしていただきたい。

以上、質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣甘利明君登壇〕

○國務大臣(甘利明君) 塩川議員の御質問にお答えします。

私は、北陸電力の臨界事故に対しては厳正に対処しなければならないと考えております。原子炉を停止して安全対策の総点検を行わせることいたしました。

この臨界事故につきましては、徹底した調査を行つた上で、原因と再発防止を含め、国民に説明責任を果たすよう指示をいたしております。

次に、産活法などの政府の産業政策が貧困や格差の拡大をもたらしたのではないかとのお尋ねであります。

産活法は、選択と集中などの事業再編により生産性の向上を目指す事業者を支援するものであります。事業者を支援する際には、その事業再編の内容について労使間で十分に話し合いを行うことなど、雇用への十分な配慮を求めております。このように、産活法などの産業政策は、企業個人の活力を引き出すことで経済の持続的な発展を目指しているものであり、それが貧困や格差の拡大をもたらしたとは考えておりません。

拡大をもたらしたとは考えておりません。

派遣・請負法制についてのお尋ねがあります。

事業者が労働関係法令を遵守するということは当然のことです。

製品のライフサイクルの短縮化など競争環境が激変をする中で、生産のフレキシビリティーを確保するために派遣や請負を活用することは合理的だと考えております。一方で、安直に低廉な労働力を求めることの動きとする派遣や請負の拡大は適当ではないと考えます。

労働者派遣法につきましては、厚生労働省において、施行状況や関係者の意見、現場の実態を十分に踏まえながら適切に検討が行われているものと考えております。

次に、派遣労働における常用雇用への置きかえについてのお尋ねであります。

労働者派遣法では、専門的な業務以外における派遣受け入れ期間の制限や雇用申し込み義務などの措置が設けられておりまして、我が国の雇用慣行との調和にも配慮するという法制定時の立法趣旨は維持されているものと考えております。

次に、いわゆるホワイトカラー・エグゼンブションについてのお尋ねであります。

働く人がみずから労働時間を管理し、仕事と生活の調和を図りつつ効率的に働くことを可能とする制度として検討されてきましたが、国民の理解が得られておらず、今国会への法案提出は見送られたと認識しております。

ホワイトカラー労働者の働き方の改革につきましても、働く人たち、国民の理解を得ながら、引き続き取り組まれるべき課題であると考えております。

次に、本法案が規制緩和等と相まって、国民の

安全、安心を壊り崩すのではないかとのお尋ねであります。

本法案は、新たなサービスの創出などによる生産性向上を図るものであります。單に低廉なサービスの提供を目指しているものではありません。医療、保育といった分野でも、良質なサービスの提供により付加価値を高めることによりまして、国民生活の向上に寄与することが期待をされます。

なお、規制緩和等に際しましては、国民の安心、安全に留意することは当然のことと考えております。

次に、産活法の改正案は小規模零細業者の淘汰につながるのではないかというお尋ねであります。

産活法では、従来から中小企業に対しても新たな事業への出資や融資などの支援策を講じております。まして、今回の改正案でも、企業規模にかかわらず、業種別指針によりサービス産業などの生産性の向上を図ることとしております。

加えて、本法案以外にも、小規模企業に対しましては、資金調達や販路開拓などの支援に万全を期すこととしております。

今後とも御懸念のようにならないよう十分に配慮してまいります。

次に、大企業による下請中小企業に対する不当なコストダウンの押しつけに対する認識のお尋ねであります。

下請取引の適正化を図り、中小企業の取引環境を整備することは重要であります。今般の成長

力底上げ戦略の柱の一つである中小企業底上げ戦略でも取り上げております。

これまで下請取引の適正化に取り組んできま

したが、今後とも、大企業が下請中小企業に対し優越的地位を濫用しないよう、公正取引委員会と十分に連携をとりつつ、厳正に対処をしてまいります。

次に、下請代金法の厳正な運用を行うため、検査官の大幅増員を図るべきではないかということであります。が、経済産業省といたしましては、從来から下請取引の適正化にしっかりと取り組んでおります。先般も経團連や日本商工会議所を訪問いたしまして、下請取引の適正化を要請し、また下請事業者から直接意見を聴取したところあります。

今後とも、下請取引が適正になれるよう、限られた予算の中で最善を尽くしていく所存であります。

次に、自治体の企業立地支援策に係る評価について御指摘をいただきました。これは、企業に対して、自治体の立地手続の迅速さやワンストップサービス等に関する満足度を調査するものであります。企業の評価をることを通じて、自治体の事業環境の整備に向けた取り組みを促し、地域産業の活性化につながることを期待するもので、御指摘は当たらないと考えております。

最後に、松岡農水大臣に農地転用について要請した時期とその内容についてのお尋ねであります。

昨年十二月に、松岡農林水産大臣と経済成長戦略について意見交換を行いました。その際、企業立地を促進する観点から、農地転用の許可事務の自治体への移譲や行政手続の迅速化につきまして

農林水産大臣の協力を要請いたしました。

以上であります。(拍手)

〔国務大臣柳澤伯夫君登壇〕

○国務大臣(柳澤伯夫君) 塩川議員にお答え申します。

最初に、予算委員会公聴会での公述人の発言に關してお尋ねがありました。

個別の企業等にかかることにつきましては、お答えは差し控えさせていただきたいと思います。ただ、一般論として、どのような働き方を選択しても、安心・納得して働く環境の整備が重要な要素であるとは考えておりまして、働く人のルールの整備にもしっかりと取り組んでまいりたいと考えます。

なお、派遣受け入れ期間の制限等について、経済界から廃止を含めた見直しの意見があることは承知をいたしておりますが、正社員を希望しても正社員になれない派遣労働者のさらなる増加や固定化を防止する観点から、これを廃止することは適当でないと考えております。

以上であります。(拍手)

〔国務大臣菅義偉君登壇〕

○国務大臣(菅義偉君) 頑張る地方応援プログラムについてのお尋ねがありました。

頑張る地方応援プログラムによる交付税の支援

措置は、魅力ある地方の実現が全国的な政策課題であることを踏まえ、その取り組みに要する財政需要を全国的かつ客観的な指標を用いて捕捉し、交付税の算定に反映をするものであります。

交付税は使途を特定されない一般財源であり、その使途は当然、それぞれの地方公共団体の創意と工夫にゆだねられるものであり、地方公共団体の自主性を損なうものではありません。(拍手)

〔国務大臣松岡利勝君登壇〕

○国務大臣(松岡利勝君) 塩川議員の御質問にお答えいたします。

その後の制度改正に当たりましても、専門的な業務以外における派遣受け入れ期間の制限や雇用の調和にも配慮するという法制定当時の立法趣旨

を十分維持してきたところでございまして、このルールのもとに制度化したものであります。

その他の制度改正に当たりましても、専門的な業務以外における派遣受け入れ期間の制限や雇用の調和にも配慮するという法制定当時の立法趣旨

を十分維持してきたところでございまして、これ

らのルールの徹底を図つてまいりたいと思います。

物の製造業務への労働者派遣につきましては、経済産業構造の転換や国際化が進展する中、日々変動する業務量に応じ、労働力需給に迅速的確に対応するというニーズにこたえるため、解禁したものです。

したがって、今後も必要な仕組みであり、禁止することを考えておりませんが、いわゆる偽申請の整備にもしっかりと取り組んでまいりたいと考えます。

したがつて、今後も必要な仕組みであり、禁止することは考えておりませんが、いわゆる偽申請の整備にもしっかりと取り組んでまいりたいと考えます。

請があり、私からは、農地転用は農業の生命線であるとした上で、可能な連携は行うとお答えしました。

最終的には、大臣から知事への権限移譲は行わないものの、本法案に農林水産大臣が主務大臣として参画することにより、手続の迅速化を図るとの整理をいたしたところでございます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 経済産業大臣から答弁を補足したいとのことであります。これを許します。

○議長(河野洋平君) 一点答弁漏れがございました。

官 報 (号 外)

放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求める件
画について、国会の承認を求める。

[別紙]
冊

日本放送協会平成19年度収支予算、事業計画及び資金計画

平成19年度収支予算

予算総則

第1条 日本放送協会(以下、「協会」という。)の平成19年度収支予算の収入及び支出を別表第1収支予算書のとおり定める。

第2条 放送の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の額は、別表第2に定める契約種別及び支払区分に応じ、別表第3に掲げるところとする。ただし、沖縄県の区域において徴収する受信料の額は、特別契約を除き、特例措置として、別表第4に掲げるところとする。

前項の規定にかかわらず、事業所等で別表第5に定める契約を合わせて10件以上契約した者が、一括して口座振替又は継続振込により支払う場合は、前項に定める受信料の額から別表第5に掲げる額を減ずることとする。ただし、第3項又は第4項の規定による場合を除く。

第1項の規定にかかわらず、協会が定める要件を備えた団体の構成員で別表第6に定める契約を締結した者が15名以上まとめ、団体としてその代表者を通じ、一括して口座振替又は継続振込により支払う場合は、第1項に定める訪問集金による受信料の額から別表第6に掲げる額を減ずることとする。ただし、次項の規定を重ねて適用し、対象となる契約を締結した者が代表者を通じて支払う場合は、第1項に定める訪問集金による受信料の額から別表第6に掲げる額を減じ、さらに別

第4条 第1項の規定にかかわらず、協会が定める要件を備えた学生又は単身赴任者でその通学又は運動のための住居での放送の受信についての契約を締結した者(以下、この項において「対象契約者」という。)が、その受信料を口座振替、継続振込又はクレジットカード継続払(以下、「口座振替等」という。)により支払う場合、その受信料は、対象契約者又はその生計とともにする者が別の住居での放送の受信についての契約を締結し、口座振替等により支払うものである限り、別表第3に掲げる口座振替等による受信料の額から別表第8に掲げる額を減することとする。

第5条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

第4条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各項間において、相互に流用することができる。ただし、給与については、退職手当・厚生費と相互に流用する場合を除いては、他の項と相互に流用することができない。

前項ただし書の規定にかかわらず、経済情勢の予見できない変動に伴い、本予算における給与の額が民間賃金及び国等の給与の額に比して、著しく均衡を欠くこととなつた場合に限り、事業計画の実施を妨げない範囲において給与の改定を行うときは、経営委員会の議決を経て、他の項と相互に流用することができる。

第5条 本予算中、資本支出において年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充て

るため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

2 前年度予算総則第5条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。

第6条 予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

第7条 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出若しくは特別支出、又は長期借入金の返還若しくは設備の新設、改善に充てることができる。

第8条 事業支出における減価償却費が予算額に比し減少することにより、事業収支差金が予算額において予定する設備の新設、改善に充てることができる。

第9条 事業収入が予算額に比し減少することにより、事業収支差金が予算額に比し減少するときは、経営委員会の議決を経て、前期繰越金を本予算において予定する放送債券償還積立資産への繰入れ、長期借入金の返還又は事業収支差金の不足の補てんに充てることができる。

第10条 前年度の決算において、後期繰越金が前年度予算で予定した額に比し増加したときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を長期借入金の返還若しくは設備の新設、改善に充てることができる。

第11条 本予算中、資本収入において予定する長期借入金は放送債券に替えることができる。

第12条 國際放送及び選挙放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ国際放送及び選挙放送に關係ある経費の支出に充てることができる。

第13条 アナログ周波数変更対策の実施に対する給付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、アナログ周波数変更対策に關係ある特別支出に充てることができる。

第14条 業務に關係ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究等に關係ある経費の支出に充てることができる。

別表第1

平成19年度収支予算書

(一般勘定)
(事業収支)

(単位 千円)

款	項	金額
事業収入		634,897,328
	信料	613,041,629
	付金	2,585,662
	収入	10,082,000
	受交	4,219,037
	副財	500,000
	雜務	4,469,000
	別収	
	収入	

(外) 説明書

事 業 支 出	内 放 放 送 納 紹 費 費 費 費 費 費 費 費 費 費 費	630,783,328 268,488,654 8,585,930 59,221,856 1,702,146 3,297,928 7,196,531 131,177,486 51,462,107 12,270,160 67,492,000 14,524,530 2,364,000 3,000,000 4,114,000
事 業 収 入	受 託 業 務 等 収 入	942,000 942,000 804,000 761,000 43,000 138,000
事 業 支 出	受 託 業 務 等 費	
事業収支差金	(単位 千円)	
事業収支差金の内訳		
資 本 支 出	出 充 当	4,114,000
資本支出充当41億1,400万円については、債務償還のために使用する。		
(資 本 収 支)		
	(単位 千円)	
資 本 収 入	項 金 額	74,814,000
事 業 収 支 差 金 受 入 れ		4,114,000 67,492,000 2,492,000 716,000 74,814,000
資 本 支 出	建 設 費 用 放 送 債 券 償 付 長 期 借 入 金	70,700,000 2,600,000 1,514,000 0
資 本 収 支 差 金		

事業収支において、事業収入から特別収入を除いた経常収入は、6,304億2,832万8千円、事業支出から特別支出を除いた経常支出は、6,284億1,932万8千円であり、経常収支差金は、20億900万円である。
(受託業務等勘定)
(事業収支)

事業収支における特徴

事業収支差金1億3,800万円と受託業務等費の間接経費7億3,300万円を合わせた8億7,100万円を一般勘定の副次収入に繰り入れる。

別表第2 契約種別・支払区分

契約種別(平成19年9月30日まで)

カ ラ 一 契 約	衛星系によるテレビジョン放送の受信を除き、地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を含む放送受信契約
普 通 契 約	衛星系によるテレビジョン放送の受信及び地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を除く放送受信契約
衛 星 カ ラ 一 契 約	衛星系及び地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を含む放送受信契約
衛 星 普 通 契 約	衛星系及び地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を除き、衛星系によるテレビジョン放送の白黒受信を含む放送受信契約
特 別 契 約	地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による離視聽地域又は列車、電車その他営業用の移動体において、地上系によるテレビジョン放送の受信を除き、衛星系によるテレビジョン放送の受信を含む放送受信契約

契約種別(平成19年10月1日以降)

地 上 契 約	地 上系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約
衛 星 契 約	衛星系及び地上系によるテレビジョン放送の受信についての放送受信契約
特 別 契 約	地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域又は列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約

なお、普通契約又は衛星普通契約を締結している者で、協会所定の申請を行い、平成19年10月1日になお白黒テレビジョン受信機のみを設置している場合、平成19年10月1日以降も、放送受信契約の種別を変更しない限り、当分の間、平成19年9月30日までの契約種別を適用する。(以下、この適用を受ける者を「経過措置適用者」という。)

支払区分

口 座 振 替 等	口座振替、継続振込又はクレジットカード継続払による支払
口 座 振 替	協会の指定する金融機関に設定する預金口座、通常郵便貯金等から、協会の指定日に自動振替によって行う支払
継 続 振 込	協会の指定する金融機関、郵便局等において、協会の指定する支払期日までに継続して払込むことによって行う支払
クレジットカード継続払	協会の指定するクレジットカード会社との契約に基づき、クレジットカード会社に継続して立て替えることによって行う支払
訪 問 集 金	協会の集金取扱者への支払など口座振替等以外の方法による支払

別表第3 受信料額
(平成19年9月30日まで)

契 約 种 别	支 払 区 分	月 領	6か月前払額	12か月前払額
口 座 振 替	口 座 振 替 等	1,345円	7,650円	14,910円
カ ラ 一 契 約	訪 問 集 金	1,395円	7,950円	15,490円
普 通 契 約	口 座 振 替 等	855円	4,890円	9,550円
衛 星 カ ラ 一 契 約	口 座 振 替 等	905円	5,190円	10,130円
衛 星 カ ラ 一 契 約	訪 問 集 金	2,290円	13,030円	25,520円
衛 星 普 通 契 約	口 座 振 替 等	1,800円	10,330円	20,160円
特 別 契 約	口 座 振 替 等	1,005円	5,730円	11,180円
特 別 契 約	訪 問 集 金	1,055円	6,030円	11,760円

(外) 訪 問 集 金

(平成19年10月1日以降)

契 約 种 别	支 払 区 分	月 領	6か月前払額	12か月前払額
口 座 振 替 等	口 座 振 替 等	1,345円	7,650円	14,910円
訪 問 集 金	口 座 振 替 等	1,395円	7,950円	15,490円
口 座 振 替 等	訪 問 集 金	2,340円	13,390円	25,520円
口 座 振 替 等	訪 問 集 金	1,005円	5,730円	11,180円
口 座 振 替 等	訪 問 集 金	1,055円	6,030円	11,760円

なお、第2条第1項別表第2に定める経過措置適用者には、平成19年10月1日以降も、当分の間、平成19年9月30日までの受信料額を適用する。

別表第4 受信料額(沖縄県)
(平成19年9月30日まで)

契 約 种 别	支 払 区 分	月 領	6か月前払額	12か月前払額
口 座 振 替 等	口 座 振 替 等	1,190円	6,810円	13,280円
訪 問 集 金	口 座 振 替 等	1,240円	7,110円	13,860円
口 座 振 替 等	訪 問 集 金	700円	4,050円	7,920円
口 座 振 替 等	訪 問 集 金	750円	4,350円	8,500円
口 座 振 替 等	訪 問 集 金	2,135円	12,250円	23,890円
口 座 振 替 等	訪 問 集 金	2,185円	12,550円	24,470円
口 座 振 替 等	訪 問 集 金	1,645円	9,490円	18,530円
口 座 振 替 等	訪 問 集 金	1,695円	9,790円	19,110円

(平成19年10月1日以降)

契 約 种 别	支 払 区 分	月 領	6か月前払額	12か月前払額
口 座 振 替 等	口 座 振 替 等	2,290円	13,030円	25,520円
訪 問 集 金	口 座 振 替 等	1,340円	13,390円	26,100円
口 座 振 替 等	訪 問 集 金	1,800円	10,330円	20,160円
口 座 振 替 等	訪 問 集 金	1,005円	5,730円	11,180円
口 座 振 替 等	訪 問 集 金	1,055円	6,030円	11,760円

なお、第2条第1項別表第2に定める経過措置適用者には、平成19年10月1日以降も、当分の間、平成19年9月30日までの受信料額を適用する。

(平成19年9月30日まで)

契約種別ごとの契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に1件あたり減ずる月額			
	衛星カラーコード	衛星普通契約	特別契約	特別契約
50件未満		200円		
50件以上100件未満		230円		
100件以上		300円		

ただし、衛星カラーコードの契約件数が97件、98件又は99件である場合は、100件として受信料の額を算定する。
(平成19年10月1日以降)

契約種別ごとの契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に1件あたり減ずる月額			
	衛星契約	特別契約	特別契約	特別契約
50件未満		200円		
50件以上100件未満		230円		
100件以上		300円		

ただし、衛星契約の契約件数が97件、98件又は99件である場合は、100件として受信料の額を算定する。
なお、第2条第1項別表第2に定める経過措置適用者には、平成19年10月1日以降も、当分の間、平成19年9月30日までの受信料額を適用する。

印 (六) 星

別表第7 同一生計支払(家族割引)(学生)(単身赴任)における割引額
(平成19年9月30日まで)

契約種別	割引額(月額)
力ラーコード	445円
普通契約	285円
衛星カラーコード	760円
衛星普通契約	595円
特別契約	335円

(平成19年10月1日以降)

契約種別	割引額(月額)
地上契約	445円
衛星契約	760円
特別契約	335円

なお、第2条第1項別表第2に定める経過措置適用者には、平成19年10月1日以降も、当分の間、平成19年9月30日までの受信料額を適用する。

別表第8 同一生計支払(家族割引)(学生)(単身赴任)における割引額(沖縄県)
(平成19年9月30日まで)

契約種別	割引額(月額)
力ラーコード	395円
普通契約	235円

(平成19年10月1日以降)

契約種別	割引額
衛星カラーコード	705円
衛星普通契約	545円

(平成19年10月1日以降)

契約種別	割引額(月額)
地上契約	395円
衛星契約	705円

なお、第2条第1項別表第2に定める経過措置適用者には、平成19年10月1日以降も、当分の間、平成19年9月30日までの受信料額を適用する。

平成 19 年度事業計画

1 計画概説

平成19年度は、3か年経営計画の2年目として、計画の達成を確実なものとし、次なる事業運営につなげるための基盤を整備していく重要な年度である。

メディアを取り巻く状況は、地上デジタル放送が全国の県庁所在地で視聴可能となる等、本格的なデジタル時代を迎えており、視聴者に必要とされる情報を分け隔てなく提供するという協会の役割は一層重要となる。

協会は、この時代にふさわしい公共放送を目指して自ら積極的に改革を推し進めるとともに、コンプライアンスの徹底とガバナンスの強化を図り、視聴者の信頼を回復する。

事業運営の基本となる放送サービスにおいては、放送の自主自律を堅持し、緊急報道や質の高い番組等、“NHKだからできる”放送を通して、社会に役立つ公共放送としての取組を強める。

同時に、放送サービスが高度化する中、デジタル技術を活用した新たなサービスの開発や、新たな放送文化の創造に向けた放送技術の研究開発、国際放送による世界へ向けた情報発信の強化に積極的に取り組む。

あわせて、協会の主たる財源である受信料収入の回復のための取組を一層強化するとともに、契約収納関係経費の削減に向けて効率的な業務体制の構築を図る。さらに、より公平で合理的な受信料体系への改定の検討を継続する。また、平成18年度に引き続き、徹底した業務改革とスリム化の推進に取り組み、効果的かつ効率的な業務運営を行う。

(1) 地上デジタルテレビジョン放送の視聴可能な地域の拡大やサービスの充実のための設備を整備し、平成23年度の地上デジタルテレビジョン放送への完全移行に向けて放送設備の整備を計画的に行う。

また、緊急地震速報を速やかに伝える等、非常災害時における緊急報道のための設備の整備を行うとともに、テレビジョン放送、FM放送、ラジオ放送とも全国あまねく受信できるよう、中波放送局の建設及びテレビジョン放送、FM放送の受信状況の改善を行う。

(2) 放送番組については、視聴者の多様な要望を番組制作や編成に積極的に生かす等、開かれた公共放送を目指し、人々の共感を呼ぶ多彩で質の高い番組の放送に努める。また、迅速かつ的確な報道に全力を期し、確かに指針となるニュースの充実を図る。

また、地上デジタルテレビジョン放送については、ハイビジョン放送を積極的に行うことを中心とし、デジタル放送の特性を生かした多様なサービスを実施し、その普及促進を図る。さらに、教育放送、地域放送及び障害者や高齢者に向けた放送サービスの充実を図るほか、第21回参議院議員通常選挙等の選舉放送番組を特別編成する。

(3) デジタル時代の新たなサービスの開発については、必要な諸条件が整えば、アーカイブス番組等を協会がインターネットにより、有料で一般に直接提供するサービスの開始に向けた諸準備を取り進める。

外 叫 呼

(4) 国際放送は、自主自律の編集権を堅持しテレビジョン国際放送の充実・強化とラジオ国際放送の再編を進め、効果的な情報の発信に努める。

(5) 受信料の公平負担を徹底し、契約収納活動を強化とともに、受信料制度に対する理解促進を図り、受信料収入の確保及び回復に努める。また、契約収納関係経費の削減を図るとともに、より公平で合理的な受信料体系への改定の検討を継続する。

(6) 視聴者の協会に対する信頼を回復するため、理解促進に向けた広報活動を積極的に推進するとともに、視聴者の要望を的確に把握し、放送及び業務運営への反映に努める。また、情報公開に積極的に取り組み、一層の説明責任を果たす。

(7) 調査研究については、デジタル放送技術の高度化など新しい放送技術の研究開発を行うとともに、放送番組の向上に寄与する調査研究の積極的推進により、その成果を放送に生かし、また、広く一般に公開して、放送文化の発展に資する。

(8) 給与については、要員削減を着実に進め、さらなる削減を図る。

(9) 放送法第9条第3項に基づき実施する会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において実施する。

(10) 地上放送のデジタル化に伴うアナログ周波数変更対策を実施する。

(11) 信頼される公共放送の構築に向けて、コンプライアンスの徹底やガバナンスの強化及び経営の改革に取り組むとともに、職員研修を強化し、組織体質に踏み込んだ意識改革を行う。また、「NHK “約束”評価委員会」による評価の事業運営への反映等により、効果的かつ効率的な事業運営を推進する。

2 建設計画

建設計画については、衛星放送施設の整備に13億100万円、テレビジョン放送網及びラジオ放送網の整備に387億9,900万円、放送会館の整備に31億5,000万円、放送番組設備の整備に227億3,100万円、研究施設の整備等に47億1,900万円、総額707億円をもって施行する。

(1) 衛星放送施設整備計画

衛星テレビジョン放送の地上設備の整備など衛星放送設備の整備を行う。

これらに要する経費は、13億100万円である。

(2) テレビジョン放送網整備計画

地上デジタルテレビジョン放送の視聴可能な地域の拡大に向けた送信設備の整備を行う。

また、テレビジョン放送の受信状況の改善のための設備の整備を行う。さらに、老朽の著しいテレビジョン放送設備の更新等を行う。

これらに要する経費は、333億1,900万円である。

(3) ラジオ放送網整備計画

外国電波による混信等の受信状況を改善するため、中波放送局の建設及びFM放送局の建設調査を行う。また、老朽の著しいラジオ放送設備の更新等を行う。

これらに要する経費は、54億8,000万円である。

(4) 放送会館整備計画

放送会館については、秋田放送会館の建設を完了するとともに、横浜及び甲府の放送会館の整備等を行う。

これらに要する経費は、31億5,000万円である。

(5) 放送番組設備整備計画

地上デジタルテレビジョン放送の視聴及び携帯端末向けサービス(ワンセグ)の提供可能地域の拡大に向けた送出設備の整備を行う。

また、緊急地震速報を速やかに伝える等、非常災害時における緊急報道のための設備の整備を行うとともに、ハイビジョン放送のための設備の整備を行う。さらに、老朽の著しい放送番組設備の更新等を行う。

これらに要する経費は、227億3,100万円である。

(6) 研究施設・一般施設整備計画

新しい放送技術の開発のための研究設備を整備するほか、局舎設備等の整備を行う。

(7) 建設管理

建設計画の施行に共通して要する経費は、34億1,000万円である。

3 事業運営計画

(1) 国内放送

ア 番組関係

(ア) 地上テレビジョン放送

総合テレビジョンは、1日24時間を基本とした放送時間とし、基幹的な総合波として国民生活に不可欠なニュース・情報番組、文化・教養番組及び娛樂番組等の調和ある編成を行う。番組内容については、平成18年度に抜本的に見直した夜間の編成を一層充実し、視聴者の多様な要望にこたえる多彩な番組を編成するとともに、大型企画番組等の充実を図る。また、生命・財産にかかる非常災害時及び事件・事故の緊急時には、柔軟で機動的な編成により、迅速かつ的確な情報の提供を行う。

デジタル総合テレビジョンは、総合テレビジョンと同じ内容の番組をハイビジョンで同時に放送することを基本とする。

教育テレビジョンは、1日21時間を基本とした放送時間とし、子ども・青少年向け番組、福祉番組及び生涯学習番組等の充実を図る。また、デジタル時代に対応する多様な教育番組等を開発する。

デジタル教育テレビジョンは、教育テレビジョンと同じ内容の番組を同時に放送することを基本とし、定時のマルチ編成を行う。

(イ) 衛星テレビジョン放送

デジタル衛星ハイビジョンは、1日21時間を基本とした放送時間とし、文化・芸術番組を

はじめ、新たな映像表現に挑む番組及び多彩な分野の特集番組等、高画質・高音質のハイビジョンの魅力を發揮した番組及びデジタル放送の特性を生かした双方向番組等を充実し、その普及促進を図る。

アノログ衛星ハイビジョンでも同じ内容の番組を同時に放送するが、平成19年9月30日をもって終了する。

なお、その終了にあたっては、デジタル衛星ハイビジョンへ円滑に移行できるよう周知に努める。

デジタル衛星第1テレビジョンは、1日24時間を基本とした放送時間とし、日本を含めた世界の出来事をいち早く的確に伝えるニュース・情報番組、視聴者の関心の高いスポーツ番組及びドキュメンタリー番組を一層充実する。アノログ衛星第1テレビジョンでも同じ内容の番組を同時に放送する。

デジタル衛星第2テレビジョンは、1日24時間を基本とした放送時間とし、難視聴解消を目的とする放送を行うとともに、豊かで良質な娛樂番組、アーカイブスを活用した番組、国内外の名作映画、若者向け番組及び地域に密着した視聴者参加番組等の放送を行う。アノログ衛星第2テレビジョンでも同じ内容の番組を同時に放送する。

(ウ) ラジオ放送

ラジオ第1放送は、1日24時間を基本とした放送時間とし、緊急時の迅速かつ的確な報道に努め、聴取者の信頼にこたえる柔軟な編成を行うとともに、ニュース・生活情報を中心に多様な情報をきめ細かく提供する。

ラジオ第2放送は、1日19時間を基本とした放送時間とし、語学講座番組等の生涯学習番組の充実を図る。また、外国語によるニュース等、在日外国人向けの番組を編成する。

FMR放送は、1日24時間を基本とした放送時間とし、高音質の特性を生かした多彩な音楽番組を中心で編成する。また、災害など緊急時には、ラジオ第1放送と連携して機動的な編成を行う等、地域向けのメディアとしてきめ細かな情報を提供する。

(エ) 地域放送

地域放送は、各地域の特性や要望に応じ、平日夕方のニュース・情報番組や夜間の視聴好適時間帯の番組を充実する。また、全国の地域放送局が連携し、各地域に共通する問題の解決を視聴者とともに考える番組を随時放送する等、地域の課題と向き合い地域を支援する番組を編成するとともに、優れた地域放送番組の積極的な全国発信に努める。放送時間は、総合テレビジョンで1日3時間、ラジオ第1放送で1日2時間30分、FMR放送で1日1時間50分を基本とする。

(オ) 据完放送等

据完放送については、デジタル総合テレビジョンのデータ放送では、地域と全国のニュース・気象情報やきめ細かな地域生活情報等を提供するとともに、デジタル教育テレビジョンのデータ放送では、健康や教育など波の特性を生かした情報を提供する。また、衛星デジタル

ルテレビジョンのデータ放送では、ニュース・気象情報等の提供や双方向機能の活用等、番組と連動したサービスを行う。聴覚障害者や高齢者向けの字幕放送は、テレビジョン放送の一部の番組で行い、放送時間の拡充を図る。また、視覚障害者向けの解説放送、ステレオ放送及び2か国語放送をテレビジョン放送の一部の番組で行う。このほか、テレビジョン文字放送において、ニュース等の各種情報を提供する。携帯端末向けサービス(ワンセグ)は、デジタル総合テレビジョン及びデジタル教育テレビジョンと同じ内容の番組を同時に提供するとともに、データ放送サービスでは地域毎のニュース・気象情報や番組関連情報等の提供を開始する。

地上デジタル音声放送(デジタルラジオ)については、東京、大阪における実用化試験放送に、デジタル放送の特性を生かした番組を提供する。

インターネットによるサービスについては、放送番組の周知や災害関連情報の提供等を行うほか、放送番組を補完するサービスとして、ニュース・気象等の放送番組の二次利用による情報や教育分野等の放送番組の関連情報を提供する。

放送番組の提供を行い、多様な媒体や伝送路を活用した社会還元や海外への情報提供像資産等の多角的展開を行って、協会が保有する映像資料等の放送番組の関連情報を提供する。

これら番組関係に要する経費は、国内外の放送事業者等への提供を通じて、協会が保有する映像資料等の放送番組等を協会がインターネットにより、有料で一般に直接提供するサービスの開始に向けた諸準備を取り進める。

放送番組の利用については、番組の効果的な編成にあわせ、学校教育の場や生涯学習活動への利用促進を図る。

これら番組関係に要する経費は、番組制作に1,939億7,510万2千円、番組の編成企画等に179億1,531万8千円で、総額2,118億9,042万円である。

イ 技術 関 係

放送施設の運用維持については、良好な電波送信の安定確保に努めるとともに、地上デジタルテレビジョン放送の拡充等に伴う設備の増加に対応し、効率的な保守運用を図る。

これら技術関係に要する経費は、総額555億9,823万4千円である。

以上により、国内放送費総額は、2,684億8,865万4千円となり、前年度2,549億3,261万9千円に対して、135億5,603万5千円の増額となる。

(2) 國際 放送

諸外国へ日本の実情を伝え、経済・文化交流と相互理解の一層の促進に貢献するとともに、海外の日本人が必要とするニュース・情報を迅速かつ的確に伝えるため、テレビジョン国際放送及びラジオ国際放送を実施する。

テレビジョン国際放送については、1日24時間の放送時間とし、日本・アジアの情報や文化を伝えるニュース・情報番組の強化や英語による情報発信の拡充に努めるとともに、海外での安全に役立つ情報を伝える。このほか、北米及び欧州向けの放送をそれぞれ1日6時間程度の放送時間で実施する。

ラジオ国際放送については、平成19年度前半期は1日延べ65時間、後半期は1日延べ49時間20

分の放送時間とし、時代に合わせたサービスの再編を行い、日本・世界の最新の動向及び海外での安全に役立つ情報を的確に伝えるニュース・情報番組の充実や国際理解を促進する番組の充実を図る。このほか、平成18年度後半期から開始した、欧州、中東・北アフリカ向けの衛星ラジオサービスによるアラビア語の放送を1日30分の放送時間で実施する。

これらに要する経費は、総額85億8,593万円となり、前年度71億7,128万8千円に対して、14億1,464万2千円の増額となる。

(3) 契 約 収 納

受信料の公平負担を徹底し、受信料未払いや未契約の方への契約収納活動を強化することもに、受信料制度に対する理解促進を図り、受信料収入の確保及び回復に努める。あわせて、効率的な業務体制の構築を図ること等により、契約収納関係経費を削減する。また、普通契約の労働契約への統合等、受信料体系の改定を行う。

これらに要する経費は、総額592億2,885万6千円となり、契約収納体制の見直し等により、前年度597億2,746万円に対して、5億560万4千円の減額となる。

(4) 受 信 対 策

受信障害の複雑化、広域化など受信環境の変化に即応した受信サービス活動を展開することもに、デジタルテレビジョン放送の受信を促進するための積極的な普及活動を行う。

これらに要する経費は、総額17億214万6千円となり、受信対策業務の見直し等により、前年度19億2,258万2千円に対して、2億2,043万6千円の減額となる。

(5) 広 報

信頼回復及び公共放送の理解促進に向けた、多様で効果的な広報活動の強化を図るとともに、あらゆる機会を通じて交流・対話活動を強化し、視聴者の要望を的確に把握し、放送及び業務運営への反映に努める。また、情報公開に積極的に取り組むほか、デジタルテレビジョン放送の発展に向け、その普及促進を図る。

これらに要する経費は、総額32億9,792万8千円となり、効率的な広報活動の実施により、前年度34億2,443万1千円に対して、1億2,650万3千円の減額となる。

(6) 調 査 研 究

放送技術の研究については、スーパーハイビジョン(走査線4,000本級超高精細映像システム)など未来の映像文化の発展のための研究開発や放送と通信の連携サービス等デジタル放送の発展のための研究開発等を行う。

放送番組の研究については、視聴者層拡大のための多角的分析など放送番組の向上に寄与する調査研究を行うとともに、番組視聴状況調査を実施する等、視聴者意向的確な把握を行う。

これらに要する経費は、総額71億9,663万1千円となり、前年度72億1,194万2千円に対して、1,541万1千円の減額となる。

(7) 給 与

3か年で、200人の要員削減を掲げた経営計画の2年目として、要員削減を着実に進め、年度内395人の純減を見込む。

これにより、給与総額は、1,311億7,748万6千円となり、前年度1,341億9,990万1千円に対して、30億2,241万5千円の減額となる。

(8) 退職手当及び福利厚生

退職手当及び福利厚生については、要員削減による厚生保健費の減等により、総額514億6,210万7千円となり、前年度520億7,627万2千円に対して、6億1,416万5千円の減額となる。

(9) 共通管理

共通管理については、内部統制機能の構築等により、総額122億7,016万円となり、前年度118億976万5千円に対して、4億6,039万5千円の増額となる。

(10) 受託業務等

受託業務等については、会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等を行う。これらに係る収入は9億4,200万円、支出は8億400万円である。

(11) アナログ周波数変更対策

地上放送のデジタル化に伴うアナログ周波数変更対策を実施する。

(12) 信頼される公共放送のための経営の改革

コンプライアンスの徹底や、ガバナンスの強化及び経営の改革を断行するとともに、職員研修を強化し、組織体質に踏み込んだ意識改革を行う。

コンプライアンスの徹底にあたっては、業務全般にわたる内部統制機能を構築するとともに、管理者層の研修を強化するなど不正の根絶に向けて、組織の管理及び規律の徹底と組織体質の改革に取り組む。

ガバナンスの強化にあたっては、「NHKコンプライアンス委員会」の答申及び報告等を活用するとともに、さらなる経営委員会事務局の機能強化を図る。また、経営委員会に設置した評価・報酬部会により執行部の目標管理、業績評価を実施する。さらに、執行部においては、自らが先頭に立ち、職員との対話活動を強化する等、意識改革や組織体質の改革を行う。

経営の改革にあたっては、「NHK“約束”評価委員会」による評価を事業運営に反映する等、PDCAサイクルの導入により、効果的かつ効率的な事業運営を推進する。

4 受信契約件数

(1) カラー契約(平成19年10月1日より「地上契約」に移行)

ア 有料契約見込件数

区 分		平成19年度	平成18年度	増 減
年 度 初	頭 免 除 件 数	34,000	36,000	△ 2,000
年 度 内 新 規 免 除 件 数	0	0	0	0
年 度 内 解 約 件 数	6,000	2,000	4,000	
年 度 内 增 加 免 除 件 数	△ 6,000	△ 2,000	△ 4,000	
年 度 内 移 行 免 除 件 数	△ 28,000	—	—	
年 度 未 免 除 件 数	0	34,000	△ 34,000	

(3) 衛星カラー契約(平成19年10月1日より「衛星契約」に移行)

ア 有料契約見込件数

区 分		平成19年度	平成18年度	増 減
年 度 初	頭 契 約 件 数	23,071,000	23,385,000	△ 314,000
年 度 内 新 規 契 約 件 数	967,000	△ 1,667,000	700,000	
年 度 内 解 約 件 数	1,022,000	△ 1,981,000	959,000	
年 度 内 增 加 契 约 件 数	△ 55,000	△ 314,000	259,000	
年 度 内 移 行 契 约 件 数	0	—	—	
年 度 末 契 约 件 数	23,071,000	△ 23,071,000	—	

区 分		平成19年度	平成18年度	増 減
年 度 初	頭 契 约 件 数	12,788,000	12,434,000	354,000
年 度 内 新 規 契 约 件 数	443,000	803,000	△ 360,000	
年 度 内 解 約 件 数	238,000	449,000	△ 211,000	
年 度 内 增 加 契 约 件 数	205,000	354,000	△ 149,000	
年 度 内 移 行 契 约 件 数	△ 12,993,000	—	—	
年 度 末 契 约 件 数	0	12,788,000	△ 12,788,000	

(ア) 計

イ 受信料免除見込件数		平成 19 年度		平成 18 年度		増 減	
区 分		年度 初頭 免除 件 数	81,000	年度 内新規 免除 件 数	6,000	年度 内解約 件 数	—
年 度 内 新 規 免 除 件 数		6,000	12,000	△ 6,000	6,000	年 度 内 新 規 免 除 件 数	—
年 度 内 解 約 件 数		3,000	—	—	—	年 度 内 解 約 件 数	—
年 度 内 增 加 免 除 件 数		3,000	6,000	△ 3,000	3,000	年 度 内 增 加 免 除 件 数	—
年 度 内 移 行 免 除 件 数		84,000	—	—	—	年 度 内 移 行 免 除 件 数	—
年 度 未 免 除 件 数		0	81,000	△ 81,000	81,000	年 度 未 免 除 件 数	—

(4) 衛星普通契約(平成19年10月1日より「衛星契約」に移行)

有料契約見込件数

区 分		平成 19 年度		平成 18 年度		増 減	
年 度 初 頭 契 約 件 数		20,000	24,000	△ 4,000	0	年 度 初 頭 契 約 件 数	—
年 度 内 新 規 契 約 件 数		0	0	—	—	年 度 内 新 規 契 約 件 数	—
年 度 内 解 約 件 数		5,000	4,000	1,000	—	年 度 内 解 約 件 数	—
年 度 内 增 加 契 約 件 数	△	5,000	△ 4,000	1,000	—	年 度 内 增 加 契 約 件 数	—
年 度 内 移 行 契 約 件 数	△	15,000	—	—	—	年 度 内 移 行 契 約 件 数	—
年 度 未 契 約 件 数		0	20,000	△ 20,000	—	年 度 未 契 約 件 数	—

(5) 特別契約

有料契約見込件数

区 分		平成 19 年度		平成 18 年度		増 減	
年 度 初 頭 契 約 件 数		10,000	10,000	0	0	年 度 初 頭 契 約 件 数	—
年 度 内 新 規 契 約 件 数		0	0	0	0	年 度 内 新 規 契 約 件 数	—
年 度 内 解 約 件 数		0	0	0	0	年 度 内 解 約 件 数	—
年 度 内 增 加 契 約 件 数		0	0	0	0	年 度 内 增 加 契 約 件 数	—
年 度 未 契 約 件 数		10,000	10,000	0	0	年 度 未 契 約 件 数	—

(6) 地上契約(平成19年10月1日以降)

ア 有料契約見込件数

区 分		平成 19 年度		平成 18 年度		増 減	
年 度 初 頭 契 約 件 数	0	—	—	—	—	年 度 初 頭 契 約 件 数	—
年 度 内 移 行 契 約 件 数	23,271,000	—	—	—	—	年 度 内 移 行 契 約 件 数	—
年 度 内 新 規 契 約 件 数	967,000	—	—	—	—	年 度 内 新 規 契 約 件 数	—
年 度 内 解 約 件 数	1,067,000	—	—	—	—	年 度 内 解 約 件 数	—
年 度 内 增 加 契 約 件 数	100,000	—	—	—	—	年 度 内 增 加 契 約 件 数	—
年 度 未 契 約 件 数	23,171,000	—	—	—	—	年 度 未 契 約 件 数	—

(参考1)
有料契約見込総数

区 分		力 ラー 契 約		普通 契 約		衛 星 力 ラー 契 約		衛 星 普通 契 約		特別 契 約		合 計	
年 度 初 頭 契 約 件 数	23,071,000	300,000	12,788,000	20,000	10,000	36,189,000	0	100,000	0	0	0	36,279,000	0
年 度 内 增 加 契 約 件 数	△ 55,000	△ 45,000	205,000	△ 5,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—
年 度 内 移 行 契 約 件 数	△ 23,016,000	△ 255,000	△ 12,993,000	△ 15,000	0	0	0	* (10,000)	0	0	0	0	0
年 度 未 契 約 件 数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(外) 口座

(平成19年10月1日以降)

区分	地上契約	衛星契約	特別契約	合計
年度初頭契約件数	0	0	* (10,000)	0
年度内移行契約件数	23,271,000	13,008,000	0	36,279,000
年度内增加契約件数	△ 100,000	200,000	0	100,000
年度末契約件数	23,171,000	13,208,000	10,000	36,389,000

*特別契約の
()は再掲表
示しているた
め、合計に含
めていない。

(平成19年10月1日以降)

区分	カラーキャラクター契約	普通契約	衛星契約	合計
年度初頭契約件数	209,000	5,000	62,000	276,000
年度内増加契約件数	1,000	2,000	2,000	5,000
年度内移行契約件数	△ 1,000	2,000	2,000	0
年度末契約件数	△ 210,000	4,000	64,000	278,000

(平成19年10月1日以降)

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区分	口座振替	継続振込	クレジットカード継続払	訪問集金	合計
年度初頭契約件数	68,000	5,000	2,000	134,000	209,000
年度内増加契約件数	1,000	1,000	1,000	2,000	1,000
年度内移行契約件数	△ 69,000	6,000	3,000	132,000	210,000
年度末契約件数	0	0	0	0	0

(2) 普通契約(平成19年10月1日より「地上契約」に移行)

区分	訪問集金	合計
年度初頭契約件数	208,000	80,000
年度内増加契約件数	△ 31,000	△ 12,000
年度内移行契約件数	△ 177,000	△ 10,000
年度末契約件数	0	0

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区分	訪問集金	合計
年度初頭契約件数	5,000	5,000
年度内増加契約件数	△ 1,000	△ 1,000
年度内移行契約件数	△ 4,000	△ 4,000
年度末契約件数	0	0

(3) 衛星カラーキャラクター契約(平成19年10月1日より「衛星契約」に移行)

区分	クレジットカード継続払	訪問集金	合計
年度初頭契約件数	9,514,000	2,105,000	210,000
年度内増加契約件数	48,000	151,000	140,000
年度内移行契約件数	△ 9,562,000	△ 2,256,000	△ 350,000
年度末契約件数	0	0	0

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区分	クレジットカード継続払	訪問集金	合計
年度初頭契約件数	41,000	4,000	17,000
年度内増加契約件数	0	1,000	0
年度内移行契約件数	△ 41,000	5,000	△ 17,000
年度末契約件数	0	0	0

(1) カラーキャラクター契約(平成19年10月1日より「地上契約」に移行)

区分	口座振替	継続振込	クレジットカード継続払	訪問集金	合計
年度初頭契約件数	16,899,000	1,045,000	390,000	4,737,000	23,071,000
年度内増加契約件数	△ 215,000	152,000	260,000	△ 252,000	55,000
年度内移行契約件数	△ 16,684,000	△ 1,197,000	650,000	△ 4,485,000	△ 23,016,000
年度末契約件数	0	0	0	0	0

(2) 支払区分別受信契約件数

区分	クレジットカード継続払	訪問集金	合計
年度初頭契約件数	41,000	4,000	17,000
年度内増加契約件数	0	1,000	0
年度内移行契約件数	△ 41,000	5,000	△ 17,000
年度末契約件数	0	0	0

(六) 契約の状況

(4) 衛星普通契約(平成19年10月1日より「衛星契約」に移行)

区分	口座振替	継続振込	訪問集金	合計
年度初頭契約件数	14,000	1,000	5,000	20,000
年度内増加契約件数	△ 3,000	△ 1,000	△ 1,000	5,000
年度内移行契約件数	△ 11,000	0	△ 4,000	15,000
年度末契約件数	0	0	0	0

(5) 特別契約

区分	口座振替	継続振込	合計
年度初頭契約件数	4,000	6,000	10,000
年度内増加契約件数	0	0	0
年度末契約件数	4,000	6,000	10,000

(6) 地上契約(平成19年10月1日以降)

区分	口座振替	継続振込	クレジットカード継続払	訪問集金	合計
年度初頭契約件数	0	0	0	0	0
年度内移行契約件数	16,861,000	1,207,000	650,000	4,553,000	23,271,000
年度内増加契約件数	△ 244,000	150,000	260,000	△ 266,000	△ 100,000
年度末契約件数	16,617,000	1,357,000	910,000	4,287,000	23,171,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区分	口座振替	継続振込	クレジットカード継続払	訪問集金	合計
年度初頭契約件数	0	0	0	0	0
年度内移行契約件数	16,861,000	1,207,000	650,000	4,553,000	23,271,000
年度内増加契約件数	△ 244,000	150,000	260,000	△ 266,000	△ 100,000
年度末契約件数	16,617,000	1,357,000	910,000	4,287,000	23,171,000

1 資金計画の概要

平成19年度收支予算及び事業計画に基づく本年度の資金計画は、受信料、長期借入金等による入金総額6,663億2,415万3千円、事業経費、建設経費、長期借入金の返還等による出金総額6,632億1,676万5千円をもって施行する。

2 入金の部

受信料については、受信料収入予算6,130億4,162万9千円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収納額6,099億6,562万9千円を予定する。
長期借入金については、7億1,600万円を予定する。

このほか、固定資産売却代金44億8,424万6千円、国際放送関係など交付金収入25億8,566万2千円、有価証券の償還274億円、受取利息その他の入金211億7,261万6千円を見込む。
以上により入金額は、総額6,663億2,415万3千円である。

3 出金の部
事業経費5,399億3,434万3千円、建設経費707億円、長期借入金の返還15億1,400万円、放送債権償還積立資産への繰入26億円、有価証券の購入320億円、支払利息その他の出金164億6,842万2千円を合わせ出金額は、総額6,632億1,676万5千円である。

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区分	口座振替	継続振込	クレジットカード継続払	訪問集金	合計
年度初頭契約件数	0	0	0	0	0
年度内移行契約件数	9,573,000	2,256,000	350,000	829,000	13,008,000
年度内増加契約件数	45,000	150,000	140,000	△ 135,000	200,000
年度末契約件数	9,618,000	2,406,000	490,000	694,000	13,208,000

(参考) 資金の需要及び調達の四半期別見込は、下表のとおりである。

(単位 千円)

区分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計
1 前期末資金有高	56,386,722	89,785,434	66,722,971	95,626,381	—
2 入受信料借入金	213,160,636 204,127,695	122,812,626 0	209,182,851 0	121,168,040 0	666,324,153 609,965,629
3 長期固定資産売却代金	1,385,885	861,664	1,591,171	645,526	4,484,246
4 交付金収入	632,706	716,304	619,633	617,019	2,585,662
5 有価証券償還	1,500,000	10,500,000	7,900,000	7,500,000	27,400,000
6 受取利息その他の入金	5,514,350	3,113,968	5,998,131	6,546,167	21,172,616
7 出事業経費	179,761,924	145,805,089	180,349,441	157,300,311	663,216,765
8 建設経費	155,231,777	117,839,658	146,306,510	120,556,398	539,934,343
9 長期借入金返還	15,338,673	15,252,699	19,546,708	20,561,920	70,700,000
10 放送賃貸譲り立資産繰入れ	1,514,000	0	0	0	1,514,000
11 有価証券購入	0	0	2,600,000	2,600,000	2,600,000
12 支払利息その他の出金	5,000,000	8,000,000	10,000,000	9,000,000	32,000,000
13 期末資金有高	2,677,474	4,712,732	4,496,223	4,581,993	16,468,422
14 期末資金有高	89,785,434	66,792,971	95,626,381	59,494,110	—

（文）印記

日本放送協会平成19年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見
放送法(昭和25年法律第132号)第37条第2項の規定に基づき、日本放送協会平成19年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する意見は次のとおりである。

平成19年2月

総務大臣

日本放送協会平成19年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣意見

日本放送協会(以下「協会」という。)においては、受信料収入が不祥事発覚前の水準を大きく下回る状況にあるものの、「平成18年度～20年度 NHK経営計画」を踏まえて、国民・視聴者の信頼回復、業務の効率化に向けた取組を進める途上にあり、また、放送サービスの充実やコンプライアンス関係経費に予算を重点配分しつつ、経費削減により收支均衡を維持しているところであります。協会の平成19年度の収支予算、事業計画及び資金計画(以下「収支予算等」という。)についても、やむを得ない内容と認める。しかしながら、依然として受信料未契約世帯等の割合が全体の約3割近くにのぼるとともに、受信契約・収納に多額の経費を要するなど、受信料の公平負担の徹底や業務効率化等の観点から、なお改善されるべき点がある。

一方、平成16年度以降発覚した協会職員による経費の不正支出の影響により、受信料の不払件数が相当数にのぼることは、協会の財政の根幹を成す受信料収入に深刻な影響をもたらしているのみなら

ず、受信料に支えられた公共放送の意義を問い合わせることとなつた。このため、総務省においても、「通信・放送の在り方に關する政府与党合意」を受けて、「通信・放送分野の改革に関する工程プログラム」を公表し、経営委員会の抜本的改革等協会の改革を制度的に推進する観点から、今通常国会に所要の法律を提出する予定である。

協会においては、これらの制度改革を待つまでもなく、不祥事等により失われた国民・視聴者の信頼回復に向けた取組が必ずしも十分でないこと、また、受信料不払の状況が改善しつつあるとは言え、受信料収入が不祥事発覚前の水準を大きく下回るなど依然として厳しい状態にあることを真に受け止め、不祥事の再発防止を含め、協会の改革・再生に組織を挙げて取り組み、国民・視聴者の信頼回復に努めることを基本とすべきである。その上で、受信料の公平負担の確保に向けた取組を一層徹底するとともに、我が国の放送の発展等に資するべく協会の業務を着実に遂行し、国民・視聴者の負託に応えることが必要である。

このため、協会は、收支予算等の実施に当たり、特に下記の点に配意すべきである。

記

- 協会の改革・再生に向けて、公共放送の社会的責任を果たすという原点に立ち返り、豊かで、かつ、良い放送番組による放送を行うため、組織を挙げた改革を加速することも、改革への取組状況を国民・視聴者に公表、説明すること。また、新たな不祥事を根絶するため、收支予算等に盛り込んだコンプライアンスの徹底、ガバナンスの強化、視聴者との結びつきの強化等の各種措置を全効力で推進すること。その際、経営委員会は協会の最高意思決定機関としての責任と権限を有することを十分認識し、外部有識者から成るコンプライアンス委員会の助言を活用しつつ、協会内のガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底に向け、指導的役割を果たすこと。
- 受信契約の締結の徹底については、受信料を支払うべき者の約3割が未契約又は不払となっている現状にかんがみ、国民・視聴者に対し、受信料制度の意義や仕組み、改革に向けた協会の具体的な取組について、保有するあらゆる媒体を通じた告知等を徹底すること。

また、協会においては、普通(白黒)契約のカラー契約への統合など受信料体系の改定をすることとしているが、これららの措置にとどまらず、受信料不払者及び未契約者の解消に向け、口座振替の推進及びホテル等の受信実態等を勘案した事業所向け受信料体系の抜本的見直しなど、あらゆる措置について早急に検討の上、全力で取り組むこと。

あわせて、国民・視聴者からの信頼回復や経営改革の努力により見込まれる增收等については、真に必要な経費を見極めつつ、将来の受信料の減額を検討すること。

- 協会を取り巻く厳しい財政状況を踏まえ、収支予算等に盛り込んだ各種措置の実施にとどまらず、全部門において業務の改革・見直しに取り組むとともに、効果が上がる見込まれるあらゆる措置について検討し、業務の効率化を徹底すること。
- 特に、受信契約に係る契約収納関係経費については、当該経費が依然として760億円もの高い水準にある現状にかんがみ、収支予算等に盛り込まれた措置の実施に加え、政府の「市場化テスト(官民競争入札制度)」に準じて、可能な限りの外部業務委託を行うなど契約収納業務の抜本的な見直しを早急に検討し、経費削減の具体的数値目標を設定すること。
- 一方、子会社等についても、その整理・統合計画を速やかに取りまとめて公表するとともに、これに基づき、協会と一体となつた人員削減や統廃合等の経営改革を行うことにより、その合理化、効率化を推進すること。

- 4 國際社會における我が國に対する理解を深め、かつ、広めることとに、我が國からの情報に期待する在外邦人の要望に応えるため、時事、國際情勢等に関する適時適切な放送を実施し、インターネットによる情報発信を補完的に活用しつつ、國際放送を効果的・効率的に推進すること。収支予算等に盛り込まれたラジオ國際放送の見直しに当たっては、公共放送として協会が果たすべき役割にかんがみ、海外における聴取実態等に十分配慮した運用を心がけること。
- 5 協会の保有する放送番組等については、受信料を負担する國民・視聽者にとっての貴重な資産であることにかんがみ、NHKアーカイブス・オンデマンド事業は、必要な制度整備後、速やかに実施することができるよう、実施に向けた着実な準備を進めること。
- 6 受信料を主な財源とする特殊法人としての國民・視聽者に対する説明責任を全うする観点から、協会にあっては、番組制作費の支出内訳に加え、職員の給与支給基準及び服務準則、伝送部門に係る経費など、協会の經營・業務等に関する情報公開を一層積極的に進めるここと。
- また、業務委託及び派遣については、番組制作委託における企画提案競争を推進するほか、契約・経理処理手続の適正化及び競争比率の向上に努め、一層透明性の高い事業運営を推進すること。
- 7 地上デジタルテレビジョン放送については、平成23年のデジタル放送への全面移行に向け、中継局の整備や受信機の着実な普及を推進するとともに、國民・視聽者に対する周知・広報や受信者がらの相談等に積極的に取り組むこと。また、携帯端末向けサービス(ワンセグ)の実施やデジタルラジオの実用化試験放送を通じ、放送のデジタル化を先導すること。
- 8 放送番組の編集に当たっては、國民・視聽者の視点に立ち、その期待に志え、公共放送に対する多様な要望を満たすとともに、我が國の文化の向上に寄与するよう最大の努力を払うこと。特に報道番組については、正確かつ公平な報道に対する國民・視聽者の負託に的確に応えるとともに、災害その他の緊急事態における報道体制を充実・強化し、被災者等に役立つ正確かつよりきめ細やかな情報の迅速な提供に努めること。
- また、放送された番組に寄せられた國民・視聽者からの意見や要望に真しに耳を傾け、それらの意向を適切に反映できる仕組みづくりに努めるとともに、視聽障害者のため、字幕放送や解説放送等の計画的な継続・拡充に努めること。

理由

日本放送協会から総務大臣に提出のあった同協会平成19年度収支予算、事業計画及び資金計画について、放送法第37条第2項の規定により総務大臣の意見を付して国会に提出し、その承認を受けなければならないこととなっているからである。

放送法第三十七条第一項の規定に基づいて 承認を求める件(内閣提出)に關する報告書	
本件の目的	
1 本件は、日本放送協会の平成十九年度収支予算、事業計画及び資金計画について、放送法第三十七条第一項の規定に基づき、国会の承認を求めるものであり、その主な内容は次のとおりである。	① 放送番組については、開かれた公共放送を田舎へ人々の共感を呼ぶ多彩で質の高い番組の放送に努める。
2 本件には、総務大臣の意見が付されており、平成十九年度収支予算等について、受信料収入が不祥事発覚前の水準を大きく下回るもの、放送サービスの充実やコンプライアンス関係経費に予算を重点配分しつつ、経費削減による事業収支の均衡を維持していくことから、「やむを得ない内容」と認められる。	② 國際放送は、テレビジョンへ國際放送の充実・強化とラジオ國際放送の再編を進め、受信料の公平負担を徹底し、契約収納活動を強化するとともに、受信料制度に対する理解促進を図り、受信料収入の確保及び回復に努める。
3 本件の要旨	③ 調査研究については、デジタル放送技術の高度化など新しい放送技術の研究開発を行ふ。
4 一般勘定の事業収支は、受信料等の事業収入が前年度に比べて百三十一億円増加して六千三百四十八億円、国内放送費等の事業支出が前年度に比べて八十九億円増加して六千三百七億円となっており、事業収支差金四十一億円は、全額債務償還に充当する。	④ 給与については、要員削減を着実に進め、やむなる削減を図る。
5 地上放送のデジタル化に伴うアナログ周波数変更対策を実施する。	⑤ 会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において実施する。
6 受信料の額は、訪問集金の場合、月額で、カラー契約千三百九十五円、衛星カラーキャリーキャリーキャンペーン放送の視聴料であるが、平成十九年十月より普通契約(白糖契約)のカラー契約への統合等受信料体系を見直す。	⑥ コンプライアンスの徹底やガバナンスの強化及び経営の改革に取り組むとともに、職員研修を強化し、組織体質に踏み込んだ意識改革を行ふ。
7 事業計画	⑦ 地上デジタルテレビジョン放送の視聴可能地域の拡大やサービスの充実に向けた設備の整備を行う。
8 地上デジタルテレビジョン放送について、受信料の額は、訪問集金の場合、月額で、カラー契約千三百九十五円、衛星カラーキャリーキャリーキャンペーン放送の視聴料であるが、平成十九年十月より普通契約(白糖契約)のカラー契約への統合等受信料体系を見直す。	⑧ 日本放送協会の平成十九年度収支予算、事業計画及び資金計画は、放送法の趣旨に照らし妥当なものと認め、本件は承認すべきものと議決した。

条第三項第二号」を「第五条第三項第四号」に改め、同条を第二十一条とし、同条の次に次の節名を付する。

第五節 財産の処分の制限に係る承認の手続の特例

第四章中第十二条の前に次の節名を付する。
第一節 株式の取得に係る課税の特例
第十二条の見出しを削り、同条を第十三条とし、同条の次に次の二節及び節名を加える。

第二節 特定地域雇用会社に対する寄附に係る課税の特例

(課税の特例)
第十四条 認定地域再生計画に記載されている第五条第三項第二号に規定する事業を行う会社であつて地域における雇用機会の創出に対する寄与の程度及び当該事業の適正な実施の確保を考慮して内閣府令で定める常時雇用する高年齢者等の数その他の要件に該当するものとして認定地方公共団体が指定するもの(以下この節において「特定地域雇用会社」という)に対し、法人が当該指定に係る事業の実施に必要な費用に充てることを目的とする寄附(金銭によるものに限る)をした場合において、当該寄附について次条第三項の規定による確認がされたときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該法人に対する法人税の課税について損金算入の特例の適用があるものとする。

前項の規定による指定は、当該指定に係る事業において特定地域雇用会社が常時雇用すべき高年齢者等の数その他の内閣府令で定める雇用に関し講すべき措置(以下この節において「高年齢者等雇用確保措置」という)及び同項の特例

の適用がある寄附の総額として当該高年齢者等の数を勘案して内閣府令で定めるところにより

算定される額(以下この節において「特例対象総額」という)を明らかにしてするものとする。

第十二条の規定による指定の有効期間は、当該第十二条の次に次の二節及び節名を付する。

第一節 株式の取得に係る課税の特例

第十二条の見出しを削り、同条を第十三条とし、同条の次に次の二節及び節名を加える。

第二節 特定地域雇用会社に対する寄附に係る課税の特例

(課税の特例)
第十五条 特定地域雇用会社は、法人から前条第一項の寄附を受けたときは、当該寄附に係る金銭を、前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を、遅滞なく、公表しなければならない。

7 特定地域雇用会社の指定及びその取消しの手続に関し必要な事項は、内閣府令で定める。(寄附の報告等)

第十六条 特定地域雇用会社は、第十四条第一項の寄附を受けたときは、当該寄附に係る金銭を、前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を、遅滞なく、公表しなければならない。

2 特定地域雇用会社は、内閣府令で定めるところにより、その指定に係る事業の実施の状況を認定地方公共団体に報告しなければならない。

(改善命令)

第十七条 認定地方公共団体の長は、特定地域雇用会社が第十四条第一項に規定する内閣府令で定める要件を欠くに至つたと認めるとき、又はその行う事業が高年齢者等雇用確保措置の内容に従つて実施されていないと認めるときは、当該特定地域雇用会社に対し、その改善のために必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

2 前項の規定による指定の有効期間は、当該指

ければならない。

2 認定地方公共団体の長は、前項の規定により提出された報告書若しくはこれに添付すべき書面(以下この節において「報告書等」という)に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、当該報告書等を提出した特定地域雇用会社に対して、説明を求め、又は当該報告書等の訂正を命ずることができる。

3 認定地方公共団体の長は、報告書等により、当該報告書等に係る寄附が特例対象総額その他の事項に関する内閣府令で定める要件に該当することを確認したときは、当該報告書等を提出した特定地域雇用会社に対し、その旨を記載した文書を交付しなければならない。

(特定地域雇用会社の義務)

3 第一項の規定による立人検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。2 前項の規定により立人検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立人検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

2 前項の規定により立人検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第三節 特定地域雇用等促進法人に対する寄附等に係る課税の特例

(課税の特例)
第十九条 認定地域再生計画に記載されている第五条第三項第三号に規定する事業を行うことを主たる目的とする公益法人であつて地域における雇用機会の創出に対する寄与の程度及び当該事業の適正な実施の確保を考慮して内閣府令で定める要件に該当するものとして認定地方公共団体が指定するもの(以下この節において「特定地域雇用等促進法人」という)に対し、個人又は法人が金銭による寄附又は贈与をしたときは、法人が租税特別措置法で定めるところにより、当該個人又は法人に対する所得税、法人税又は相続税の課税について寄附金控除等の特例の適用

(報告及び検査)

第十八条 認定地方公共団体の長は、特定地域雇用会社の指定に係る事業の適正な実施のため必要があると認めるときは、当該特定地域雇用会社に対し報告させ、又はその職員に当該特定地域雇用会社の事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

定の日から起算して二年とする。

3 第一項の規定による指定は、その有効期間が満了したとき、及び次項の規定により取り消されたときのほか、第十条第一項の規定により第一項の認定地域再生計画の認定が取り消されたときは、その効力を失う。

4 認定地方公共団体は、特定地域雇用等促進法人が第一項に規定する内閣府令で定める要件を欠くに至つたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

5 認定地方公共団体の長は、特定地域雇用等促進法人が第一項に規定する内閣府令で定める要件を満たしているかどうかについて必要な調査をすることができる。

6 認定地方公共団体は、第一項の規定による指定期をしたときはその旨及び当該指定の有効期間を、第四項の規定による指定の取消しをしたときはその旨を、遅滞なく、公表しなければならない。

7 特定地域雇用等促進法人の指定及びその取消しの手続に必要な事項は、内閣府令で定める。

(特定地域雇用等促進法人の報告義務)

第二十条 特定地域雇用等促進法人は、内閣府令で定めるところにより、その指定に係る事業の実施の状況を認定地方公共団体に報告しなければならない。

第四節 地域再生基盤強化交付金の交付 等

第六章 地域再生基盤強化交付金の交付 第四章 地域再生協議会 第七章 報告書

第四章 地域再生協議会

第十二条 地方公共団体は、第五条第一項の規定により作成しようとする地域再生計画並びに認定地域再生計画及びその実施に關し必要な事項は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条第一項の規定に違反して、報告書を組織することができる。

二 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 前項の地方公共団体

二 第五条第二項第三号に規定する事業を実施し、又は実施すると見込まれる者

三 第一条の規定により協議会を組織する地方公共団体は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 当該地方公共団体が作成しようとする地域再生計画又は認定地域再生計画及びその実施に関し密接な関係を有する者

二 その他当該地方公共団体が必要と認める者

三 第十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

四 地方公共団体は、前項の規定により協議会の構成員を加えるに当たっては、協議会の構成員の構成が、当該地方公共団体が作成しようとする地域再生計画又は認定地域再生計画及びそのととなるよう配慮しなければならない。

五 第一条の協議を行うための会議において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

第六章 地域再生基盤強化交付金の交付 第四章 地域再生協議会 第七章 報告書

本則に次の二章を加える。

第七章 報告書

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条第一項の規定に違反して、報告書を提出した者

二 第十五条第二項の規定により求められた説明を拒み、若しくは虚偽の説明をし、又は同項の規定による命令に違反して同項の報告書等の訂正を拒み、若しくはこれらに虚偽の説明を拒み、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

三 第十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

四 地方公共団体は、前項の規定により協議会の構成員を加えるに当たっては、協議会の構成員の構成が、当該地方公共団体が作成しようとする地域再生計画又は認定地域再生計画及びそのととなるよう配慮しなければならない。

五 第一条の協議を行うための会議において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

第六章 地域再生基盤強化交付金の交付 第四章 地域再生協議会 第七章 報告書

本則に次の二章を加える。

第七章 報告書

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条第一項の規定に違反して、報告書を提出した者

二 第十五条第二項の規定により求められた説明を拒み、若しくは虚偽の説明をし、又は同項の規定による命令に違反して同項の報告書等の訂正を拒み、若しくはこれらに虚偽の説明を拒み、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

三 第十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

四 地方公共団体は、前項の規定により協議会の構成員を加えるに当たっては、協議会の構成員の構成が、当該地方公共団体が作成しようとする地域再生計画又は認定地域再生計画及びそのととなるよう配慮しなければならない。

五 第一条の協議を行うための会議において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

第六章 地域再生基盤強化交付金の交付 第四章 地域再生協議会 第七章 報告書

理由
地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地方公共団体が地域再生協議会を設置することができるようになるとともに、特定地域雇用会社及び特定地域雇用等促進法人に対する寄附に係る課税の特例措置を追加する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地域再生法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地方公共団体が地域再生協議会を設置することができるものとともに、特定地域雇用会社及び特定地域雇用等促進法人に対する寄附に係る課税の特例措置の追加等をしようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 地域再生計画に記載することができる、地域再生計画の目標を達成するために行なう事業に関する事項として、次に掲げる事項を追加すること。
- (一) 地域において高年齢者、障害者その他の就職が困難な者を雇用することを通じて経済的社会的効果を及ぼすものとして内閣府令で定める事業であつて会社により行われるものに関する事項
- (二) 地域において高年齢者、障害者、安定した職業に就くことが困難な状況にある青年、妊娠、出産若しくは育児を理由として休業若しくは退職をした女性等に係る募集方法の改善、職域の拡大、雇用形態の改善

等を行う事業主又は地域においてこれらの者に対して職業能力の開発及び向上若しくは当該困難な状況を改善するための助言等を行う特定非営利活動法人等に対して助成を行なう事業のうち、経済的社会的効果を及ぼすものとして内閣府令で定める事業であつて公益法人により行われるものに関する事項

2 地方公共団体は、地域再生計画の作成及び認定地域再生計画の実施等に関する必要な事項について協議するため、地域再生協議会を組織することができることとし、その構成員等に関する規定を設けること。

3 次に掲げる認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置を追加すること。

(一) 特定地域雇用会社に対する寄附に係る課税の特例

認定地域再生計画に記載されている1の団体が指定するもの(「特定地域雇用会社」という)に対し、法人が金銭による寄附をした場合において、当該寄附について認定

地方公共団体による確認がされたときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該法人に対する法人税の課税について損金算入の特例の適用があるものとすること。
(二) 特定地域雇用等促進法人に対する寄附等に係る課税の特例

認定地域再生計画に記載されている1の構造改革特別区域法の一部を改正する法律第五条の見出しを削り、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「内閣総理大臣は、」の下に「前項の提案について検討を加え新たな措置を講ずる必要があると認めるとき、又は」を加え、同

う。)に対し、個人又は法人が金銭による寄附又は贈与をしたときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該個人又は法人に対する所得税、法人税又は相続税の課税を行なう特定非営利活動法人等の特例の適用があるものとすること。

4 罰則について所要の規定を設けること。
5 この法律は、平成十九年四月一日から施行するものとすること。

二 議案の可決理由

本案は、地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、必要な措置を講じるものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十九年三月十六日

衆議院議長 河野 洋平殿
内閣委員長 河本 三郎

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十九年二月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

構造改革特別区域法の一部を改正する法律第五条の見出しを削り、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「内閣総理大臣は、」の下に「前項の提案について検討を加え新たな措置を講ずる必要があると認めるとき、又は」を加え、同

項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、定期的に、新たな規制の特例措置の整備その他構造改革の推進等に関し政府が講ずべき新たな措置に係る提案を募集するものとする。

第四条第一項中「平成十九年三月三十一日までに」を削る。

第十一条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関は、認定構造改革特別区域計画に係る特定事業の実施に関し、法令の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該特定事業が円滑かつ迅速に実施されるよう、適切な配慮をするものとする。

第十四条を次のように改める。

第十五条から第十七条までを次のように改める。
(地方自治法の特例)
第十五条 都道府県が、都道府県知事の権限に属する事務を、地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項(同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。)又は第二百九十一条の二第二項の条例の定めるところにより、当該都道府県内の市町村(特別区及び都道府県の加入しない同法第二百八十四条第一項の広域連合を含む。以下この条において同じ。)が処理することとした場合(当該都道府県において、当該事務のすべてを市町村が処理することとな

る場合に限る。)において、当該市町村が処理する事務(以下この項において「特例事務」といふ。)に係る経由事務(同法第二百五十二条の十七の三第三項の規定により都道府県知事が行うものとされる事務をいう。)を行わないことが、当該都道府県の事務の合理化を図る観点から適切であり、かつ、国、当該都道府県及び当該市町村を通じた事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないと認め、当該特例事務を処理するすべての市町村の区域を含む構造改革特別区域を設定して、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該特例事務については、同法第二百五十二条の十七の三第三項(同法第二百八十三条第一項及び第二百九十五条の二第三項の規定により適用し、又は準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

2 都道府県知事は、前項の認定を受けたときは、遅滞なく、その旨を関係市町村の長に通知しなければならない。

官報(号外)

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の特例)

第二十九条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、当該地方公共団体の教育委員会の所管に属する学校(学校教育法第一条に規定する学校をいい、大学を除く。以下この条において同じ。)の校舎その他の施設(以下この条及び別表第十九号において「学校施設」といふ。)及び当該地方公共団体の長の所管に属する地方法令第二百四十四条第一項に規定する公の施設(以下この項において単に「公の施設」

という。)の利用及び配置の状況その他の地域の事情に照らし、当該地方公共団体の長が学校施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部を管理し、及び執行する場合における社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第四十四条の目的以外の目的に使用することを含む。)又はこれらの総合的な整備の促進を図るため必要である、かつ、学校における教育活動の適切な実施に支障を及ぼすおそれがないと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定の日以後は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条及び第二十四条の規定にかかわらず、当該学校施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部については、当該地方公共団体の長が管理し、及び執行する。この場合において、当該地方公共団体の長が管理する学校施設については、同法第二十一条の規定は、適用しない。

2 前項の認定を受けた地方公共団体の長は、同項の規定により管理し、及び執行する学校施設の管理及び整備に関する事務のうち学校における教育活動と密接な関連を有するものとして当該地方公共団体の規則で定めるものを管理し、及び執行するに当たっては、当該地方公共団体の規則で定めるところにより、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならぬ。

(提案を募集する期限)

第三条 第二条第三項の募集は、平成二十四年三月三十一日までの間、行うものとする。
(構造改革特別区域計画の認定を申請する期限)

第四条 第四条第一項の申請は、平成二十四年三月三十一日までに限り行うことができる。

別表第四号中「三歳未満児に係る幼稚園入園事業」を「削除」に改め、同表第五号中「削除」を「条例による事務処理の特例に係る事務の合理化事業」に改め、同表第十九号中「削除」を「地方公共団体の施設」に改め、同表第二十号中「削除」を「公の施設」に改め、同表第二十一号中「地方公共団体の設置する特別養護老人ホーム管理委託事業」を「削除」に改める。

附 則

一 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十条の改正規定 公布の日から起算して一月を経過した日

二 第三条の改正規定及び附則第二条の次に二条を加える改正規定(附則第三条を加える部分に限る。)公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第十五条から第十七条まで及び第二十九条の改正規定並びに別表の改正規定(同表第五号及び第十九号に係る部分に限る。)平成二十一年十月一日

四 第十四条の改正規定及び別表の改正規定(同表第四号に係る部分に限る。)平成二十一年四月一日
(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の構造改革特別区域法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(経過措置)

3 この法律の施行の際現に行われているこの法律による改正前の構造改革特別区域法第三十一条第一項の規定による特別養護老人ホームの管理の委託については、同条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

官 報 (号外)

理由

経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るため、内閣総理大臣に対する構造改革特別区域計画の認定申請の期限を延長するとともに、条例による事務処理の特例に係る事務の合理化事業及び地方公共団体の長による学校施設の管理及び整備に関する事務の実施事業に関する特例措置を追加する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

構造改革特別区域法の一部を改正する法律

案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、経済社会の構造改革を推進することもに地域の活性化を図るために、内閣総理大臣に対する構造改革特別区域計画の認定申請の期限を延長するとともに、構造改革特別区域に係る法律の特例に関する措置の追加等をしようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 内閣総理大臣は、定期的に、新たな規制の特例措置の整備等に係る提案を募集するものとし、その期限を平成二十四年三月三十一日までとする。
- 構造改革特別区域計画の認定を申請する期限とされている平成十九年三月三十一日を平成二十四年三月三十一日まで延長すること。
- 関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関は、内閣総理大臣の認定を受けた構造改革特別区域計画に係る特定事業の実施に関し、法令の規定による許可その他処分を求められたときは、当該特定事業

が円滑かつ迅速に実施されるよう、適切な配慮をするものとすること。

4 次に掲げる法律の特例に関する措置を追加すること。

(一) 地方自治法の特例

内閣総理大臣の認定を受けた構造改革特別区域においては、都道府県が、条例による事務処理の特例により市町村が処理することとした事務に係る当該市町村と国との協議等については、当該都道府県を経由せず行うものとすることができる。

(二) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の特例

内閣総理大臣の認定を受けた構造改革特別区域においては、地方公共団体の教育委員会が管理し、及び執行している学校施設の管理及び整備に関する事務について、当該地方公共団体の長が管理し、及び執行することができる。

5 次に掲げる法律の特例に関する措置について所要の改正を行うものとする。

(一) 三歳未満児に係る幼稚園入園事業に係る学校教育法の特例

(二) 地方公共団体の設置する特別養護老人ホーム管理委託事業に係る老人福祉法の特例

例

6 施行期日等

(一) この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行すること。

(二) 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の構造改革特別区域法の施行の状況について検討を加え、その

結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。

二 議案の可決理由

本案は、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るため、必要な措置を講じようとするものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十九年三月十六日

内閣委員長 河本 三郎
衆議院議長 河野 洋平殿

〔別紙〕

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一 「三歳未満児に係る幼稚園入園事業」の全国展開に当たっては、特別区域事業の評価において、満三歳児以上と同様の集団的な教育が二歳児についてははなじまないとの結論が得られたことにかんがみ、一人一人の園児の発達段階に応じた受入れが適切に行われるよう、十分に配慮すること。

二 三歳未満児に係る幼稚園での子育て支援としての受け入れ形態について、保育所等における子育て支援機能と重複する面が存在することにかんがみ、保育所・認定こども園との関係で保護者や現場に混乱を生じさせないよう、適切な措置を講じること。

理由

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

右提出する。

平成十九年二月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中「一、五九七人」を「一、六三七人」に、「九一五人」を「九五〇人」に改める。

附則

この法律は、平成十九年四月一日から施行す

理由

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事及び判事補の定員を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案は、下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、裁判所の職員の員数を増加しようとするもので、その内容は次のとおりである。

一 議案の目的及び要旨

本案は、下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、裁判所の職員の員数を増加しようとするもので、その内容は次のとおりである。

1 判事の員数を四十人増加すること。

2 判事補の員数を三十五人増加すること。

3 この法律は、平成十九年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、民事訴訟事件及び刑事訴訟事件の適正かつ迅速な処理を図るとともに、裁判官制度導入の態勢整備を図る等のため、裁判所の職員の員数を増加しようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

平成十九年度裁判所関係予算に、約四億九千三百万円が計上されている。

右報告する。

平成十九年三月十六日

法務委員長 七条 明

衆議院議長 河野 洋平殿

〔別紙〕

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

に対する附帯決議

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 社会・経済情勢の変化に伴い複雑多様化する各種紛争事件の適正・迅速な処理を図るために、裁判所の人的・物的拡充に努めること。

二 国民の期待に応える司法制度改革の実施に向け、国民に対し、改革の趣旨の周知徹底に努めること。

執行官法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成十九年二月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

執行官法の一部を改正する法律

執行官法(昭和四十一年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第十三号を次のように改める。

十三 破産法(平成十六年法律第七十五号)第百五十五条第一項の規定による財産の封印又は

封印の除去

附則第六条を次のように改める。

第六条 削除
附則第十条の見出しを「(刑事案件等における書類の送達についての暫定措置)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

附則第十一條から第十四条までを次のように改める。

附則第二十七条及び第二十八条を削る。

第十一條から第十四条まで 削除
附則 第二十七条及び第二十八条を削る。

附則第十一條から第十四条まで 削除
附則第二十七条及び第二十八条を削る。

(住民基本台帳法の一部改正)

第七条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条第一項の規定により恩給を受ける権利を有している者

別表第一の十七の項中「執行官法」を「執行官法の一部を改正する法律(平成十九年法律第号)附則第三条第一項の規定によりな

お従前の例により支給されることとされる同法による改正前の執行官法に改める。

前項の規定によりなお従前の例により支給する恩給の年額の改定及び支給については、前条の規定による廃止前の執行官法の規定による恩

給の年額の改定に関する法律の規定は、なおその効力を有する。

(元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部改正)

第四条 元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第五条 執行官法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、国家公務員の退職後の年金制度に関する状況等を踏まえ、執行官の退職後の年金についての暫定措置を廃止し、その他所要の規定の整備を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 退職後の年金についての暫定措置の廃止

執行官の退職後の年金についての暫定措置である恩給の支給を廃止すること。

2 退職後の給付等についての検討条項の削除

1 の措置に併せて執行官の退職手当及び退職後の年金その他の給付についての検討条項

を削除すること。

3 暫定措置等の廃止

執行官の身分についての経過措置、金銭の保管等についての暫定措置、臨時の職務の代

行についての暫定措置等を廃止すること。

4 施行期日等

(一) この法律は、平成十九年四月一日から施

行すること。

(二) この法律の施行の際現に恩給の支給を受

けている者及び受給資格（勤続十七年以上）

を満たしてゐる者に対しでは
例により恩給を支給する二二。
なお従前の

二 議案の可決理由

本案は、国家公務員の退職後の年金制度に関する状況等を踏まえ、執行官の退職後の年金についての暫定措置を廃止し、その他所要の規定の整備を行おうとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

立月二三月二十一日

明治二十二年正月
法務委員長 七条

別紙

執行官法の一部を改正する法律案に対する
附帯決議

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。
一 執行官の退職後の年金についての暫定措置である恩給の廃止に伴い、執行官の執務環境の整備に努めること。

二 執行官の職務の重要性にかんがみ、執行官の人材の確保に努めること。

右
案
都市再生特別措置法等の一部を改正する法律
案
国会に提出する。
平成十九年二月六日

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律
律
(都市再生特別措置法の一部改正)

第一条 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十六条」の下に「・第四十六条の二」を加え、「第四節 民間都市再生整備事業計画の認定等(第六十三条—第七十一条)」を「第五節 民間都市再生整備事業計画の認定等(第六十三条—第七十二条)」に、「第七十二条—第七十八条」を「第七十九条—第八十二条」に改める。

第十九条第一項中「都市再生緊急整備協議会(以下)の下に「」の章において」を加え、同条第三項中「以下」の下に「この条において」を加える。

第二十九条第一項第二号イ中「株式会社」の下に「又は合同会社」を加え、同号ロ及び同項第三号口中「株式会社」の下に「 合同会社」を加える。

第三十三条の見出しを「協議会における認定事業を円滑かつ迅速に施行するため必要な協議」に改め、同条第一項中「ための会議の開催」

を「こと」に改め、同条第二項中「規定による認定事業者からの求めに応じて会議を開催した場合における」を「協議を行うことを求められた協議会に関する」に改め、「ついては」の下に「同項中」を加え、「会議の開催」を第三十三条第一項の協議を行うことに改め、「求めた」の下に「同項の」を加え、同条第三項中「規定により会議の開催」を「協議を行うこと」に改め、「会議において」を削り、「又は」の下に「当該」を加え、「協議を続行しているときは会議の開催」を「当該協議の結果を得るに至っていないときは当該協議を行なうこと」と、「当該協議」を「その間」に、「当該会議の開催」を「当該協議を行う」とに改める。

3 前項第二号の場合において、所有権又は借地権が数人の共有に属する土地があるときは、当該土地について所有権を有する者又は借地権を有する者の数をそれぞれ一とみなし、同意した所有権を有する者の共有持分の割合の合計又は同意した借地権を有する者の共有持分の合計をそれぞれ当該土地について同意した者の数とみなし、当該土地の地積に同意した所有権を有する者の共有持分の割合の合計又は同意した借地権を有する者の共有持分の合計を乘じて得た面積を当該土地について同意した者が所有する土地の地積又は同意した者が有する借地権の目的となつている土地の地積とみなす。

第四十六条に見出として「都市再生整備計画」を付し、同条第四項中「事業等」の下に「に係る事項」を加え、同条第七項中「掲げる事業」の下に「に関する事項」を加え、「又は」を「若しくは」に、「同じ」の新設又は改築〔を「」〕の条において同じ。)の新設若しくは改築〔いずれも〕に、「及び第十五条」を「第十五条並びに第八十五条第一項及び第二項」に、「以下」を「第五十八條第一項において「に、「又は第二項」を「から第三項まで」に、「指定市又は」を「指定市」に改め、「以外の市」の下に「又は同条第三項の指定市以外の市町村」を、「限る」の下に「第五十八条において「国道の新設等」という」を加え、「市町村施行国道等事業」という。)を「市町村施行国道新設等事業」という。)に関する事項」に改め、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項中「市町村施行国道等事業」を「市町村施行国道新設等事業又は市町村施行国道維持等事業に関する事項」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の二項を加える。

第一項及び第十五条の規定により都道府県が行うこととされているもの(同法第十七条第一項から第三項までの規定により同条第一項の指定市、同条第二項の指定市以外の市又は同条第三項の指定市以外の市町村が行うこととされているものを除く)で政令で定めるものに限る。第五十八条において「国道の維持等」という。)であつて第五十八条第一項の規定に基づき当該市町村が行うことができるものに関する事業(以下「市町村施行国道維持等事業」という。)に関する事項を記載することができる。

第五章第一節中第四十六条の次に次の二条を加える。

(市町村都市再生整備協議会)

第四十六条の二 次に掲げる者は、市町村ごとに、都市再生整備計画及びその実施に関し必要な協議を行うため、市町村都市再生整備協議会(以下この章において「市町村協議会」という。)を組織することができる。

一 市町村

二 第七十三条第一項の規定により当該市町村の長が指定した都市再生整備推進法人

三 密集市街地整備法第三百条第一項の規定により当該市町村の長が指定した防災街区整備推進機構

四 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第五十一条第一項の規定により当該市町村の長が指定した中心市街地整備推進機構

五 景観法(平成十六年法律第百十号)第九十一条第一項の規定により当該市町村の長が

指定した景観整備機構

六 前各号に掲げる者ほか、第二号から前号までに掲げる者に準ずるものとして国土交通省令で定める特定非営利活動法人等

2 前項各号に掲げる者は、必要があると認めることは、協議して、市町村協議会に、関係都道府県、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、民間都市機構その他まちづくりの推進を図る活動を行う者を加えることができる。

3 市町村協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関及び前条第二項第三号イからへまでに掲げる事業(これらの事業と一体となつてその効果を増大させることとなる事業等を含む。)を実施し、又は実施することが見込まれる者に対して、資料の提供、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

4 第一項の協議を行うための会議において協議が調つた事項については、市町村協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、市町村協議会の運営に関し必要な事項は、市町村協議会が定める。

第五十一条第一項中「第四十六条第十項後段(同条第十三項)」に改める。

(同条第十一項)を「第四十六条第十二項後段(同条第十三項)」に改める。

第五十四条第一項中「除く」の下に「次項において同じ」と加え、同条第二項中「前項の規定による要請(以下「計画要請」という。)」を「計画要請」に改め、同項を同条第三項とし、同条第

一項の次に次の二項を加える。

2 市町村は、第四十六条の二第一項の規定により市町村協議会が組織されている場合において、前項の規定による要請(以下「計画要請」という。)をしようとするときは、あらかじめ、当該市町村協議会の意見を聴かなければならない。

第三条第一項中「及び第十五条」を「第十五条第一項、第十五条並びに第八十五条第一項及び第二項」に、「市町村施行国道等事業」を「市町村施行国道新設等事業に関する事項」に、「又は都道府県道の新設又は改築」を「新設等又は都市再生整備計画に記載された市町村施行国道維持等事業に関する事項に係る国道の維持等」に改め、同条第二項中「又は都道府県道の新設又は改築に関する工事を」の新設等又は国道の維持等に、「新設又は改築に関する工事の」を「国道の新設等又は国道の維持等」に改め、同条第三項中「又は都道府県道の新設又は改築」を「新設等又は国道の維持等」に改め、同条第四項及び第五項中「又は都道府県道の新設又は改築」を「の新設等又は国道の維持等」に改める。

第五十五条第一項第一号イ中「株式会社」の下に「又は合同会社」を加え、同号口中「株式会社」の下に「、合同会社」を加える。

第七十五条を第八十二条とし、第七十二条から第七十四条までを七条ずつ繰り下げる。

(市町村協議会における認定整備事業を円滑かつ確実に施行するために必要な協議)

第五章第四節中第七十一条の次に次の二条を加える。

第五節 都市再生整備推進法人

(都市再生整備推進法人の指定)

第七十三条 市町村長は、特定非営利活動促進法第二条第二項の特定非営利活動法人又は民法第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、都市再生整備推進法人(以下「推進法人」という。)として指定することができる。

2 市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該推進法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

第七十二条 認定整備事業者は、市町村協議会に対し、その認定整備事業を円滑かつ確実に施行するために必要な協議)

3 推進法人は、その名称、住所又は事務所の

施行するためるために必要な協議を行うことを求めることができる。

2 前項の協議を行うことを求められた市町村協議会に関する第四十六条の二第三項の規定の適用については、同項中「及び前条第二項第三号イ」とあるのは「、前条第二項第三号イ」と、「見込まれる者」とあるのは「見込まれる者及び第七十二条第一項の協議を行うことを求められた場合において、当該協議が調つたとき又は当該協議が調わないととなつたときはその結果を、当該協議の結果を得るに至つていないとときは当該協議を行うことを求めめた認定整備事業者に通知するものとする。

3 市町村協議会は、第一項の協議を行うことを求められた場合において、当該協議が調つたとき又は当該協議が調わないととなつたときはその結果を、当該協議の結果を得るに至つていないとときは当該協議を行うことを求めめた認定整備事業者とすると。

所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。

4 市町村長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(推進法人の業務)

第七十四条 推進法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 都市再生整備計画の区域内における都市開発事業であつて第四十六条第一項に規定する都市再生基本方針に基づいて行われるものを行なう者に対する援助を行うこと。

二 特定非営利活動法人等による前号の都市開発事業の施行に対する助成を行うこと。

三 次に掲げる事業を施行すること又は当該事業に参加すること。

イ 第一号の都市開発事業
ロ イに掲げる事業の施行に関連して必要となる公共施設の整備に関する事業(都市再生整備計画に記載されたものに限る。)

四 前号の事業に効率的に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。

五 第四十六条第一項の土地の区域における都市の再生に関する調査研究を行うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、第四十六条第一項の土地の区域における都市の再生の

ために必要な業務を行うこと。

(推進法人の業務に係る公有地の拡大の推進に関する法律の特例)

第七十五条 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)第四条第一項の規定は、推進法人に対し、前条第四号に掲げる業務(同条第三号イに掲げる事業のうち

都市再生整備計画に記載された公共施設の整備に関する事業及び同号ロに掲げる事業に係るものに限る。)の用に供せるために同項に規定する土地を有償で譲り渡そうとする者については、適用しない。

第七十六条 市町村長は、第七十四条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、推進法人に対し、その業務に関して報告をさせることができること。

二 市町村長は、推進法人が第七十四条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、推進法人に対し、その業務の運営の改善に関する必要な措置を講すべきことを命ずることができる。

三 市町村長は、推進法人が前項の規定による命令に違反したときは、第七十三条第一項の規定による指定を取り消すことができる。

四 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(民間都市機関の行う推進法人支援業務)
第七十七条 民間都市機関は、第二十九条第一項及び第七十一条第一項に規定する業務のほ

か、推進法人によるその業務の円滑な実施のため、国土交通大臣の承認を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。

一 推進法人による第七十四条第二号に掲げる業務(実施に付する助成を行うこと)。

二 推進法人に付する助成を行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

四 民間都市機関は、第一項第一号に掲げる業務を行う場合には、国土交通省令で定める基準に従つて行わなければならない。

五 「第十二条(都市再生特別措置法第七十七条第一項第一号に掲げる業務を行なう場合における同項第一項第一号と同項第一項第一号に付する助成の額との比)」を「第十二条(都市再生特別措置法第七十七条第一項第一号に付する助成の額)」とする。

六 「第十二条(都市再生特別措置法第七十七条第一項第一号に付する助成の額)」を「第十二条(都市再生特別措置法第七十七条第一項第一号に付する助成の額)」とする。

七 「第十二条(都市再生特別措置法第七十七条第一項第一号に付する助成の額)」を「第十二条(都市再生特別措置法第七十七条第一項第一号に付する助成の額)」とする。

八 「第十二条(都市再生特別措置法第七十七条第一項第一号に付する助成の額)」を「第十二条(都市再生特別措置法第七十七条第一項第一号に付する助成の額)」とする。

九 「第十二条(都市再生特別措置法第七十七条第一項第一号に付する助成の額)」を「第十二条(都市再生特別措置法第七十七条第一項第一号に付する助成の額)」とする。

十 「第十二条(都市再生特別措置法第七十七条第一項第一号に付する助成の額)」を「第十二条(都市再生特別措置法第七十七条第一項第一号に付する助成の額)」とする。

十一 「第十二条(都市再生特別措置法第七十七条第一項第一号に付する助成の額)」を「第十二条(都市再生特別措置法第七十七条第一項第一号に付する助成の額)」とする。

十二 「第十二条(都市再生特別措置法第七十七条第一項第一号に付する助成の額)」を「第十二条(都市再生特別措置法第七十七条第一項第一号に付する助成の額)」とする。

十三 「第十二条(都市再生特別措置法第七十七条第一項第一号に付する助成の額)」を「第十二条(都市再生特別措置法第七十七条第一項第一号に付する助成の額)」とする。

十四 「第十二条(都市再生特別措置法第七十七条第一項第一号に付する助成の額)」を「第十二条(都市再生特別措置法第七十七条第一項第一号に付する助成の額)」とする。

十五 「第十二条(都市再生特別措置法第七十七条第一項第一号に付する助成の額)」を「第十二条(都市再生特別措置法第七十七条第一項第一号に付する助成の額)」とする。

十六 「第十二条(都市再生特別措置法第七十七条第一項第一号に付する助成の額)」を「第十二条(都市再生特別措置法第七十七条第一項第一号に付する助成の額)」とする。

十七 「第十二条(都市再生特別措置法第七十七条第一項第一号に付する助成の額)」を「第十二条(都市再生特別措置法第七十七条第一項第一号に付する助成の額)」とする。

十八 「第十二条(都市再生特別措置法第七十七条第一項第一号に付する助成の額)」を「第十二条(都市再生特別措置法第七十七条第一項第一号に付する助成の額)」とする。

十九 「第十二条(都市再生特別措置法第七十七条第一項第一号に付する助成の額)」を「第十二条(都市再生特別措置法第七十七条第一項第一号に付する助成の額)」とする。

二十 「第十二条(都市再生特別措置法第七十七条第一項第一号に付する助成の額)」を「第十二条(都市再生特別措置法第七十七条第一項第一号に付する助成の額)」とする。

二十一 「第十二条(都市再生特別措置法第七十七条第一項第一号に付する助成の額)」を「第十二条(都市再生特別措置法第七十七条第一項第一号に付する助成の額)」とする。

適用する場合を含む。以下この号において同じ。」と、「同項」とあるのは「第十二条第一項」と、同条第二号中「第十二条」とあるのは「第十二条(都市再生特別措置法第七十七条第一項)」とする。

二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。」とする。

「第十二条(都市再生特別措置法第七十七条第一項)」と、「同項」とあるのは「第十二条第一項」と、同条第二号中「第十二条」とあるのは「第十二条(都市再生特別措置法第七十七条第一項)」とする。

第二条第一号中「公共施設がない」を「公共施設が整備されていない」に改める。

第四条第四項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 建築物の建替えの事業の実施期間

第五条第一項第三号中「建築物の」の下に「敷地面積がそれぞれ国土交通省令で定める規模以上であり、かつ、当該」を加え、同項第四号中「空地」の下に「国土交通省令で定める基準に該当するもの」を加え、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 建築物の建替えの事業の実施期間が当該建築物の建替えを迅速かつ確実に遂行するため適切なものであること。

第十五条第一項中「計画(以下この節)」を「計画(以下この章)」に改める。

第三章第三節の節名を次のように改める。

第三節 独立行政法人都市再生機構及び地方住宅供給公社の行う受託業務等

第三十条に見出しとして「独立行政法人都市再生機構の行う受託業務」を付し、同条中「この条」を「この節」に改め、第三章第三節中同条の次に次の二条を加える。

(独立行政法人都市再生機構の行う從前居住者用賃貸住宅の建設等の業務)

第三十条第一項中「独立行政法人都市再生機構の行う受託業務」を付し、同条中「この節」を「この章」に改める。

る国土交通省令で定める防災街区の整備に関する事業の実施に伴い住宅の明渡しの請求を受けた者(第五項において「従前の居住者」という。)に賃貸するための住宅をいう。以下この条において同じ。)の建設、管理、増改築及び譲渡の業務を行うことができる。

2 独立行政法人都市再生機構は、前項に規定する業務については、次項の規定による関係地方公共団体からの要請に基づき行うものとする。

3 地方公共団体は、自ら従前居住者用賃貸住宅の建設、管理、増改築及び譲渡を行うことが困難であり、又は自ら従前居住者用賃貸住宅の建設、管理、増改築及び譲渡を行うのみではその不足を補うことができないと認めるときは、独立行政法人都市再生機構に対し、政令で定める第一項に規定する業務に関し、政令で定めるところにより、当該業務に関する計画を示して、その実施を要請することができる。

4 独立行政法人都市再生機構は、第一項に規定する業務を行おうとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

5 独立行政法人都市再生機構は、第一項に規定する業務を行おうとするときは、第三項の規定による要請をした地方公共団体に対し、その利益を受ける限度において、当該従前居住者用賃貸住宅の建設若しくは増改築に要する費用の一部又は当該従前居住者用賃貸住宅の入居者である従前の居住者の居住の安定を図るために当該従前の居住者に係る家賃を減額する場合における当該減額に要する費用の一部を負担

することを求めることができる。

6 前項の場合において、地方公共団体が負担する費用の額及び負担の方法は、独立行政法人都市再生機構と当該地方公共団体とが協議して定める。

7 前項の規定による協議が成立しないときは、当事者の申請に基づき、国土交通大臣が裁定する。この場合において、国土交通大臣は、当事者の意見を聴くとともに、総務大臣と協議しなければならない。

8 機構法第十四条第七項の規定は、従前居住者用賃貸住宅の管理に関する業務の運営について準用する。

(地方住宅供給公社の行う受託業務)

第三十三条の三 地方住宅供給公社は、地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)第二十一条に規定する業務のほか、委託により、居住安定計画の作成の業務を行うことができる。

第三十三条の三 地方住宅供給公社は、地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)第二十一条に規定する業務のほか、委託により、居住安定計画の作成の業務を行うことができる。

2 前項の規定により地方住宅供給公社の業務が行われる場合には、地方住宅供給公社法第四十九条第三号中「第二十一条に規定する業務」とあるのは、「第二十二条に規定する業務及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十条の三第一項に規定する業務」とする。

第三章に次の二条を加える。

第三章に次の二節を加える。

第四節 第二種市街地再開発事業の施行区域の特例

第三十三条の四 防災再開発促進地区の区域内の土地の区域で都市再開発法第三条の二第二号イ又はロのいずれかに該当するものであつて、その面積が〇・二ヘクタール以上〇・五ヘクタール未満のものについては、これを同号に掲げる条件に該当する土地の区域とみなして、同法の規定を適用する。

第三十二条第一項第一号中「図る上で必要となる」を「図るため」に、「公共施設がない」を「公共施設を整備する必要がある土地の」に改め、同項第二号中「来している」の下に「土地の」を加え、同項第三号中「用途地域」の下に「(第三十二条の三において単に「用途地域」という。)を「定められている」の下に「土地の」を加え、同項第三号中「用途地域」の下に「(第三十二条の三において単に「用途地域」という。)を「定められている」の下に「土地の」を加え、同項第三号中「用途地域」という。」に規定する」を削り、同条第三項中「以下同じ。」の「最低限度」を「百十六条第一項第一号口において同じ。」の「最低限度」に改める。

第三十二条の四を第三十二条の五とし、第三十二条の三を第三十二条の四とし、第三十二条の二の次に次の二条を加える。

(区域を区分して建築物の容積を適正に配分する特定建築物地区整備計画等)

第三十二条の三 防災街区整備地区計画(適正な配置及び規模の公共施設が地区防災施設又は地区施設として定められているものに限る。)の区域内の土地の区域(当該防災街区整備地区計画の区域の整備に関する方針に従って現に特定地区防災施設の整備が行われつてあり、又は行われることが確実であると見込まれるものに限る。)において、建築物の容積を適正に配分することが当該防災街区整備地区計画の区域における特定防災機能の確保及び当該特定地区防災施設の整備が行われた後の当該区域の特性に応じた合理的な土地利用

の促進を図るために必要であると認められるときは、当該防災街区整備地区計画について定められた特定建築物地区整備計画及び防災街区整備地区においては、当該特定建築物地区整備計画及び防災街区整備地区整備計画の区域をそれぞれ区分し、又は区分しないで、当該特定建築物地区整備計画の区域内の第三十二条第三項の建築物の容積率の最高限度については当該区域内の用途地域において定められた建築物の容積率の数値以上るものとして定め、当該防災街区整備地区整備計画の区域内の同条第四項第二号の建築物の容積率の最高限度については当該区域内の用途地域において定められた建築物の容積率の数値以下のものとして定めるものとする。

2 前項の場合において、当該特定建築物地区

整備計画及び防災街区整備地区整備計画の区域内のそれぞれの区域について定められた建築物の容積率の最高限度の数値に当該数値の定められた区域の面積を乗じたものの合計は、当該特定建築物地区整備計画及び防災街区整備計画の区域の用途地域において定められた建築物の容積率の数値に当該数値の定められた区域の面積を乗じたものとの合計を超えてはならない。

第一百十一条第一項及び第一百十四条第一項中「第二百八十九条第一項」を「第三百条第一項」に改める。

第一百八条第一項第二号中「ある耐火建築物」の下に「地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第三条第二項の規定に適用

を受けている耐火建築物であつて、国土交通省令で定める規模以上の地震が発生した場合において、外壁その他の部分の構造に損傷を受けることによりその耐火性能(同法第二条第七号に規定する耐火性能をいう。)が著しく低下するおそれがあるものとして国土交通省令で定める基準に該当するものを除く。」を加え、同項第四号中「ない」を「整備されていない」に改める。

第百三十七条第二項中「施行地区」の下に「(施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区)」を加える。

第百三十九条の次に次の一条を加える。

(事業計画の案の作成及び組合員への周知等) 第百三十九条の二 第百三十六条第二項の規定により設立された事業組合は、同条第三項の事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、事業計画の案を作成し、国土交通省令で定めるところにより、説明会の開催その他組合員に当該事業計画の案を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

2 前項の組合員は、同項の事業計画の案について意見がある場合においては、国土交通省令で定めるところにより、事業組合に意見書を提出することができる。ただし、事業基本方針において定められた事項については、この限りでない。

3 事業組合は、前項の規定により意見書の提出があつたときは、その意見書に係る意見を勘案し、必要があると認めるときは事業計画の案に修正を加えなければならない。

4 事業組合が成立した後、最初の役員が選挙され、又は選任されるまでの間は、前三項に規定する事業組合の事務は、第百三十六条第二項の規定による認可を受けた者が行うものとする。

第百四十三条第一項中「この項」を「この条」に改める。

第百四十八条第三項中「(第二十七条第七項及び第八項を除く。)」を削る。

第百五十二条中「第三十一条第一項から第六項まで」を「第三十一条」に改める。

第百五十二条中「同条第二号及び第九号」を「同条第九号」に改める。

第百五十七条第二項中「(第二百四十条の)」を「第二百三十九条の二」の規定は事業組合が事業基本方針の変更の認可を受けて事業計画を定めようとする場合に、第二百四十条の」に改める。

第二百四条第一項中「(第二百九十五条)」を「第二百六条」に改める。

第二百五十五条第二項中「同条第二項」を「同条第二項」に改める。

第二百五十五条第四項中「(第四項を除く。)及び(第二項を除く。)並びに」に改める。

第二百五十七条第一項中「(第二百五十二条第一項)」を「及び(第二百五十二条第一項)」に改める。

第二百七十三条中「(する者、事業組合又は)」を「する者又は事業組合若しくは」に改める。

第二百七十三条中「(閲覧)」の下に「又は(署写)」を加える。

第三百二十三条を第三百三十四条とし、第三百二十二条を第三百三十三条とする。

第三百二十二条中「(違反して)」を「違反して、」に改め、同条第三号中「(違反して)」の下に規定する耐火建築物であつて、国土交通省令で定める規模以上の地震が発生した場合において、外壁その他の部分の構造に損傷を受けることによりその耐火性能(同法第二条第七号に規定する耐火性能をいう。)が著しく低下するおそれがあるものとして国土交通省令で定める基準に該当するものを除く。」を加え、同項第四号中「(又は署写)」の下に「(又は署写)」を加え、同条第三号を第三百三十二条とする。

第三百十九条を第三百三十条とする。

第三百十八条第二号中「違反して」を「違反して」に改め、同条第三号中「違反して」の下に「正当な理由がないのに」を、「閲覧」の下に「又は謄写」を加え、同条を第三百二十九条とする。

第三百十七条第一項第九号、第十二号及び第十五号中「違反して」を「違反して」に改め、同条を第三百二十八条とする。

第三百十六条を第三百二十七条とする。

第三百十五条中「違反して」を「違反して」に改め、同条を第三百二十六条とする。

第三百三十三条を第三百二十四条とする。

第三百三十三条中「第三百五条」を「第三百六十六条」に改め、同条を第三百二十五条とする。

第三百三十三条を第三百二十三条规定とし、第三百一条から第三百十一条までを十一条ずつ繰り下げる。

第十章を第十一章とする。
第九章中第三百条を第三百十一条とし、第二百九十六条から第二百九十九条までを十一条ずつ繰り下げる。

第二百九十五条第二項中「第二百九十三条第二項」を「第三百四条第二項」に改め、同条を第二百九十六条とする。

第二百九十四条を第三百五条とする。
第二百九十三条の前の見出しを削り、同条を第三百四条とし、同条の前に見出しそして「(不服申立て)」を付する。

第九章を第十一章とする。
第八章中第二百九十二条を第三百三条とする。

第二百九十二条第三項及び第五項中「第二百八十九条第一項」を「第三百条第一項」に改め、同条を第三百二条とする。

第二百九十条第二号中「当該特定防災街区整備地区において当該地区内の各街区の防災街区としての整備に資する建築物を整備する事業若しくは」を「当該」に改め、同条を第三百一条とする。

第二百八十九条を第二百条とする。

第八章を第九章とし、第七章の次に次の二章を加える。

第二百八十九条を第二百条とする。

第八章を第九章とし、第七章の次に次の二章を加える。

第二百八十九条を第二百条とする。

第八章を第九章とし、第七章の次に次の二章を加える。

第二百八十九条を第二百条とする。

区画整理法第九十八条第一項の規定により仮することができる。ただし、当該土地(土地の章において「避難経路協定」という。)を締結することを当該避難経路協定区域内の土地所有者等が希望するもの(以下この章において「避難

換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する從前の土地の区域内に借地権の目的となつてゐる土地がある場合においては、当該借地権の目的となつてゐる土地の所有者の合意を要しない。

一 避難経路協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（以下この章において「避難経路協定区域」という。）及び避難経路の位置

一 避難経路協定の目的となる土地の区域（以下この章において「避難経路協定区域」といふ。）及び避難経路の位置

2 避難経路協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（認可の申請があつたときは、国土交通省令で定めることにより、その旨を公告し、当該避難

経路協定を公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該避難経路協定について、市町村長に意見書を提出することができる。

（避難経路協定の認可）

第三百九十二条 市町村長は、第二百八十九条第四項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。

ハ 前号の避難経路にその敷地が接する工

イ 其他の避難上支障となる工作物の設置に

経路協定区域隣接地」という。）を定めることができる。

4 避難経路協定は、市町村長の認可を受けなければならない。

（認可の申請があつたときは、国土交通省令で定めることにより、その旨を公告し、当該避難

経路協定を公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならない。

きは、前条第二項の規定により提出された意見書を添えて、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

3 市町村長は、第二百八十九条第四項の認可をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該避難経路協定を当該市町村の事務所に備えて公衆の総覽に供するとともに、避難経路協定区域内に明示しなければならない。

(避難経路協定の変更)

第二百九十二条 避難経路協定区域内における土地所有者等(当該避難経路協定の効力が及ばない者を除く。)は、避難経路協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもつてその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2 前二条の規定は、前項の変更の認可について準用する。

(避難経路協定区域からの除外)

第二百九十三条 避難経路協定区域内の土地(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該借地権の目的となつていた土地(同項の規定により仮換地として指定された土地)は、当該避難経路協定区域内に明示しなければならない。

4 第二百九十三条第三項の規定は、前項規定による届出があつた場合その他の市町村長が

第一項又は第二項の規定により避難経路協定区域内の土地が当該避難経路協定区域から除外される場合においては、当該借地権を有していた者又は当該仮換地として指定されていた土地に對応する從前の土地に係る土地所有者等(当該避難経路協定の効力が及ばない者を除く。)は、遲滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

5 第二百九十五条避難経路協定区域内の土地の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する從前の土地の所有者(土地区画整理法第九十八条第一項の規定による認可の公告があつた後いつでも、市町村長に対して書面でその意思を表示することによって、当該避難経路協定に加わることができる。

2 避難経路協定区域隣接地の区域内の土地に係る土地所有者等は、第二百九十三条第三項(第二百九十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認可の公告があつた後においては、當該土地に係る土地所有者等の全員の合意により、市町村長に対して書面でその意思を表示することによって、避難経路協定に加わることができる。ただし、当該土

除外されるものとする。

(避難経路協定の効力)

第二百九十四条 第二百九十五条第三項(第二百九十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認可の公告があつた避難経路協定は、その公告があつた後において当該第一条の換地計画において当該土地に対応する従前の土地についての換地として定められず、かつ、土地区画整理法第九十一条第三項(大都市住宅等供給法第八十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定により当該土地に對応する従前の土地の所有者に対してその共有持分を与えるように定められた土地としても定められなかつたときは、当該土地は、土地区画整理法第二百三条第四項(大都市住宅等供給法第八十三条において準用する場合を含む。)の規定による公告があつた日が終了した時において当該避難経路協定区域から除外されるものとする。

3 前二項の規定により避難経路協定区域内の土地が当該避難経路協定区域から除外された場合においては、当該借地権を有していた者又は当該仮換地として指定されていた土地に對応する從前の土地に係る土地所有者等(当該避難経路協定の効力が及ばない者は、第二百九十三条第三項(第二百九十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認可の公告があつた後いつでも、市町村長に対して書面でその意思を表示することによって、当該避難経路協定に加わることができる。

4 第二百九十五条第三項の規定は、第一項又は第二項の規定による意思の表示があつた場合について準用する。

5 避難経路協定は、第一項又は第二項の規定により当該避難経路協定に加わった者がその時において所有し、又は借地権を有していた当該避難経路協定区域内の土地(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する從前の土地)について、前項においては、當該土地に對応する従前の土地の所有者(当該避難経路協定区域の土地所有者等とて准用する第二百九十五条の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に對応する従前の土地)について、前項においては、當該土地に對応する従前の土地の所有者等とて准用する第二百九十五条の規定による合意をしなかつた者の有する土地の所有権を承継した者及び前条の規定の適用がある者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(避難経路協定の廃止)

第二百九十六条 避難経路協定区域内の土地所有者等(当該避難経路協定の効力が及ばない者は、当該避難経路協定区域から除外されたことを知つた場合について準用す

地(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、當該土地に對応する従前の土地)の区域内に借地権の目的となつている土地がある場合においては、當該借地権の目的となつている土地の所有者の合意を要しない。

3 避難経路協定区域隣接地の区域内の土地で、當該土地に對応する従前の土地の区域内に借地権の目的となつている土地がある場合においては、當該借地権の目的となつている土地の所有者の合意を要しない。

二百九十二条第一項の認可を受けた避難経路協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもつてその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2 市町村長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。

(号外)

(土地の共有者等の取扱い)

第二百九十七条 土地又は借地権が数人の共有に属するときは、第二百八十九条第一項、第二百九十二条第一項、第二百九十五条第一項及び第二項並びに前条第一項の規定の適用について、合わせて一の所有者又は借地権を有する者とみなす。

(二の所有者による避難経路協定の設定)

第二百九十八条 防災再開発促進地区的区域内の一団の土地で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、避難経路の整備又は管理のため必要があると認めるときは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を避難経路協定区域とする避難経路協定を定めることができる。

2 市町村長は、前項の認可の申請が第二百九十条第一項各号のいずれにも該当し、かつ当該避難経路協定が避難経路の整備又は管理のため必要であると認める場合に限り、前項の認可をするものとする。

3 第二百九十九条第二項及び第三項の規定は、第一項の認可について準用する。

4 第一項の認可を受けた避難経路協定は、認可の日から起算して三年以内において当該避難経路協定区域内の土地に二以上の土地所有者等が存することになった時から、第二百九

十一条第三項の規定による認可の公告のあつた避難経路協定と同一の効力を有する避難経路協定となる。

(借主の地位)

第二百九十九条 避難経路協定に定める事項が建築物等の借主の権限に係る場合においては、その避難経路協定については、当該建築物等の借主を土地所有者等とみなして、この章の規定を適用する。

(独立行政法人都市再生機構の行う従前居住者用賃貸住宅の建設等の業務に係る要請を行う期限)

第五条 第三十条の二第三項の規定による要請は、平成二十九年三月三十一日までに限り行うことができる。

(道路法の一一部改正)

第三条 第四十七条の五を「第四十七条の五」に、「第六節 自転車専用道路等(第四十八条の十

目次中「第四十七条の四」を「第四十七条の五」と一部を次のように改正する。

に、「第四十七条の五」を「第四十七条の六」に、「第六節 自転車専用道路等(第四十八条の十

四)」を「第七節 利便施設自転車専用道路等(第四十八条の十三)」に改める。

三一第四十八条の十六)」を「第七節 利便施設自転車専用道路等(第四十八条の十三)」に改め、「又は自転車駐車場」を加える。

第十七条第一項第六号中「自動車駐車場」の下に「又は自転車駐車場」を加える。

「行うこととされている」に改め、同条第三項中「前二項」を「第一項から第三項まで」に、「技術で」を「第十五条、第十六条又は前条第一項若

的読替」を「技術的読替え」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 指定市以外の市町村は、地域住民の日常生活環境の確保を図るため、当該市町村の区域内に存する国道若しくは都道府県道の新設、改築、維持若しくは修繕又は国道若しくは都道府県道に附属する道路の附属性の新設若しくは改築のうち、歩道の新設、改築、維持又は修繕その他の政令で定めるものであつて第十二条ただし書、第十三条第一項、第十五回並びに第八十五条第一項及び第二項の規定により都道府県が行うこととされているもの(前二項の規定により指定市又は指定市以外の市が行うこととされているものを除く。)を又は修繕その他の政令で定めるものであつて第十二条ただし書、第十三条第一項、第十五回並びに第八十五条第一項及び第二項の規定により都道府県が行うこととされているもの(前二項の規定により指定市又は指定市以外の市が行うこととされているものを除く。)を又は修繕その他の政令で定めるものであつて第十二条ただし書、第十三条第一項、第十五回並びに第八十五条第一項及び第二項の規定により都道府県が行うこととされているもの(前二項の規定により指定市又は指定市以外の市が行うこととされているものを除く。)を又は修繕その他の政令で定めるものであつて、これを行ふことができる。

3 指定市以外の市町村は、前二項の規定により国道又は都道府県に協議し、その同意を得て、これを行ふことができる。

4 指定市以外の市町村は、前二項の規定により国道又は都道府県の新設、改築、維持又は修繕を行おうとするとき、及び当該国道又は都道府県の新設、改築、維持又は修繕の全部又は一部を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

4 指定市以外の市町村は、第十七条第三項の規定により歩道の新設等を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代わってその権限を行ふものと

しくは第二項に改める。

2 指定市以外の市町村は、第十七条第三項の規定により歩道の新設等を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該道路の

第三十三条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 次に掲げる工作物又は施設で前項の規定に基づく政令で定める基準に適合するもののための道路の占用については、同項の規定にかかるわらず、前条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

一 前条第一項第五号から第七号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高速自動車国道又は第四十八条の四に規定する自動車専用道路の連結路附屬地(これらの道路のうち、これらの道路と当該道路以外の交通の用に供する通路その他の施設とを連結する部分で国土交通省令で定める交通の用に供するものに附属する道路の区域内の土地をいう。以下この号において同じ。)に設けられるこれらの道路の通行者の利便の増進に資する施設で、当該連結路附屬地をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの

二 前条第一項第一号、第四号又は第七号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、並木、街灯その他道路(高速自動車国道及び第四十八条の四に規定する自動車専用道路を除く。以下この号において同じ。)の管理上当該道路の区域内に設けることが必要なものとして政令で定める工作物又は施設(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の営利を目

的としない法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設けるもの

第47条の九を第四十七条の十とし、第四十七条の八を第四十七条の九とする。

第四十七条の七中「当該協定の目的となつてある」を削り、同条を第四十七条の八とする。

第四十七条の六第一項中「協定(以下「この節において」といって「当該協定」に改め、「事務所において」の下に「これを」を加え、同条を第47条の七とする。

第四十七条の五を第四十七条の六とする。

第三章第四節中第四十七条の四の次に次の二条を加える。

(市町村による歩行安全改築の要請)

第四十七条の五 市町村は、当該市町村の区域内に存する道路(高速自動車国道、第四十八条の四に規定する自動車専用道路、第四十八条の十四第二項に規定する自転車専用道路及び当該市町村が道路管理者である道路を除く。以下この項において同じ。)の道路管理者に対し、国土交通省令で定めるところにより、道路の附屬物である自転車駐車場の道路上における設置その他の歩行者の通行の安全の確保に資するものとして政令で定める道路の改築(以下「歩行安全改築」という。)を行うことを要請することができる。この場合においては、当該要請に係る歩行安全改築の工事計画書の素案を添えなければならない。

2 前項の規定による要請(以下この条において

て「実施要請」という。)に係る歩行安全改築の工事計画書の素案の内容は、第三十条第一項に規定する道路の構造の技術的基準その他の法令の規定に基づく道路に関する基準に適合するものでなければならない。

3 道路管理者は、実施要請が行われたときは、遅滞なく、当該実施要請を踏まえた歩行安全改築(当該実施要請に係る歩行安全改築の工事計画書の素案の全部又は一部を実現することとなる歩行安全改築をいう。)を行うこととするかどうかを判断し、当該歩行安全改築を行うこととするときは、その工事計画書の案を作成しなければならない。

4 道路管理者は、当該実施要請を踏まえた歩行安全改築(当該実施要請に係る歩行安全改築の工事計画書の素案の内容の一部を実現することとなる歩行安全改築をいう。)を行うこととする場合において、第九十五条の二第一項の規定により都道府県公安委員会の意見を聴こうとするときは、当該歩行安全改築の工事計画書の案に併せて、当該実施要請に係る歩行安全改築の工事計画書の素案を送付しなければならない。

5 道路管理者は、当該実施要請を踏まえた歩行安全改築を行わないこととするときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該実施要請をした市町村に通知しなければならない。

6 道路管理者は、前項の通知をしようとするときは、あらかじめ、実施要請をした市町村を包括する都道府県の都道府県公安委員会に当該実施要請に係る歩行安全改築の工事計画書の素案を送付してその意見を聽かなければ

ならない。
第三章に次の二節を加える。

第七節 利便施設協定

第48条の十七 道路管理者は、その管理する道路に並木、街灯その他道路の通行者又は利用者の利便の確保に資するものとして政令で定める工作物又は施設を設けることが当該道路の構造又は周辺の土地利用の状況により困難である場合において、当該道路の通行者又は利用者の利便の確保のため必要があると認めるときは、当該道路の区域外にあるそれらの工作物又は施設(以下「道路外利便施設」)

と/or(当該道路外利便施設の所有者又は当該道路外利便施設の敷地である土地(建築物その他の工作物に道路外利便施設が設けられている場合にあつては、当該建築物その他の工作物のうち当該道路外利便施設に係る部分)の所有者若しくは使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者をい

う。次項及び第四十八条の十九において同じ。)との間において、次に掲げる事項を定めた協定(以下この節において「利便施設協定」という。)を締結して、当該道路外利便施設の管理を行うことができる。

一 利便施設協定の目的となる道路外利便施設(以下「協定利便施設」という。)

二 協定利便施設の管理の方法

三 利便施設協定の有効期間

四 利便施設協定に違反した場合の措置

五 利便施設協定の掲示方法

六 その他協定利便施設の管理に關し必要な事項

2 利便施設協定については、道路外利便施設所有者等の全員の合意がなければならない。

(利便施設協定の総質等)

第四十八条の十八 道路管理者は、利便施設協定を締結しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該利便施設協定を当該公告の日から一週間利害関係人の縦覧に供さなければならぬ。

2 前項の規定による公告があつたときは、利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該利便施設協定について、道路管理者に意見書を提出することができる。

3 道路管理者は、利便施設協定を締結したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公示し、かつ、当該利便施設協定の写しを道路管理者の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、利便施設協定において定めるところにより、協定利便施設又はその敷地内の見やすい場所に、道路管理者の事務所においてこれを閲覧に供していれる旨を掲示しなければならない。

4 前条第二項及び前三項の規定は、利便施設協定において定めた事項の変更について準用する。

(利便施設協定の効力)

第四十八条の十九 前条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による公示のあつた利便施設協定は、その公示のあつた後において協定利便施設の道路外利便施設

所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。

「若しくは歩行安全改築」を加える。

第九十五条の二第一項中「定めるもの」の下に同項第二号の次に次の一号を加える。

「第47条の十」に改める。

第九十七条第一項第三号を同項第四号として、同項第二号の次に次の一号を加える。

「第47条の十」に改める。

三 第五十二条第三項の規定により国道に関連して指定市以外の市町村が処理することされている事務(政令で定めるものを除く。)

第四条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。

第五十二条第三項中「第一号イ」を「第二号イ」

に、「第六十八条の五の二第一項」を「第六十八の五の二(第二号イを除く。第六項において同じ。)、第六十八条の五の三第一項」に、「第六十八条の五の三」を「第六十八条の五の四」に、「第六十八条の五の四」を「第六十八条の五の四第一項第一号口」を「第六

八条の五の三」を「第六十八条の五の二第一項、第六十条の二第一項」を「前号の建築物の容積率の最高限度が当該区域に係る用途地域において定められた建築物の容積率を超えるものとして定められている区域にあつては、地区整備計画又は沿道地区整備計画において次に掲げる事項が定められており、かつ、第六十八条の二第二項に、「前号に掲げる」を「これらの」に改め、同号に次のように加える。

第六十八条の五の三第一項、第六十八条の五の四

に、「第六十八条の五の四第一項第一号口」を改め

「第六十八条の五の五第一項第一号口」に改め、「第六十八条の五の五の四」を「第六十八条の五の四第一項第一号口」を「第六十八条の五の三第一項」に、「第六十八条の五の三」を「第六十八条の五の二第一項」を「前号の建築物の容積率の最高限度が当該区域に係る用途地域において定められた建築物の容積率を超えるものとして定められている区域にあつては、地区整備計画又は沿道地区整備計画において次に掲げる事項が定められており、かつ、第六十八条の二第二項に、「前号に掲げる」を「これらの」に改め、同号に次のように加える。

第六十八条の四中「除く。以下」を「除き、防

災街区整備地区計画にあつては、密集市街地整備法第三十二条第二項第二号に規定する地区防災施設(以下単に「地区防災施設」という。)の

区域が定められているものに限る。以下」に改める。

め、同条第一号口を次のように改める。

□ (1)から(3)までに掲げる区域の区分に従い、当該(1)から(3)までに定める施設の配

置及び規模

十二条の五第二項第三号に規定する地

区施設又は同条第四項第二号に規定す

る施設

(2) 防災街区整備地区整備計画の区域

密集市街地整備法第三十二条第二項第

三号に規定する地区施設

(3) 沿道地区整備計画の区域

法第九条第二項第二号に規定する沿道

地区施設又は同条第四項第二号に規定

する施設

第六十八条の五第一号中「定められている土

地の区域のうち、次に掲げる事項が」を削り、同号イからハまでを削り、同条第二号中「第六

十八条の二第一項」を「前号の建築物の容積率の最高限度が当該区域に係る用途地域において定められた建築物の容積率を超えるものとして定められている区域にあつては、地区整備計画又は沿道地区整備計画において次に掲げる事項が定められており、かつ、第六十八条の二第二項に、「前号に掲げる」を「これらの」に改め、同号に次のように加える。

第六十八条の五の三第一項、第六十八条の五の四

に、「第六十八条の五の四第一項第一号口」を改め

「第六十八条の五の五第一項第一号口」に改め、「第六十八条の五の三」を「第六十八条の五の二第一項」を「前号の建築物の容積率の最高限度が当該区域に係る用途地域において定められた建築物の容積率を超えるものとして定められている区域にあつては、地区整備計画又は沿道地区整備計画において次に掲げる事項が定められており、かつ、第六十八条の二第二項に、「前号に掲げる」を「これらの」に改め、同号に次のように加える。

第六十八条の四中「除く。以下」を「除き、防

災街区整備地区計画にあつては、密集市街地整備法第三十二条第二項第二号に規定する地区防災施設(以下単に「地区防災施設」という。)の

位置を制限するものを含むものに限る。」

ハ 壁面の位置の制限(道路に面する壁面

の位置を制限するものを含むものに限る。)

第六十八条の五の五第一号イ中「地区施設等」

の下に「(第六十八条の四第一号口に規定する施設又は地区防災施設をいう。以下同じ。)」を加え、同条を第六十八条の五の六とする。

第六十八条の五の四第一項第一号イ中「第三十二条の四」を「第三十二条の五」に改め、同条の三又は「を第三十二条の四又は」に、「第三十二条の三第一号」を「第三十二条の四第一号」に規定する施設又は地区防災施設を第六十八条の五の五とする。

第六十八条の五の三第一号」を「第三十二条の四第一項第一号イ中「第三十二条の三第一号」に規定する施設又は地区防災施設を第六十八条の五の四とする。

第六十八条の五の三第一号」を「第三十二条の四第一項第一号イ中「第三十二条の三第一号」に規定する施設又は地区防災施設を第六十八条の五の三と

する。

第六十八条の五の次に次の二条を加える。

(区域を区分して建築物の容積を適正に配分する特定建築物地区整備計画等の区域内における建築物の容積率の特例)

第六十八条の五の二 次に掲げる条件に該当する防災街区整備地区計画の区域内にある建築物第一号に規定する区域内の建築物にあつては、防災街区整備地区計画の内容に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものに限る。)については、当該防災街区整備地区計画において定められた建築物の容積率の最高限度を第五十二条第一項第一号から第四号ま

でに定める数値とみなして、同条の規定を適用する。

一 特定建築物地区整備計画及び防災街区整備地区整備計画(いずれも密集市街地整備法第三十二条の三第一項の規定により、そ

の区域をそれぞれ区分し、又は区分しないで建築物の容積率の最高限度が定められているものに限る。)が定められている区域であること。

一 前号の建築物の容積率の最高限度が当該区域に係る用途地域において定められた建築物の容積率を超えるものとして定められている区域にあつては、特定建築物地区整備計画において次に掲げる事項が定められており、かつ、第六十八条の二第一項の規定に基づく条例でこれらの事項に関する制定が定められている区域であること。

イ 建築物の容積率の最低限度

ロ 建築物の敷地面積の最低限度

ハ 壁面の位置の制限(道路に面する壁面の位置を制限するものを含むものに限る。)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条(都市再生特別措置法第二十九条第一項、第七十一条第一項第一号、附則第三条及び附則第四条の改正規定による。)及び附則第五条の規定は、平成十九年四月一日から施行する。

(都市再生特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

二 この法律の施行前に第一号の規定による改正前の都市再生特別措置法第三十三条第一項の規定によりその開催を求められた会議については、第一条の規定による改正後の都市再生特

別措置法第三十三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の都市再生特別措置法第四十六条第七項(同条第十一項において準用する場合を含む。)の規定により都市再生整備計画に記載されている規範により都市再生整備計画に記載され、改訂前の都市再生特別措置法第四十六条第七項の規定は、当該都市再生整備計画の計画期間内に限り、なお従前の例による。

(密集中市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行前に第一条の規定による改正前の密集中市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(以下「旧密集中市街地整備法」という。)第四条第一項の認定の申請がされた建

替計画については、第一条の規定による改正後の密集中市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(以下「新密集中市街地整備法」とい

う。)第四条第四項及び第五条第一項の規定にかかるらず、なお従前の例による。

2 この法律の施行前にされた旧密集中市街地整備法第三十六条第二項若しくは第三項又は第一百五十七条第一項の認可の申請であつて、この法律の施行の際、認可又は不認可の処分がなされ

ていないものについての処分については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に旧密集中市街地整備法第三十六条第二項の規定により設立された防災街区整備事業組合の事業計画の決定手続については、なお従前の例による。

4 新密集中市街地整備法第一百四十八条第三項にお

いて準用する都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二十七条第七項の規定は、この

法律の施行の日以後に通常総会の承認を得た事業報告書、収支決算書及び財産目録について適用する。

5 新密集中市街地整備法第一百五十二条において準用する都市再開発法第三十二条第七項の規定は、この法律の施行の日以後にその通知を發して招集する通常総会について適用する。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 第三条に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第二条から第四条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第七条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一道路法(昭和二十七年法律第一百八〇号)の項第一号中ハを二とし、ロの次に次のよう

(道路整備特別措置法の一一部改正)

第八条 道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二十二号中「同条第二項後段」を「同項後段」に、「及び」を「並びに」に改め、同項第二十四号中「第四十七条の六第一項」を「第四十七条の七第一項」に改め、同項第三十号ただし書中「改築」の下に「歩行安全改築」を加える。

第九条第一項第一号中「第四十七条の六第一項後段」を「第四十七条の七第一項後段」に改め、同項第十三号ただし書中「若しくは」を「歩行安全改築又は」に改め、同項第十九号中「第四十七条の六第一項」を「第四十七条の七第一項」に改める。

第十条 都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「第十七条第三項」を「第十七

条の十第一項」に改める。

第三十条第一項第五号及び第三十一条第一項第三号中「第四十七条の九第一項」を「第四十七条の十第一項」に改める。

(道路法の一部を改正する法律の一一部改正)

第九条 道路法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第一百六十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「第十七条第三項」を「第十七

条第五項」に改める。

(都市開発資金の貸付けに関する法律の一一部改正)

第十一条第二項第一号中「第二百八十九条第一

項」を「第三百条第一項」に、「第二百九十条第三号」を「第三百一条第三号」に改める。

(環境影響評価法の一部改正)

第十一条 環境影響評価法(平成九年法律第八十一条)の一部を次のように改正する。

第三十九条第二項及び第四十二条第三項中「第七十二条を「第七十九条」に改める。

(独立行政法人都市再生機構法の一部改正)

第十二条 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

附則第十二条第一項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 密集市街地整備法第三十条の二第一項に規定する業務を行うこと。

(都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十三条 都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第七十七条第一項中「民法第三十四条の法人」を「一般社団法人若しくは一般財團法人」に改める。

第七十七条第一項中「民法第三十四条の法律」を「一般社団法人若しくは一般財團法人」に改める。

第七十七条第一項中「民法第三十四条の法律」を「一般社団法人若しくは一般財團法人」に改める。

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、都市機能の高度化及び居住環境の向上を図るため、国土交通大臣による民間都市再生事業計画の認定を申請することができる期限の延長、防災街区整備地区計画の区域内において建築物の容積を分配する制度の創設、市町村による国道又は都道府県道の管理の特例措置の拡充等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

2 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正

(一) 防災街区整備地区計画の区域内において、特定防災機能の確保等を図るために特に必要と認められるときは、建築物の容積を分配することができること。

(一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第十四条 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律

る法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第四百三十九条のうち、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成十八年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第八項を「第二十七條第八項及び第九項に、」

を削り、同法第二百八十九条第一項の改正規定中「第二百八十九条第一項」を「第三百条第一項」に改め、同法第三百七十七条第一項の改正規定中「三百七十七条第一項第四号」を「第三百二十八条第一項第四号」に改め、同法第三百十九条の改正規定中「三百十九条第二号」を「第三百三十条第三号」に、同条第五号及び第六号」を「同十条第三号」に、「同条第五号及び第六号」を「同六条第三項の改正規定の次に次のように加える。

第四百四十四条中都市再生特別措置法第四十一条第八号及び第九号」に改める。

六条第三項の改正規定の次に次のように加え

る。

第四百四十四条中都市再生特別措置法第四十

一条第八号及び第九号」に改める。

六条第三項の改正規定の次に次のように加え

る。

の五の四に、「第六十八条の五の四第一項第一号」を「第六十八条の五の五第一項第一号」に改める。

第二十五条第四項中「又は第二項」を「から第三項まで」に、「指定市又は」を「指定市」に改め、「以外の市」の下に「又は同条第三項の指定三項まで」に、「指定期限を平成二十二年三月三十日まで延長すること。

(二) 独立行政法人都市再生機構が行う都市再生整備計画の作成等に関する業務に係る委託契約の締結期限を平成二十二年三月三十日まで延長すること。

(三) 市町村、都市再生整備推進法人、防災街区整備推進機構等は、市町村都市再生整備協議会を開催することとし、市町村が都市再生整備計画を作成しようとするとき等は、市町村都市再生整備協議会の意見を聽かなければならないこと。

市町村長は、都市開発事業を実行する特定非営利活動法人として助成等を行うこととし、民間都市開発推進機構は、都市再生整備推進法人として指定することができることとし、民間都市開発推進機構は、都市再生整備推進法人に対する助成等を行うことができる。

1 都市再生特別措置法の一部改正

1 都市再生緊急整備地域における民間都市

再生事業計画の認定を申請することができること。

の期限を平成二十四年三月三十一日まで延長すること。

(二) 独立行政法人都市再生機構が行う都市再生整備計画の作成等に関する業務に係る委託契約の締結期限を平成二十四年三月三十一日まで延長すること。

(三) 市町村、都市再生整備推進法人、防災街区整備推進機構等は、市町村都市再生整備協議会を開催することとし、市町村が都市再生整備計画を作成しようとするとき等は、市町村都市再生整備協議会の意見を聽かなければならないこと。

市町村長は、都市開発事業を実行する特定非営利活動法人として助成等を行うこととし、民間都市開発推進機構は、都市再生整備推進法人として指定することができることとし、民間都市開発推進機構は、都市再生整備推進法人に対する助成等を行うことができる。

1 都市再生特別措置法の一部改正

1 都市再生緊急整備地域における民間都市

官 報 (号 外)

- 二
都市機能の高度化及び居住環境の向上を図る
議案の可決理由

四 防災街区整備事業の施行地区の要件に係る耐火建築物等の延べ面積の合計から地震発生時に耐火性能が著しく低下する既存不適格建築物の延べ面積の合計を除外すること。

三 3 道路法の一部改正

(一) 指定市以外の市町村は、都道府県に協議し、その同意を得て、当該市町村の区域内に存する国道又は都道府県道である歩道等の新設、改築、維持又は修繕を、都道府県に代わって行うことができる。

(二) 道路管理者は、通行者等の利便の確保のため必要があると認めるときは、協定を締結して、当該道路の区域外にある並木、街灯等の利便施設の管理を行うことができるること。

4 建築基準法の一部改正

区域を区分して建築物の容積を適正に配分する防災街区整備地区計画の区域内の建築物については、当該防災街区整備地区計画において定められた容積率の最高限度を適用すること。

5 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

四 和すること
防災街区整備事業の施行地区の要件に係る耐火建築物等の延べ面積の合計から地震発生時に耐火性能が著しく低下する既存不適格建築物の延べ面積の合計を除外すること。

3 道路法の一部改正

- (一) 指定市以外の市町村は、都道府県に協議し、その同意を得て、当該市町村の区域内に存する国道又は都道府県道である歩道等

道林は彼の友へ面積の会話を除外する。

右報告する。

付すること

案に文し
に決した。

別編のとおり附帶決議

を
政法人都市再生機構の賃貸住宅の空室状況を考慮して、空室の活用を積極的に進めていくよ

（施行期日）
附
う

四 則

ため、国土交通大臣による民間都市再生事業計画の認定を申請することができる期限の延長、防災街区整備地区計画の区域内において建築物の容積を配分する制度の創設、市町村による国道又は都道府県道の管理の特例措置の拡充等の措置を講じようとする本案は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

るため、地方公共団体は、まちづくりNPOとの連携を進めるとともに、都市再生整備法人、市町村都市再生整備協議会、防災街区備推進機構等の活用に努めること。

四 地震の発生確率や火災の件数等も考慮して点密集市街地の整備を進めていくよう、地方政府への助言に努めること。その際、独立共団体への助言に努めること。

三行	方公	重	整	進	等
成	二十九年	一部を次の 附則第二	等に関する 措置	国際観光	国際

観光文化都市の整備のための法律(昭和五十二年法律第七十)
等に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第七十一)
文化都市の整備のための財政措置(昭和五十二年法律第七十二)
法律(昭和五十二年法律第七十三)に改める。
三月三十一日

財政上の
正する法律
以上の措置
十一号)の

- | | |
|---|---|
| <p>ため、国土交通大臣による民間都市再生事業計画の認定を申請することができる期限の延長、防災街区整備地区計画の区域内において建築物の容積を分配する制度の創設、市町村による国道又は都道府県道の管理の特例措置の拡充等の措置を講じようとする本案は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。</p> <p>なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。</p> <p>右報告する。</p> <p>平成十九年三月十六日</p> <p>衆議院議長 河野 洋平殿</p> <p>〔別紙〕
都市再生特別措置法等の一部を改正する法律に対する附帯決議</p> <p>政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。</p> <p>一 都市再生事業の推進に当たっては、良好な都市環境の形成や景観等の保全にも十分配慮するとともに、都市再生本部の体制も含め、事業の効果や影響について、その把握・検証に努めること。</p> <p>二 都市再生事業や密集市街地整備を進める上で土地の境界の明確化が重要であることにかんがみ、国土交通省と法務省との連携を強化し、特に都市部における地籍調査の促進及び公団と現況とのずれの早期解消を図ること。</p> <p>三 街並みや都市の景観等、地域の実情に応じたまちづくりの推進や重点密集市街地の解消を図ること。</p> | <p>ため、地方公共団体は、まちづくりNPO等との連携を進めるとともに、都市再生整備推進法人、市町村都市再生整備協議会、防災街区整備推進機構等の活用に努めること。</p> <p>四 地震の発生確率や火災の件数等も考慮して重点密集市街地の整備を進めていくよう、地方公共団体への助言に努めること。その際、独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅の空室状況を考慮して、空室の活用を積極的に進めていくよう努めること。また、建替計画の認定基準については、今後の認定状況を踏まえつつ、必要な直しを行っていくこと。</p> <p>五 重点密集市街地の早期解消に向け、住民の防災意識の向上を図るため、当該密集市街地のハザードマップ作成を促進するとともに、住民への周知徹底が図られるよう、地方公共団体への支援に努めること。</p> <p>六 自動車交通の円滑化と安全の確保のみならず、地域におけるにぎわいや交流の場としての機能など、道路が多様な機能を有することにかんがみ、地域の活力の増進に寄与する柔軟な道路管理制度の充実に向けて、更に検討を進めるること。</p> <p>国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部を改正する法律案</p> <p>右の議案を提出する。</p> <p>平成十九年三月十六日</p> <p>提出者
国土交通委員長 塩谷 立</p> |
|---|---|

国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部を改正する法律
附則第二項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

官 報 (号 外)

平成十九年三月十六日 衆議院会議録第十四号 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律案及び同報告書

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第百七十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

投票区の選挙人の数		投票日		区市町村		投票区の選挙人の数		投票日		区市町村		投票区の選挙人の数		投票日		区市町村	
二千人以上未満上	五千人未満上	五百人未満	三百人未満	投票区の選挙人の数	投票日	区市町村	二万以上未満上	一万五千人未満上	五千人未満上	三千人未満上	二千人未満上	五百人未満上	五百人未満上	五百人未満上	五百人未満上	五百人未満上	五百人未満上
一二六、三三〇	一〇六、八八四	八九、八八六円	平日	区	六一八、八三三	三〇七、九七六	二五八、六九三	二三四、八一一	二二六、一一七	二一七八、一八六	一六〇、四五六円	二七一、二八六円	一六四、五一二円	二九七、五〇八円	一四七、一一四円	二九七、八四〇	二五七、九四四円
二八一、四九二	二三九、八八〇	二〇〇、七六円	休日	市	一、一七二、九八三	五六九、六三六	四三六、〇二一	三八九、九七三	三七一、二七九	三二〇、一七三	三三七、四〇四	二九七、五〇一	一九六、六九二	一四六、八四四	二九七、八四〇	二五七、八五四	二五七、九四四円
一四三、三三八	一二三、八八二	一〇六、八八四円	平日	市	五七一、一二一	四九九、二〇六	六二八、八五三	二九九、〇九〇	二六六、八〇五	四〇三、二五三	四〇三、二五三	三三〇、一七三	三九七、五〇一	一四七、四三七	一四七、四三七	一四七、四三七	
三三〇、六五六	二七九、〇四四	二三九、八八〇円	休日	町	一、一四七、四三七	九八六、八五八	六六八、三五五	五四二、九一六	四八八、四六五	二四三、六五五	二七五、六〇八	四四三、一四九	三九七、五〇一	二九七、八四〇	二五七、九四四円	二五七、九四四円	二五七、九四四円
一二六、三三〇	一〇六、八八四	八九、八八六円	平日	村	四七〇、六三六	三九九、七一七	三三八、七九七	四九七、二六八	四四七、一四九	四四三、一四九	四四三、一四九	四四三、一四九	四四三、一四九	九三六、一二二	九三六、一二二	九三六、一二二	九三六、一二二
二八一、四九二	二三九、八八〇	二〇〇、七六円	休日		九三六、一二二	七七六、五三九	六一六、九五五	四九七、二六八	四四三、一四九	四四三、一四九	四四三、一四九	四四三、一四九	四四三、一四九	四四三、一四九	四四三、一四九	四四三、一四九	四四三、一四九

第四条第二項の表を次のように改める。

官 報 (号外)

第四条第十一項を同条第十五項とし、同条第十項を同条第十四項とし、同条第九項の表を次のように改める。																	
二 万 人 以 上	二 一 万 五 人 千 人 未 满 上	一 一 万 五 千 人 人 未 满 上	一 五 万 千 人 人 未 满 上	五 三 千 千 人 人 未 满 上	三 二 千 千 人 人 未 满 上	二 千 百 人 人 未 满 上	千 五 百 人 人 未 满 上	五 百 人 人 未 满 上	五 百 人 人 未 满 上	二 一 万 五 人 千 人 未 满 上	二 一 万 五 人 千 人 未 满 上	一 一 万 五 千 人 人 未 满 上	一 五 万 千 人 人 未 满 上	五 三 千 千 人 人 未 满 上	三 二 千 千 人 人 未 满 上		
一〇、四七一		八、八七一	五、六七一	四、四七一	四、〇七一	三、二七一	三、二七一	二、八七一	二、四七一円	区	市	九八八、八九二	七一四、七四四	四五一、七四〇	一、〇二八、〇五六	三六六、七五〇	八三二、二三六
八、四七一		六、八七一	五、二七一	四、〇七一	三、六七一	三、二七一	二、八七一	二、四七一	二、〇七一円	町	村	四三四、七四二	三一五、七五六	三八三、七四八	八七一、四〇〇	二九八、七八六	六七五、五八〇
一〇、四七一		八、八七一	五、六七一	四、四七一	四、〇七一	三、二七一	三、二七一	二、八七一	二、四七一円	区	市	二一三、七六八	二一九、七七二	四〇一、四三三	一九六、七七〇	三九八、九八四	五一八、九二四
八、四七一		六、八七一	五、二七一	四、〇七一	三、六七一	三、二七一	二、八七一	二、四七一	二、〇七一円	町	村	一四三、三二八	一七九、七七二	一九六、七七〇	四四〇、五九六	一七九、七七二	三五九、八二〇
												一二六、三三〇	二八一、四九二	一四三、三二八	三三〇、六五六	一四三、三二八	三三〇、六五六

第四条第九項を同条第十三項とし、同条第八項中「道の区域にあつては、十一月一日から四月三十日まで」を削り、「九百二十四円」を「八百九十三円」に改め、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十六号)第二条の規定による改正前の」を削り、「(以下「旧寒冷地手当」という。)を支給していた」を「(以下「寒冷地手当」という。)を支給する」に、「当該旧寒冷地手当」を「当該寒冷地手当」に、「千五百五十五円」を「千七百八十六円」に、「千三百八十五円」を「千五百七十二円」に、「千五百一円」を「千五百二十七円」に、「千六百十七円、五級地にあつては千八百四十七円(道の区域にあつては、三千四百六十八円)」を「千二百三十二円」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第七項を同条第十一項とし、同条第六項第一号中「五万五千二十五円」を「五万四千六百六十六円」に改め、同項第二号中「五万八千百三十七円」を「五万七千七百四十九円」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項第一号中「五万四千二百九十五円」を「五万三千九百四十一円」に改め、同項第二号中「五万七千三百九十七円」を「五万七千二十三円」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項の表を次のように改める。

五百人未満	投票人の選挙人の数	投票日	区市町村	投票区の選挙人の数		投票日	区市町村	投票区の選挙人の数		投票日	区	投票区の選挙人の数		投票日	市	投票区の選挙人の数		投票日	町	投票区の選挙人の数		投票日	村	
				五百人未満	五百人未満			五百人未満	五百人未満			五百人未満	五百人未満			五百人未満	五百人未満			五百人未満	五百人未満			
一二、八五九円	平日	区	四三四、七四二	三一五、七五六	一七九、七七二	一四三、三二八	一二六、三三〇	二二六、三三〇	一〇六、八八四	二〇〇、七一六円	休日	平日	二三九、八八〇	二〇一、四九二	二八一、四九二	二〇六、八八四円	二三九、八八〇	二〇〇、七一六円	平日	町	二三九、八八〇	二〇一、四九二	二八一、四九二	二〇〇、七一六円
一三、七六九円	休日	市	九八八、八九二	四七九、七六〇	四〇一、四三二	三八三、七四八	二四七、七六四	一九六、七七〇	一七七、三四四	三一〇、六五六	二八一、四九二	二八一、四九二	二七九、〇四四	二〇六、八八四円	二三九、八八〇	二〇六、八八四円	二三九、八八〇	二〇〇、七一六円	平日	町	二三九、八八〇	二〇一、四九二	二八一、四九二	二〇〇、七一六円
一四、三二六円	平日	市	四五一、七四〇	七一四、七四四	三八三、七四八	二四七、七六四	五五八、〇八八	四四〇、五九六	三九八、九八四	三三〇、六五六	一六〇、三二六	一六〇、三二六	一七九、七七二	一〇六、三二六	一四三、三二八	一〇六、八八四円	二三九、八八〇	二〇六、八八四円	平日	町	二三九、八八〇	二〇一、四九二	二八一、四九二	二〇〇、七一六円
一五、四〇八円	休日	町	一〇二八、〇五六	八七一、四〇〇	八三三、七四八	三六六、七五〇	二九八、七五六	六七五、五八〇	五一八、九二四	三五九、八二〇	三三〇、七六六	三三〇、七六六	四〇一、四三二	二九八、七五六	二九八、七五六	二九八、七五六	二三九、八八〇	二〇六、八八四円	平日	町	二三九、八八〇	二〇一、四九二	二八一、四九二	二〇〇、七一六円
一二、〇五〇円	平日	村	八三三、二三六	八三三、二三六	八三三、二三六	三六六、七五〇	二九八、七五六	六七五、五八〇	五一八、九二四	三五九、八二〇	三三〇、七六六	三三〇、七六六	四〇一、四三二	二九八、七五六	二九八、七五六	二九八、七五六	二三九、八八〇	二〇六、八八四円	平日	村	二三九、八八〇	二〇一、四九二	二八一、四九二	二〇〇、七一六円
一二、九六〇円	休日	村	一一、一〇〇	一一、一〇〇	一一、一〇〇	一一、一〇〇	一一、一〇〇	一一、一〇〇	一一、一〇〇	一一、一〇〇	一一、一〇〇	一一、一〇〇	一一、一〇〇	一一、一〇〇	一一、一〇〇	一一、一〇〇	一一、一〇〇	一一、一〇〇	一一、一〇〇	一一、一〇〇	一一、一〇〇	一一、一〇〇	一一、一〇〇	

第四条第四項を同条第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

7 第五項の投票所で、公職選挙法第四十条第一項ただし書の規定により投票所を開く時刻を繰り下げるもの又は閉じる時刻を繰り上げたものについては、当該投票所の事務に従事する者の超過勤務手当及び報酬の不要分として、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間につき、次の表に掲げる額を減額する。

官 報 (号 外)

投票の選挙人の数															投票日																					
区市町村															区																					
市															町																					
二一 万 五 人 千 人 未 以 滿上	一 万 五 千人 人未 以 滿上	一 五 万 千人 人未 以 滿上	五 三 千 人 人未 以 滿上	三 二 千 人 人未 以 滿上	二 千 百 人 人未 以 滿	千 五 百 人 人未 以 滿	五 百 人 人未 以 滿	投 票 日	平 日	休 日	平 日	休 日	平 日	休 日	二 一 万 五 人 千 人 未 以 滿上	二 一 万 五 千人 人未 以 滿上																				
四〇、七八八	二七、一九二	三二、六六〇	一八、一二八	一五、八六二	一五、八六二	一三、五九六	一二、三三〇円				六二、八五五	四六、一八四			二六、〇七八	二六、五四六	二六、〇八二	二七、八九八	二六、七二六	二八、七二八	二四、一〇〇	二五、九二〇	二三、四七二	二一、八五五	一九、三八五	一九、五六八	二一、〇二四	一九、五六八	一九、二〇八	一八、六六四	一八、二二六	一五、四〇八				
四四、〇六四	二九、三七六	二四、四八〇	一九、五八四	一七、一三六	一四、六八八	一四、六八八	一二、二四〇円				六七、四〇五	四九、四六〇			五二、〇一二	五二、〇二二	五六、〇一六	三六、四三一	三三、八八四	三六、四三一	三〇、八九八	三三、二六四	三五、九二〇	二三、四七二	二一、八五五	一九、三八五	一九、五六八	二一、〇二四	一九、五六八	一九、二〇八	一八、六六四	一八、二二六	一五、四〇八			
四五、八五二	三一、七二四	二四、九二六	二三、六六〇	一八、一二八	一八、一二八	一九、五八四	一九、五八四				六一、〇七六	六五、八〇八			三九、九六二	三九、九六二	四九、〇二六	四九、〇二六	三九、九六二	四三、〇五六	三〇、八九八	三三、二六四	三五、九二〇	二三、四七二	二一、八五五	一九、三八五	一九、五六八	二一、〇二四	一九、五六八	一九、二〇八	一八、六六四	一八、二二六	一五、四〇八			
五三、八五六	三四、二七二	二四、四八〇	二六、九二八	二一、五八四	二一、五八四	一七、一三六	一四、六八八				五二、八四八	四九、〇二六			四三、〇五六	四三、〇五六	五二、八四八	五二、八四八	四三、〇五六	四三、〇五六	三九、九六二	三九、九六二	三九、九六二	三九、九六二	三九、九六二	三九、九六二	三九、九六二	三九、九六二	三九、九六二	三九、九六二						
三八、五三三	二九、四五八	三一、八二四	二四、四八〇	二二、六六〇	二二、六六〇	二〇、三九四	二二、〇三一				三八、五三三	四一、六一六			二九、四五八	二九、四五八	二九、四五八	二九、四五八	二九、四五八	二九、四五八	二九、四五八	二九、四五八	二九、四五八	二九、四五八	二九、四五八	二九、四五八	二九、四五八	二九、四五八	二九、四五八	二九、四五八	二九、四五八	二九、四五八	二九、四五八			
四一、六一六		三一、八二四	二四、四八〇	二二、〇三一	二一、五八四	二一、五八四	二一、二四〇円				四一、六一六				二九、四五八	二九、四五八	二九、四五八	二九、四五八	二九、四五八	二九、四五八	二九、四五八	二九、四五八	二九、四五八	二九、四五八	二九、四五八	二九、四五八	二九、四五八	二九、四五八	二九、四五八	二九、四五八	二九、四五八	二九、四五八	二九、四五八			

8 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、同項の表に掲げる額のほか、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を減額する。

二 万 人 以 上	五 六 六 五 〇	六 一 、 二 〇 〇	五 八 、 九 一 六	六 三 、 六 四 八	四 七 、 五 八 六	五 一 、 四 〇 八
-----------------------	-----------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------

第四条第三項の表を次のように改める。

投票区の選挙人の数		投票日		区市町村		区		市		町		村	
千五百人未満	五百人未満	投票日	区市町村	区	市	町	村	区	市	町	村	区	市
一五、一二五	一二、八五九円	平日	区	休日	市	町	村	区	市	町	村	区	市
一六、二二七	一三、七六九円	休日	区	平日	市	町	村	区	市	町	村	区	市
一六、五八二	一四、三二六円	平日	市	休日	町	町	村	区	市	町	村	区	市
一七、八五六	一五、四〇八円	休日	市	平日	町	町	村	区	市	町	村	区	市
一四、三一六	一二、〇五〇円	平日	町	休日	村	村	村	区	市	町	村	区	市
一五、四〇八	一二、九六〇円	休日	村	平日	村	村	村	区	市	町	村	区	市

第四条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項の投票所で、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第四十条第一項ただし書の規定により投票所を開く時刻を繰り下げたもの又は閉じる時刻を繰り上げたものについては、当該投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費及び報酬の不要分として、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、次の表に掲げる額を減額する。

官報(号外)

4 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間につき、同項の表に掲げる額のほか、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を減額する。																			
二千人以上		一千人未満上		五百人未満上		三百人未満上		二百人未満上		一百人未満上		五十人未満上		三十人未満上		二十人未満上		十人未満上	
二万以上		一万五千未満上		五千未満上		三千未満上		二千未満上		一千未満上		五百未満上		三百未満上		二十未満上		十未満上	
二 万 人 以 上	二 万 人 以 上	一 万 五 千 人 未 满 上	一 万 五 千 人 未 满 上	五 千 人 未 满 上	五 千 人 未 满 上	三 千 人 未 满 上	三 千 人 未 满 上	二 千 人 未 满 上	二 千 人 未 满 上	千 人 未 满 上	千 人 未 满 上	百 人 未 满 上	百 人 未 满 上	五 十 人 未 满 上	五 十 人 未 满 上	三 十 人 未 满 上	三 十 人 未 满 上	二 十 人 未 满 上	二 十 人 未 满 上
五六、六五〇	五六、六五〇	四〇、七八八	二七、一九二	三二、六六〇	一八、一二八	一五、八六二	一三、五九六	一一、三三〇円	平日	休日	休日	休日	休日	休日	休日	休日	休日	休日	休日
六一、二〇〇	六一、二〇〇	五四、〇六四	二九、三七六	二四、四八〇	一九、五八四	一七、一三六	一四、六八八	一二、二四〇円	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日
五八、九一六	五八、九一六	四九、八五一	三一、七二四	二四、九二六	二一、六六〇	二四、四八〇	二四、四八〇	一一、三三〇円	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日
六三、六四八	六三、六四八	五三、八五六	三四、二七二	二六、九三八	二三、六六〇	二四、四八〇	二四、四八〇	一一、三三〇円	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日
四五、五八六	四五、五八六	三八、五三三	二九、四五八	二三、六六〇	二〇、三九四	一八、一二八	一五、八六二	一一、三三〇円	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日
五一、四〇八	五一、四〇八	四一、六一六	三一、八二四	二四、四八〇	二二、〇三三	一九、五八四	一七、一三六	一一、三三〇円	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日

官報(号外)

16 第四条に次の二項を加える。
 第三項、第四項、第七項及び第八項に規定する時刻を繰り下げた時間又は時刻を繰り上げた時間の端数計算その他これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第四条の二第一項中「三万四百円」を「三万百円」に改める。

第五条第一項の表を次のように改める。

平成十九年三月十六日 衆議院会議録第十四号 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

五六

千人未満	千人未満	千人未満	千人未満	千人未満	千人未満	千人未満	千人未満	千人未満	千人未満	千人未満	千人未満	千人未満	千人未満	千人未満	千人未満	千人未満	千人未満	千人未満	千人未満	
五三 千人未以 満上	三二 千人未以 満上	二千 千人以 未上	千人未 満	開票区 の選挙人の数	投票の翌日	第五条第二項の表を次のように改める。														
五八四、 七五七	四七五、 九六五	三六七、 一七三	二四四、 七八二円	平 日		一、五四三、 七〇六	一、四一八、 二七六	一、二五二、 〇五四	一、〇〇四、 七七九	七九五、 七六四	六六〇、 八〇二	五四八、 九六七	四二八、 二七七	三〇二、 九〇〇円	平 日					
六〇八、 一〇六	四九四、 九七〇	三八一、 八三四	二五四、 五六六円	休 日		一、六〇〇、 七二二	一、四七〇、 四〇四	一、二九六、 六六六	一、〇四一、 一六〇	八二四、 〇〇〇	六八四、 一五一	五六七、 九七二	四四二、 九三八	三一二、 六七四円	休 日					

千人未満	千人未満	千人未満	千人未満	千人未満	千人未満	千人未満	千人未満	千人未満	千人未満	千人未満	千人未満	千人未満	千人未満	千人未満	千人未満	千人未満	千人未満	千人未満	千人未満	
二五一、 二九八円		平 日		第五条第四項の表を次のように改める。		一、五八一、 七一六	一、四五三、 〇二八	一、二八一、 四六二	一、〇二九、 〇三三	八一四、 五八八	六七六、 三六八	五六一、 六三七	四三八、 〇五一	三〇九、 四一六円	平 日					
二六一、 〇九〇円		休 日				一、六三八、 八三六	一、五〇五、 二五二	一、三二七、 一五八	一、〇六五、 四八一	八四二、 八七六	六九九、 七六〇	五八〇、 六七七	四五三、 七三九	三一九、 二〇八円	休 日					

官 報 (号外)

平成十九年三月十六日 衆議院会議録第十四号 国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

第五条第五項の表を次のように改める。												第五条第六項の表を次のように改める。												
三千人未満上			三千人未満上			三千人未満上			三千人未満上			三千人未満上			三千人未満上			三千人未満上			三千人未満上			
三千人未満上	三千人未満上	三千人未満上	三千人未満上	三千人未満上	三千人未満上	三千人未満上	三千人未満上	三千人未満上	三千人未満上	三千人未満上	三千人未満上	三千人未満上	三千人未満上	三千人未満上	三千人未満上	三千人未満上	三千人未満上	三千人未満上	三千人未満上	三千人未満上	三千人未満上	三千人未満上	三千人未満上	
三万以上	三万未以	二万五千人未以	一万五千人未以	一万五千人未以	五千人未以	五千人未以	五千人未以	五千人未以	五千人未以	五千人未以	五千人未以	三千人未以	三千人未以	三千人未以	三千人未以	三千人未以	三千人未以	三千人未以	三千人未以	三千人未以	三千人未以	三千人未以	三千人未以	三千人未以
一一五、八一一	一二二、七七二	一〇八、七三八	九三、六四六	八八、六一六	七六、〇四五	七三、〇〇二	六一、一〇四	五六、一一八円	平日	一、四六五、九〇五	一、三四〇、二五六	一、一七二、七二四	九三五、三八七	七二五、九七二	六〇〇、三三三	四八八、六三五	三七六、九四七	三九一、六三五	五千人未以	五千人未以	五千人未以	五千人未以	五千人未以	五千人未以
一、四〇〇、九〇六	一、二八七、七一六	一、二三六、八一四	九一三、六五九	七二五、〇四四	六〇二、三三二	五〇一、三六七	三九一、五五七	二七八、四二〇円	休日	一、五三三、〇二五	一、三九二、四八〇	一、二二八、四二〇	九七一、八三五	七五四、二六〇	六二三、七一五	五〇七、六七五	三九一、六三五	五千人未以	五千人未以	五千人未以	五千人未以	五千人未以	五千人未以	

第五条第七項の表を次のように改める。												第五条第六項の表を次のように改める。												
千人未満上			千人未満上			千人未満上			千人未満上			千人未満上			千人未満上			千人未満上			千人未満上			
千人未満上	千人未満上	千人未満上	千人未満上	千人未満上	千人未満上	千人未満上	千人未満上	千人未満上	千人未満上	千人未満上	千人未満上	千人未満上	千人未満上	千人未満上	千人未満上	千人未満上	千人未満上	千人未満上	千人未満上	千人未満上	千人未満上	千人未満上	千人未満上	
二一万五千人未以	一万五千人未以	五千人未以	五千人未以	五千人未以	五千人未以	三千人未以	三千人未以	三千人未以	三千人未以	三千人未以	三千人未以	二千人未以	二千人未以	二千人未以	二千人未以	二千人未以	二千人未以	二千人未以	二千人未以	二千人未以	二千人未以	二千人未以	二千人未以	二千人未以
一、二五一、〇五四	一、〇〇四、七七九	七九五、七六四	六六〇、八〇二	五四八、九六七	四二八、二七七	三〇二、九〇〇円	平日	一、二五、〇五四	一、二八五、〇九五	一、一七四、九四四	八二〇、〇一三	六三六、四二八	五二六、二七七	四二八、三六五	三三〇、四五三	二二〇、三〇二円	金額	五千人未以	五千人未以	五千人未以	五千人未以	五千人未以	五千人未以	
一、二九六、六六六	一、〇四一、一六〇	八二四、〇〇〇	六八四、一五一	五六七、九七二	四四二、六七四円	三二二、六七四円	休日	一、二九六、六六六	一、二九六、六六六	一、一七四、九四四	八二〇、〇一三	六三六、四二八	五二六、二七七	四二八、三六五	三三〇、四五三	二二〇、三〇二円	金額	五千人未以	五千人未以	五千人未以	五千人未以	五千人未以	五千人未以	

官報(号外)

第五条第八項の表を次のように改める。		第五条第九項の表を次のように改める。		第五条第十項の表を次のように改める。	
開票区 の選挙人の数	投票の翌日	開票区 の選挙人の数	投票の翌日	開票区 の選挙人の数	投票の翌日
三千人未満	平日	三万五千人未満	平日	三万五千人未満	平日
二千五百人未満	一、四二七、八九五	二万五千人未満	一、一四二、三一六	二万五千人未満	一、五四三、七〇六
一千人未満	三〇九、四一六円	三万人以上	一、三〇五、五〇四	三万五千人未満	一、六〇〇、七二一
五百人未満	五六一、〇五一	二万五千人未満	一、一八七、九二八	二万五千人未満	一、四七〇、四〇四
三百人未満	三一九、二〇八円	一万五千人未満	一、三五七、六三二	一万五千人未満	一、四一八、二七六
一百人未満	四五二、七三九	五千人未満	九四七、五一四	五千人未満	一、二八一、四六二
五十人未満	五八〇、六七七	一千人未満	六〇八、一〇六	一千人未満	一、〇二九、〇三三
三十人未満	六九九、七六〇	五百人未満	七三五、三八四	五百人未満	一、三三七、一五八
二十人未満	六七六、三六八	三百人未満	八〇八、一〇六	三百人未満	一、五八一、七一六
十人未満	五六一、六三七	一百人未満	九四八、九一〇	一百人未満	一、四五三、〇二八
五人未満	三〇九、四一六円	五十人未満	九一一、一三三	五十人未満	一、六三八、八三六
三人未満	五六一、六三七	三十人未満	七〇七、一四八	三十人未満	一、五〇五、二五二
二人未満	三〇九、四一六円	二十人未満	五八四、七五七	二十人未満	一、六四二、八七六
一人未満	五六一、六三七	十人未満	四七五、九六五	十人未満	一、五八、五八八
未満上	六七六、三六八	五人未満	三六七、一七三	五人未満	一、〇六五、四八一
未満上	五六一、六三七	三人未満	二五四、五五六円	三人未満	一、三三七、一五八
未満上	三〇九、四一六円	二人未満	二四四、七八二円	二人未満	一、三三七、一五八
未満上	五六一、六三七	一人未満	一、五四三、七〇六	一人未満	一、三三七、一五八
未満上	三〇九、四一六円	未満上	一、四二七、八九五	未満上	一、三三七、一五八

第五条第十項の表を次のように改める。		第五条第十一項の表を次のように改める。		第五条第十二項の表を次のように改める。	
開票区 の選挙人の数	投票の翌日	開票区 の選挙人の数	投票の翌日	開票区 の選挙人の数	投票の翌日
三千人未満	平日	三万五千人未満	平日	三万五千人未満	平日
二千五百人未満	一、四六五、九〇五	二万五千人未満	一、三四〇、二五六	二万五千人未満	一、五四三、〇二五
一千人未満	三一九、二〇八円	一万五千人未満	一、一七二、七二四	一万五千人未満	一、三九二、四八〇
五百人未満	四五二、七三九	五千人未満	九三五、三八七	五千人未満	一、二二八、四二〇
三百人未満	五八〇、六七七	一万五千人未満	七二五、九七二	一万五千人未満	九七一、八三五
一百人未満	六九九、七六〇	三千人未満	六〇〇、三三三	三千人未満	七五四、二六〇
五十人未満	六七六、三六八	二千人未満	四八八、六三五	二千人未満	六二三、七一五
三十人未満	五六一、六三七	一千人未満	三七六、九四七	一千人未満	五〇七、六七五
二十人未満	三〇九、四一六円	五百人未満	二五一、二九八円	五百人未満	三九一、六三五
十人未満	五六一、六三七	三百人未満	一、五四三、〇二五	三百人未満	二六一、〇九〇円
五人未満	三〇九、四一六円	一百人未満	一、四二七、八九五	一百人未満	一、三三七、一五八
三人未満	五六一、六三七	五十人未満	一、三五七、六三二	五十人未満	一、三三七、一五八
二人未満	三〇九、四一六円	三十人未満	九一一、一三三	三十人未満	一、三三七、一五八
一人未満	五六一、六三七	二十人未満	七〇七、一四八	二十人未満	一、三三七、一五八
未満上	三〇九、四一六円	十人未満	五八四、七五七	十人未満	一、三三七、一五八
未満上	五六一、六三七	五人未満	四七五、九六五	五人未満	一、三三七、一五八
未満上	三〇九、四一六円	三人未満	三六七、一七三	三人未満	一、三三七、一五八
未満上	五六一、六三七	二人未満	二五四、五五六円	二人未満	一、三三七、一五八
未満上	三〇九、四一六円	一人未満	一、五四三、〇二八	一人未満	一、三三七、一五八
未満上	五六一、六三七	未満上	一、四二七、八九五	未満上	一、三三七、一五八

官報(号外)

平成十九年三月十六日	衆議院会議録第十四号	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
三千人以上未満上	六一、一〇四	三九一、五五七
二千人以上未満上	七三、〇〇二	五〇一、三六七
一千人以上未満上	七六、〇四五	六〇二、三三二
五百人以上未満上	八八、六一六	七二五、〇四四
三百人以上未満上	九三、六五九	九一三、六五九
二百人以上未満上	一〇八、七三八	一、一三六、八一四
一百人以上未満上	一二五、七七二	一、二八七、七一六
五十人以上未満上	一、四〇〇、九〇六	三三〇、三〇二円
三十人以上未満上	一二一、八一	四二八、三六五
二十人以上未満上	一一二、七七二	五二六、二七七
十人以上未満上	八二〇、〇一三	六三六、四二八
五人以上未満上	一、〇二八、〇七六	一、二八五、九四四
三人以上未満上	一、一七四、九四四	一、二八五、〇九五
二人以上未満上	二、二八五、九四四	二、二八五、〇九五
一人以上未満上	三、三二、二二二	三、三二、二二二
未以上	四、四一、二二二	四、四一、二二二

第五条第十二項の表を次のように改める。

都道府県の世帯数	選舉						参議院比例代表選出議員選挙分会及び衆議院小選挙区選出議員選挙会	金額
	参議院選挙区選出議員選挙分会	衆議院比例代表選出議員選挙分会	衆議院小選挙区選出議員選挙会	衆議院小選挙区選出議員選挙会	参議院選挙区選出議員選挙分会	参議院選挙区選出議員選挙会		
六百人以上未満上	六、五、四、三、二、一	六、五、四、三、二、一	六、五、四、三、二、一	六、五、四、三、二、一	六、五、四、三、二、一	六、五、四、三、二、一	二、二六六、四六四	一、二〇一、一九七
五百人以上未満上	五百七十人未満上	五百四十人未満上	五百十人未満上	五百万人未満上	五百十人未満上	五百十人未満上	六九〇、〇四七円	六九〇、〇四七円
四百人以上未満上	三九	四二	四三	四四	四四	四六円	二、二六六、四六四	二、二六六、四六四
三百人以上未満上	九九	九四	〇一	一	一	一銭	六九〇、〇四七円	六九〇、〇四七円
二百人以上未満上	三九	四二	四二	四三	四五	四六円	二、二六六、四六四	二、二六六、四六四
一百人以上未満上	八二	七三	七五	二九	五五	〇三銭	二、二六六、四六四	二、二六六、四六四
五十人以上未満上	一七	一七	一七	一七	一八	一八円	二、二六六、四六四	二、二六六、四六四
三十人以上未満上	二一	四八	七三	八九	三六	七八銭	二、二六六、四六四	二、二六六、四六四

第五条第十三項中「前条第五項及び第六項」を「第四条第九項及び第十項」に、「同条第八項」を「同条第十二項」に改め、同条第十四項中「四千六十五円」を「四千八十八円」に改める。

第六条第一項の表を次のように改める。

第六条第二項中「四十五万九十八円」を「四十三万七千五百二十六円」に、「六十四万五千七百九十八円」を「六十二万五千七百二十円」に、「百十七万六千九百十二円」を「百十三万九百八十五円」に改め、同条第三項中「道の区域にあつては、十一月一日から四月三十日まで」を削り、「三万二千三百二十六円」を「二万六千七百七十五円」に、「旧寒冷地手当を支給していた」を「寒冷地手当を支給する」に、「当該旧寒冷地手当」を「当該寒冷地手当」に、「四万四百八円」を「五万三千五百五十円」に、「四万八千四百八十九円」を「四万七千百二十四円」に、「五万二千五百三十円」を「四万五千七百八十五円」に、「五万六千五百七十一円、五級地にあつては六万四千六百五十一円(道の区域にあつては、六万七千九百七十九円)」を「三万六千九百五十円」に改める。

第七条第一項の表を次のように改める。

「第八条第一項の表中「四〇」を「三九」に、「五七」を「五五」に、「八五」を「八三」に改め、同条第二項中「四十五円」を「四十四円」に改め、同項の表中「一二一」を「一一八」に、「一七七」を「一七三」に、「二二五」を「二一六」に、「二六九」を「二六二」に、「三一四」を「三〇五」に、「三六〇」を「三五〇」に、「四〇五」を「三九四」に改め、同条第三項中「二十三円」を「二十二円」に改め、同項の表中「六一」を「五九」に、「八九」を「八七」に、「一一一」を「一〇八」に、「一三五」を「一三二」に、「一五七」を「一五三」に、「一八〇」を「一七五」に、「二〇三」を「一九七」に改め、同条第五項の表中「四〇」を「三九」に、「五七」を「五五」に、「八五」を「八三」に改める。第八条の二の表を次のように改める。

区画数	区市町村		区
	九	九	
十九	未 満	一五、 二三五円	市
十	三 以 上	一六、 八〇〇	一四、 一七五円
		一八、 三七五	一五、 七五〇
		一七、 三三五	一四、 七〇〇
		一六、 二七五	一三、 一二五円

第九条第一項の表を次のように改める。

休 日	開催の時		金 額
	平 日	休 日	
	昼間(午前八時三十分から午後五時三十分まで) をいうものとする。	夜間(午後五時三十分から午前八時三十分まで) をいうものとする。(以下この条において同じ)。	六、 八六六円
			二三、 九六六
			二五、 三三七

第九条第二項中「一万七千百九円」を「一万六千九百九十八円」に、「一万八千四百七十九円」を「一万八千三百五十九円」に改め、同条第六項中「(道の区域にあつては、十一月一日から四月三十日まで)を削り、「三百六十九円」を「三百五十七円」に、「旧寒冷地手当」を「当該寒冷地手当」を支給していた」を「寒冷地手当を支給するに、「当該旧寒冷地手当」を「当該寒冷地手当」に、「四百六十二円」を「七百二十四円」に、「五百四円」を「六百二十八円」に、「五百九十九円」を「六百十円」に、「六百四十六円」、五級地にあつては七百三十八円(道の区域にあつては一千百九円)」を「四百九十三円」に改める。第十三条第一項の表を次のように改める。

区 分	衆議院議員選挙		参議院議員選挙
	選挙人の数が五十万人未満のもの	選挙人の数が五十万人以上七十五万	
二二、〇四三、一八三	一七、四五六、三二六円	一三、四〇二、五六一円	一六、〇八七、三四三

じい七項項く市市 。を大 。とお第三次除都			区			大都 市			認定出先機関			都道府県の支庁又は地方事務所			都道府県		
選挙人の数が十五万人以上のもの	選挙人の数が五万人以上のもの	選挙人の数が三万人以上のもの	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	選挙人の数が十五万人以上のもの	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	選挙人の数が三万人未満のもの	選挙人の数が三万人未満のもの	選挙人の数が三万人未満のもの			
選挙人の数が十五万人以上のもの	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	選挙人の数が三万人未満のもの	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	選挙人の数が三万人未満のもの	選挙人の数が三万人未満のもの	選挙人の数が三万人未満のもの			
一一、〇六四、〇六九	八、九七二、九一三	六、三〇六、九八七	四、一六五、六八一	一〇、四七三、三五四	八、六六九、四三七	一〇、四七三、三五四	八、六六九、四三七	七、二〇六、一六九	六、一五一、三四〇	六、一五一、三四〇	一〇、六一六、一一三	四、九四四、三三二	六八、六〇九、八四六	四六、二九六、二八七	三六、〇一七、七五二	三五、三二一、四九六	二七、〇四七、三六七
一〇、四二六、九五四	八、三三〇、〇七三	五、八〇五、八二八	三、八三八、二〇七	九、九五六、八一四	八、〇四七、六四五	九、九五六、八一四	八、〇四七、六四五	六、五一四、二〇九	五、四二四、二九六	五、四二四、二九六	二、〇五六、六二〇	五二、〇四三、七七〇	六八、六〇九、八四六	四六、二九六、二八七	三六、〇一七、七五二	三三、〇八二、八五九	二七、〇四七、三六七

官報(号外)

選挙人の数が千人未満のもの	四〇〇、〇四四	三八二、四七八	認定出先機関	二、二八四、七三七	一、七五六、七二〇	大都市	九、六七九、九〇八
選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	四二四、九一三	四〇七、三四七					
選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	六三五、七八二	五八七、三〇二					
選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	一、一一〇、〇一九	九六二、〇一三					
選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	一、七二七、四九八	一、五五二、七四八					
選挙人の数が一万以上二万人未満のもの	二、一三〇、二〇二	一、九〇四、九五六					
選挙人の数が二万人以上のもの	二、六〇七、〇一六	二、三六六、三五八					
第十三条第二項の表を次のように改める。							
区	分	衆議院議員選挙	参議院議員選挙	区	市	町	村
選挙人の数が五十万人未満のもの	九、七四一、五八八円	七、七一三、四〇〇円	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	二、二七四、四〇七	四、九六二、八四三	選挙人の数が五万人未満のもの	四、五〇四、二九九
選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	一、三三二、九九六	八、九七〇、七二五	選挙人の数が三万人以上十万人未満のもの	二、五五六、一六九	四、七三三、五七一	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	四、五八〇、七二三
選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの	一二、九〇四、四〇四	一〇、二二八、〇五〇	選挙人の数が三万人以上十五万人未満のもの	三、七〇七、五一五	二、二四五、三〇五	選挙人の数が五万人以上十五万人未満のもの	三、九〇五、八七一
選挙人の数が百二十五万人以上百二十五万人未満のもの	一二、九〇四、四〇四	一〇、二二八、〇五〇	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	三、七〇七、五一五	二、二四五、三〇五	選挙人の数が五万人以上十五万人未満のもの	三、九〇五、八七一
選挙人の数が百五十万人以上二百万人未満のもの	一三、八九四、七九四	一、〇五七、三九〇	選挙人の数が十万人以上十万人未満のもの	二、五〇五、一四四	四、九八七、四一〇	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	四、四二五、二四六
選挙人の数が二百五十万人以上二百五十万人未満のもの	一四、四一四、四九七	一、四八五、三七五	選挙人の数が十五万人以上のもの	五、六〇七、四一六	四、九八七、四一〇	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	四、四二五、二四六
選挙人の数が三百万人以上三百万人未満のもの	一五、五八八、五一三	一二、三一四、七一五	選挙人の数が千人未満のもの	三五四、六五一	四、九八七、四一〇	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	四、四二五、二四六
都道府県							
選挙人の数が三百万人以上のもの	二〇、三八九、七七三	一六、一三九、九五〇	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	五四四、七五九	三三九、二三九	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	三、九〇五、八七一
都道府県の支庁又は地方事務所	四、四五七、一六三	三、四四二、〇三〇	選挙人の数が二千人以上五千人未満のもの	九四〇、二〇五	四九八、四三三	選挙人の数が五万人以上十五万人未満のもの	三、九〇五、八七一
			選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	一、四六五、二九一	七九四、五一九	選挙人の数が五万人以上十五万人未満のもの	三、九〇五、八七一
			選挙人の数が一万以上二万人未満のもの	一、七四三、五一八	一、二九二、八六一	選挙人の数が五万人以上十五万人未満のもの	三、九〇五、八七一
			選挙人の数が二万人以上のもの	二、〇九八、一六九	一、五二〇、五九二	選挙人の数が五万人以上十五万人未満のもの	三、九〇五、八七一

平成十九年三月十六日 衆議院会議録第十四号 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正する法律案及び同報告書

第十三条第三項の表を次のように改める。

区		分	衆議院議員選挙	参議院議員選挙
都道府県	選挙人の数が五十万人未満のもの	一、〇八一、三五九円	八一六、一二〇円	選挙人の数が千人以上二千人未満のもの
都道府県	選挙人の数が五十万人以上七十五万未満のもの	一、二三四、一八〇	九一八、一三五	選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの
都道府県	選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの	一、三六七、〇〇一	一、〇二〇、一五〇	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの
都道府県	選挙人の数が百五十万人以上百二十五万人未満のもの	一、三六七、〇〇一	一、〇二〇、一五〇	選挙人の数が二千人以上五千人未満のもの
都道府県	選挙人の数が百五十万人以上百五万人未満のもの	一、三六七、〇〇一	一、〇二〇、一五〇	選挙人の数が二千人以上五千人未満のもの
都道府県	選挙人の数が百五十万人以上二百五十万人未満のもの	一、四八九、四一九	一、一二三、一六五	選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの
都道府県の支庁又は地方事務所	選挙人の数が三百万人以上のもの	一、四八九、四一九	一、一二三、一六五	選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの
都道府県の支庁又は地方事務所	選挙人の数が二百五十万人以上三百万人未満のもの	一、四八九、四一九	一、一二三、一六五	選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの
都道府県の支庁又は地方事務所	選挙人の数が一百五十万人以上二百万万人未満のもの	一、四八九、四一九	一、一二三、一六五	選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの
都道府県の支庁又は地方事務所	選挙人の数が三十万人未満のもの	五五〇、八八一	四〇八、〇六〇	選挙人の数が二万人以上三万人未満のもの
大都市	認定出先機関	二六五、二三九	二〇四、〇三〇	選挙人の数が二万人以上三万人未満のもの
区	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	七八、三二八	七八、三二八	七八、三二八
市	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	一三七、〇七四	五八、七四六	五八、七四六
市	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	二三四、九八四	九七、九一〇	五八、七四六
市	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	三三二、八九四	二五四、五六六	五八、七四六
市	選挙人の数が十五万人以上のもの	三七一、〇五八	二七四、一四八	五八、七四六

町村		選挙人の数が二万人以上三万人未満のもの	選挙人の数が二万人以上三万人未満のもの	選挙人の数が二万人以上三万人未満のもの	選挙人の数が二万人以上三万人未満のもの
都道府県の支庁又は地方事務所	寒冷地手当の支給地域	都道府県の支庁又は地方事務所若しくは認定出先機関又は市区町村	都道府県の支庁又は地方事務所若しくは認定出先機関又は市区町村	都道府県の支庁又は地方事務所若しくは認定出先機関又は市区町村	都道府県の支庁又は地方事務所若しくは認定出先機関又は市区町村
四級地	三級地	二级地	一级地	二级地	一级地
四級地	三級地	二级地	一级地	二级地	一级地
四級地	三級地	二级地	一级地	二级地	一级地
四級地	三級地	二级地	一级地	二级地	一级地
四級地	三級地	二级地	一级地	二级地	一级地
四級地	三級地	二级地	一级地	二级地	一级地
四級地	三級地	二级地	一级地	二级地	一级地

第十三条第四項中「(道の区域にあつては、十一月一日から四月三十日まで)」を削り、「一万千八百円」を「一万七百十円」に、「五千五百四十二円」を「五千三百五十五円」に、「旧寒冷地手当を支給していた」を「寒冷地手当を支給する」に、「当該旧寒冷地手当」を「当該寒冷地手当」に改め、同項の表を次のように改める。

第十三条第八項中「(昭和二十五年法律第二百号)」を削る。
第十四条第一項第一号中「一万七百円」を「一万六百円」に改め、同項第二号中「一万二千七百円」を「一万二千六百円」に改め、同項第三号中「一万千二百円」を「一万千一百円」に改め、同項第四号中「二万七百円」を「二万六百円」に改め、同項第五号
中「一万八百円」を「一万七百円」に改め、同項第六号中「九千六百円」を「九千五百円」に改め、同項第七号及び第八号中「八千九百円」を「八千八百円」に改める。
第十五条第一項中「千五百二十五円」を「千四百八十四円」に、「百六十三円」を「百五十九円」に改める。
第十六条第一項中「一千五百円」を「一千四百円」に改める。

第十七条第二項中「三、五二二、二七二」を「二、二六六、四六四」に、「一、四〇四、一七八」を「一、二七四、二〇七」に改め、「二、五一、八七二」とあるのは「一、四〇〇、九七八」と削り、「百十七万六千九百十二円」を「百十三万九百八十五円」に、「七十一万六千百六十八円」を「六十九万百十円」に改める。

第二十二条中「第四条第十一項」を「第四条第十项」に改める。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律の施行前にその期日を公示され又は告示された国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例による。
- 3 地方自治法昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第百七十九号)の項中「第四条第十一項」を「第四条第十五項」に改める。

理由

最近における公務員給与の改定及び物価の変動等の実情を考慮し、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

議案の目的及び要旨

本案は、最近における公務員給与の改定、物価変動及び地方公共団体における選挙執行の状況等にかんがみ、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定しようとするものであり、

その主な内容は次のとおりである。

1 最近における公務員給与の改定及び地方公共団体における選挙執行の状況等を踏まえ、投票所経費、開票所経費、事務費等の基準額について、その積算基礎である超過勤務手当費及び費用弁償額等を実情に即するよう見直し、これらの基準額を改定するものとすること。

2 最近における物価の変動等を踏まえ、選挙公報発行費及びポスター掲示場費等の基準額について、その積算基礎である労務賃等を実情に即するよう見直し、これらの基準額を改定するものとすること。

3 この法律は、公布の日から施行するものとすること。

二 議案の可決理由

本案は、最近における公務員給与の改定、物価変動及び地方公共団体における選挙執行の状況等にかんがみ、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定しようとするもので、その措置は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十九年三月十六日

政治倫理の確立及び
公職選挙法改正に
関する特別委員長
今井 宏

衆議院議長 河野 洋平殿

官 報 (号 外)

明治二十二年三月三十日
郵便物認可

平成十九年三月十六日 衆議院会議録第十四号

発行所
二東京一〇番地五番区四都港虎ノ門四丁目
独立行政法人国立印刷局
電話
03(3587)4294
定価
(本体 130円)